

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案参照条文

目次

○	会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）	1
○	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）	1
○	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	3
○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	3
○	公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第一百七十七号）（抄）	4
○	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）	4
○	情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）	4
○	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）	5
○	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）	6
○	公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）	6
○	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）	9
○	国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）	10
○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）	10
○	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）	10
○	道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）	11
○	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）	11
○	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	11
○	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）	11
○	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）	12

○	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	（抄）	12
○	公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）	（抄）	13
○	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）	（抄）	14
○	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	（抄）	14
○	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	（抄）	14
○	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	（抄）	14
○	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）	（抄）	15
○	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	（抄）	15
○	不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）	（抄）	15
○	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）	（抄）	16
○	健康増進法（平成十四年法律第三百三号）	（抄）	16
○	独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）	（抄）	16
○	食品表示法（平成二十五年法律第七十号）	（抄）	16
○	恩給法（大正十二年法律第四十八号）	（抄）	17
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）	17
○	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）	（抄）	21
○	政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）	（抄）	22
○	公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）	（抄）	22
○	電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）	（抄）	23
○	放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）	（抄）	26
○	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）	27
○	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	（抄）	42

○	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）	（抄）	44
○	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	（抄）	45
○	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）	（抄）	46
○	地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）	（抄）	46
○	有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）	（抄）	47
○	恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第一百五十五号）	（抄）	47
○	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）	（抄）	48
○	行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）	（抄）	48
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（抄）	55
○	引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十四号）	（抄）	55
○	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）	（抄）	55
○	公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十号）	（抄）	56
○	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	（抄）	56
○	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）	（抄）	56
○	行政手続法（平成五年法律第八十八号）	（抄）	57
○	政党助成法（平成六年法律第五号）	（抄）	58
○	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）	（抄）	58
○	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	（抄）	59
○	特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百一十号）	（抄）	60
○	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）	（抄）	60
○	民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）	（抄）	61
○	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五百一十一号）	（抄）	62

○	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）	（抄）	62
○	行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）	（抄）	62
○	独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）	（抄）	63
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）	（抄）	65
○	市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）	（抄）	65
○	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	（抄）	65
○	戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）	（抄）	66
○	外国人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）	（抄）	66
○	供託法（明治三十二年法律第十五号）	（抄）	66
○	戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	（抄）	67
○	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	（抄）	67
○	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）	（抄）	68
○	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	（抄）	69
○	出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）	（抄）	69
○	破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）	（抄）	70
○	売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）	（抄）	70
○	行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）	（抄）	71
○	商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）	（抄）	71
○	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）	（抄）	71
○	動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）	（抄）	72
○	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第百四十七号）	（抄）	72
○	後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）	（抄）	72

○	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（抄）	73
○	不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	73
○	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）（抄）	73
○	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）	74
○	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）	78
○	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）	81
○	刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）（抄）	82
○	外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）	83
○	相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）	83
○	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）	83
○	連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）（抄）	84
○	関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）	85
○	とん税法（昭和三十二年法律第三十七号）（抄）	85
○	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	85
○	国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（抄）	86
○	国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）	87
○	所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）	96
○	法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）	96
○	通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）	96
○	清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）（抄）	97
○	自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九条）（抄）	97

○	消費税法（昭和六十三年法律第八号）	（抄）	97
○	地価税法（平成三年法律第六十九号）	（抄）	97
○	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第一百 七号）	（抄）	98
○	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	（抄）	99
○	文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）	（抄）	99
○	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）	（抄）	99
○	文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）	（抄）	100
○	宗教法（昭和二十六年法律第二百二十六号）	（抄）	101
○	私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）	（抄）	101
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	（抄）	102
○	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	（抄）	102
○	私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）	（抄）	102
○	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）	（抄）	103
○	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）	（抄）	103
○	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）	（抄）	103
○	健康保険法（大正十一年法律第七十号）	（抄）	103
○	船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）	（抄）	104
○	労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）	（抄）	104
○	労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）	（抄）	105
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）	（抄）	105
○	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）	（抄）	105

○	食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）	（抄）	106
○	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）	（抄）	106
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一十号）	（抄）	106
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）	（抄）	107
○	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）	（抄）	107
○	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）	（抄）	108
○	特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）	（抄）	108
○	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）	（抄）	108
○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	（抄）	108
○	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	（抄）	109
○	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）	（抄）	109
○	狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）	（抄）	109
○	検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）	（抄）	110
○	戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）	（抄）	111
○	地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律二百八十九号）	（抄）	111
○	と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）	（抄）	112
○	社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）	（抄）	112
○	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）	（抄）	116
○	歯科技工士法（昭和三十年法律第六十八号）	（抄）	116
○	労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）	（抄）	117
○	引揚者給付金等支給法（昭和三十二年法律第九号）	（抄）	120
○	美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）	（抄）	120

○	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）	（抄）	120
○	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	（抄）	121
○	国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）	（抄）	121
○	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）	（抄）	122
○	じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）	（抄）	122
○	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	（抄）	123
○	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）	（抄）	123
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）	（抄）	124
○	児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）	（抄）	124
○	戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）	（抄）	125
○	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第六十八号）	（抄）	125
○	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）	（抄）	125
○	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）	（抄）	126
○	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）	（抄）	126
○	戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）	（抄）	126
○	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）	（抄）	126
○	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	（抄）	127
○	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）	（抄）	128
○	失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）	（抄）	128
○	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）	（抄）	128
○	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）	（抄）	129

○	児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）	（抄）	129
○	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）	（抄）	129
○	雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）	（抄）	129
○	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）	（抄）	130
○	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）	（抄）	130
○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）	附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）	（抄）	130
○	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）	（抄）	130
○	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）	（抄）	131
○	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）	（抄）	131
○	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）	（抄）	131
○	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	（抄）	131
○	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七十七号）	（抄）	132
○	厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）	（抄）	132
○	介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）	（抄）	132
○	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）	附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）	（抄）	133
○	精神保健福祉士法（平成九年法律第三百一十一号）	（抄）	133
○	言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）	（抄）	133
○	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）	（抄）	133
○	児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）	（抄）	134
○	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の		134

○	法律（平成十三年法律第百一号）（抄）	135
○	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）	135
○	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）	135
○	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）（抄）	136
○	社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）（抄）	136
○	厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（抄）	137
○	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（抄）	137
○	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）（抄）	138
○	平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）（抄）	138
○	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）（抄）	138
○	再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）（抄）	139
○	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第 号）（抄）	140
○	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）（抄）	140
○	農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）	140
○	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）	141
○	漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）（抄）	143
○	肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）	144
○	漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）（抄）	145
○	植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）（抄）	145
○	漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（抄）	146

○	家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）	（抄）	146	
○	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	（抄）	146	
○	農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）	（抄）	147	
○	家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）	（抄）	147	
○	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	（抄）	148	
○	水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）	（抄）	149	
○	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	（抄）	149	
○	農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）	（抄）	149	
○	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）	（抄）	150	
○	農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）	（抄）	150	
○	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五五号）	（抄）	150	
○	家畜取引法（昭和三十一年法律第二百二十三号）	（抄）	151	
○	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一百号）	附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）	（抄）	151
○	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）	（抄）	151	
○	農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）	（抄）	152	
○	種苗法（平成十年法律第八十三号）	（抄）	152	
○	持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）	（抄）	153	
○	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）	（抄）	153	
○	独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）	附則第七条第三項及び第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）	による廃止前の独立行	

○	政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）	（抄）	153
○	鉦山保安法（昭和二十四年法律第七十号）	（抄）	155
○	工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）	（抄）	155
○	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）	（抄）	155
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）	（抄）	156
○	商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	（抄）	156
○	鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）	（抄）	156
○	採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）	（抄）	157
○	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	（抄）	158
○	航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）	（抄）	158
○	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	（抄）	159
○	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）	（抄）	159
○	武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）	（抄）	159
○	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）	（抄）	160
○	工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）	（抄）	160
○	工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）	（抄）	160
○	特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）	（抄）	161
○	実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）	（抄）	161
○	意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）	（抄）	162
○	商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）	（抄）	162
○	小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五百五十五号）	（抄）	164
○	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	（抄）	164

○	電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）	（抄）	165
○	割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）	（抄）	165
○	電気用品安全法（昭和三十六年法律第百三十四号）	（抄）	165
○	電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）	（抄）	166
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）	（抄）	166
○	砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）	（抄）	167
○	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）	（抄）	167
○	電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）	（抄）	167
○	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）	（抄）	168
○	熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）	（抄）	168
○	石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）	（抄）	168
○	金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）	（抄）	168
○	消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）	（抄）	169
○	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）	（抄）	169
○	石油需給適正化法（昭和四十八年法律第百二十二号）	（抄）	169
○	揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）	（抄）	170
○	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚 <small>だんぼ</small> の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）	（抄）	170
○	エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	（抄）	170
○	深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）	（抄）	170
○	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）	（抄）	171
○	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）	（抄）	171

○	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）	（抄）	171
○	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）	（抄）	171
○	計量法（平成四年法律第五十一号）	（抄）	172
○	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）	（抄）	172
○	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	（抄）	172
○	電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）	（抄）	173
○	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百十七号）	（抄）	173
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	（抄）	174
○	経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百四十二号）	（抄）	174
○	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）	（抄）	175
○	水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）	（抄）	175
○	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	（抄）	175
○	陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）	（抄）	175
○	船員法（昭和二十二年法律第一百号）	（抄）	176
○	海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）	（抄）	176
○	建設業法（昭和二十四年法律第一百号）	（抄）	176
○	通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）	（抄）	177
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）	（抄）	177
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）	（抄）	178
○	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	（抄）	178
○	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百四十九号）	（抄）	179
○	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）	（抄）	179

○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	（抄）	179
○	土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）	（抄）	180
○	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）	（抄）	181
○	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	（抄）	181
○	道路法（昭和二十七年法律第八十号）	（抄）	181
○	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）	（抄）	182
○	臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百十九号）	（抄）	182
○	土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）	（抄）	183
○	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）	（抄）	184
○	都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）	（抄）	184
○	海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）	（抄）	185
○	高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）	（抄）	185
○	地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）	（抄）	186
○	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）	（抄）	186
○	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）	（抄）	187
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）	附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものと される同法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（抄）	187
○	住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）	（抄）	187
○	公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第一百五十号）	（抄）	187
○	共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）	（抄）	188
○	近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第四百十五号）	（抄）	188
○	河川法（昭和三十九年法律第六十七号）	（抄）	188

○	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第一百十号）	（抄）	189
○	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）	（抄）	189
○	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	（抄）	189
○	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	（抄）	190
○	タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）	（抄）	192
○	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）	（抄）	192
○	新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）	（抄）	193
○	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）	（抄）	193
○	国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）	（抄）	193
○	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	（抄）	193
○	船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）	（抄）	194
○	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	（抄）	194
○	鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）	（抄）	195
○	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）	（抄）	195
○	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）	（抄）	195
○	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	（抄）	195
○	国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）	（抄）	197
○	大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）	（抄）	197
○	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）	（抄）	198
○	小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第百二号）	（抄）	198
○	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	（抄）	198
○	マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	（抄）	198

○	独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）（抄）	199
○	独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）（抄）	199
○	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）（抄）	199
○	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）	200
○	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）	200
○	自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）（抄）	200
○	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）（抄）	201
○	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）（抄）	201
○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和三十五年法律第百三十七号）（抄）	201
○	自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）（抄）	202
○	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和三十八年法律第百一十一号）（抄）	202
○	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和三十九年法律第百四号）（抄）	203
○	湖沼水質保全特別措置法（昭和三十九年法律第六十一号）（抄）	203
○	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）	203
○	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（抄）	204
○	南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（抄）	204
○	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）	204
○	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）（抄）	205
○	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）（抄）	205
○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和三十七年法律第百四十号）（抄）	205
○	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に	205

伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）	（抄）	206
防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）	（抄）	207
○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）		
（抄）		207
○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）	（抄）	208
○ 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）	（抄）	209
○ 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）	（抄）	209
○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）	（抄）	210
○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）	（抄）	210

○ 会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第十九条の二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

②・③（略）
第十九条の五 第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）（抄）

※ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

第十二条（略）
（人事院会議）

②⑤（略）
⑥ 人事院は、次に掲げる権限を行う場合においては、人事院の議決を経なければならない。

一 十二（略）
十三 第三百三条の規定による異議申立てに対する決定
十四 十六（略）

（国家公務員倫理審査会への権限の委任）

第十七条の二 人事院は、前条の規定による権限（職員の職務に係る倫理の保持に関して行われるものに限り、かつ、第九十条第一項に規定する不服申立てに係るものを除く。）を国家公務員倫理審査会に委任する。

（適用除外）

第八十一条 次に掲げる職員の分限（定年に係るものを除く。次項において同じ。）については、第七十五条、第七十八条から前条まで及び第八十九条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。

一・二（略）

②（略）

（職員の意に反する降給等の処分に関する説明書の交付）

第八十九条（略）

③ 第一項の説明書には、当該処分につき、人事院に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

（不服申立て）

第九十条 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事院に対してのみ行政不服審査法による不服申立て（審査請求又は異議申立て）をすることができる。

② 前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

③ 第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。
（不服申立期間）

第九十条の二 前条第一項に規定する不服申立ては、処分説明書を受領した日の翌日から起算して六十日以内に行なわなければならない。処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

第九十一条 第九十条第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事院又はその定める機関は、ただちにその事案を調査しなければならない。

②④ (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十二条の二 第八十九条第一項に規定する処分であつて人事院に対して審査請求又は異議申立てをすることができるものの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第百三条 (略)

②④ (略)

⑤ 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容について不服があるときは、その通知を受領した日の翌日から起算して六十日以内に、人事院に行政不服審査法による異議申立てをすることができる。

⑥ 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三項の規定は前項の異議申立てのあつた場合について、第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消しの訴えについて、それぞれ準用する。

⑦ 第五項の異議申立てをしなかつた職員及び人事院が異議申立てについて調査した結果、通知の内容が正当であると決定せられた職員は、人事院規則の定めるところにより、人事院規則の定める期間内に、その企業に対する関係の全部若しくは一部を絶つか、又はその官職を退かなければならない。

(在職中の求職の規制)

第百六条の三 (略)

②④ (略)

⑤ 再就職等監視委員会が第三項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

第百六条の四 (略)

②④ (略)

⑧ 再就職等監視委員会が第六項の規定により委任を受けた権限に基づき行う承認(前項の規定により委任を受けた権限に基づき再就職等監察官が行う承認を含む。)についての行政不服審査法による不服申立ては、再就職等監視委員会に対して行うことができる。

⑨ (略)

(職員団体の登録)

第百八条の三 (略)

②③ (略)

④ 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは

決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることとを妨げない。

⑤
⑩ (略)

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

（目的及び適用範囲）

第一条 この法律は、次に掲げる国家公務員（以下「特別職の職員」という。）の受ける給与及び公務又は通勤による災害補償について定めることを目的とする。

一 三十一 (略)

三十二 五十八 (略)

五十九 七十五 (略)

別表第一（第三条関係）

官 職 名	俸 給 月 額
食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員 情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員 公益認定等委員会の常勤の委員 証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	九三一、〇〇〇円

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

第十九条の六 (略)

2 5 (略)

6 一時差止処分に対する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てについては、一時差止処分は国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分と、一時差止処分を受けた者は同法第九十条第一項に規定する職員と、前項の説明書は

7 同法第九十条の二の処分説明書とそれぞれみなして、同法第九十条から第九十二条の二までの規定を適用する。
(略)

○ 公務員等の懲戒免除等に関する法律（昭和二十七年法律第十七号）（抄）

（不服申立て等との関係）

第八条 第二条から第五条までの規定は、懲戒の処分を受け、又は弁償若しくは賠償を命ぜられた者が、その処分に対し、法令の規定により審査請求、異議申立てその他の不服申立てをし、又は訴を提起する権利に影響を及ぼすものではない。

○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）（抄）

（退職手当の支払の差止め）

第十三条（略）

2・3（略）

4 前三項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5（略）

10（略）

○ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

（設置）

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）第十八条第二項

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項

（合議体）

第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

（定義）

第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

2・3 (略)

第九条 (審査会の調査権限)

2・3 (略)

4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第十条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の閲覧)

第十三条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立ての制限)

第十五条 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

(答申書の送付等)

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

○ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）（抄）

(委員会への諮問)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十八条第三項の規定による命令又は第二十九条第一項第二号若しくは第

三号若しくは第二項の規定による公益認定の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。

一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合
二 異議申立てをした一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益法人が第六条各号のいずれかに該当するものである場合
三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての異議申立てである場合
（内閣総理大臣による送付等）

第四十五条（略）

2（略）

3 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一（三）（略）

四 第四十三条第三項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決定を除く。）
五（略）

○ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）（抄）

（委員会への諮問等）

第三百三十三条（略）

2・3（略）

4 内閣総理大臣は、第二項若しくは前項第一号に規定する処分又は同項第二号に規定する命令若しくは認可の取消しについての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てに対する決定をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認められたものについては、この限りでない。

一 異議申立てが不適法であるとして却下する場合

二 異議申立てをした特例民法法人が第一百一条第一項において準用する公益法人認定法第六条各号のいずれかに該当するものである場合又は第一百一条第二項に規定するものである場合

三 前項第二号イに規定する理由による処分についての異議申立てである場合
（内閣総理大臣による送付等）

第三百三十五条（略）

2 内閣総理大臣は、委員会に諮問しないで次に掲げる措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一（四）（略）

五 第三百三十三条第四項に規定する異議申立てに対する決定（異議申立てが不適法であることによる却下の決定を除く。）

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 (略)

7 この法律において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

二 第十一条第四項の規定により国立公文書館等に移管されたもの

三 第十四条第四項の規定により国立公文書館の設置する公文書館に移管されたもの

四 法人その他の団体（国及び独立行政法人等を除く。以下「法人等」という。）又は個人から国立公文書館等に寄贈され、又は寄託されたもの

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十八条（略）

2・3（略）

4 国立公文書館等の長は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、国立公文書館等の長は、その決定後直ちに、当該意見書（第二十一条第二項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（異議申立て及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てがあつたときは、当該異議申立てを受けた国立公文書館等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る利用請求に対する処分を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されていると利用させることとするとき。ただし、当該異議申立てに係る特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されているときを除く。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条から第十六条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条中「前条第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同条第三号中「開示決定等」について「反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公

文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 附則第九条の規定 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に改める。

第三章第一節に次の一条を加える。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第七条の二 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第二十一条第二号」を「第二十一条第四項第二号」に改める。

第二十一条及び第二十二條を次のように改める。

（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第二十一条 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為について不服がある者は、国立公文書館等の長に対し、審査請求をすることができる。

2 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十一年法律第 号）第八条、第十六条、第二十三条、第二三三節及び第四節並びに第四十九条第二項の規定は、適用しない。

3 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求についての行政不服審査法第二章の規定の適用については、同法第十条第二項中「第八条第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）」とあるのは「第四条の規定により審査請求がされた行政庁（第十三条の規定により引継ぎを受けた行政庁を含む。以下「審査庁」という。）」と、

同法第十二条第一項及び第二項中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第七項中「あったとき、又は審理員から第三十九条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「あったとき」と、同法第四十三条中「行政不服審査会等」とあるのは「公文書管理委員会」と、「受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合

（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）」にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「受けたとき」と、同法第四十九条第一項第四号中「審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等」とあるのは「公文書管理委員会」とする。

4 利用請求に対する処分又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、国立公文書館等の長は、次の各号のい

ずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特

定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

第二十二條 独立行政法人等情報公開法第十九條第二項、第二十條及び第二十一條の二第一項から第五項までの規定並びに行政不服審査法第四章第一節第二款の規定は、前條第一項の規定による審査請求について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九條第二項中「前項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一條第四項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同項第二号中「開示請求者（開示請求者が）」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六條第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が）」と、同項第三号中「法人文書の開示について反対意見書」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用について公文書管理法第十八條第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十條中「第十四條第三項」とあるのは「公文書管理法第十八條第四項」と、同條第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同條第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、独立行政法人等情報公開法第二十條の二第一項から第五項までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同條第一項及び第三項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同條第五項中「次項」とあるのは「公文書管理委員会」と、同條第二十二條」と、「会長若しくは委員」とあるのは「委員」と、「行政不服審査法第六十六條中「審査会は、必要があると認める場合には」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十條の二第一項前段及び第三項に定めるもののほか、公文書管理委員会は」と、「第四十二條第一項の規定により審査会に諮問をした審査庁」とあるのは「公文書管理法第二十一條第四項の規定により公文書管理委員会に諮問をした公文書管理法第十五條第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同法第六十七條から第七十一條までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第六十九條中「会長又は委員に、第六十六條」とあるのは「委員に、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十條の二第一項前段の規定により提示された公文書管理法第二條第七項に規定する特定歴史公文書等を閲覧させ、公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十六條」と、「第六十七條第一項本文」とあるのは「公文書管理法第二十二條において読み替えて準用する第六十七條第一項本文」と読み替えるものとする。

附則第一條ただし書を次のように改める。

一 第百八十條の規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 法律の公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）

（時効）

第七十八條（略）

2 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3（略）

（審査請求）

第八十條 第七十一條第二項から第七項までの規定による拠出金等の徴収に関する処分（厚生労働大臣による処分を除く。）に不

服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。
（不服申立てと訴訟との関係）
第八十一条 子どものための教育・保育給付の支給に関する処分又は拠出金等その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）

（土地区画整理法の特例）

第二十条（略）

256（略）

7 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

8（略）

（都市再開発法の特例）

第二十四条（略）

255（略）

6 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

7（略）

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

※ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百号）による改正後のもの。

第七十条の十二 公正取引委員会がした排除措置命令、納付命令及び競争回復措置命令並びにこの節の規定による決定その他の処分（第四十七条第二項の規定によつて審査官がした処分及びこの節の規定によつて指定職員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
第百十八条 この章の規定に基づいて公正取引委員会又は委員会職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）（抄）

（不服申立ての制限）

第二十九条の二 都道府県の教育委員会が第十四条第一項の規定によつてした処分及び都道府県公安委員会が第二十六条第二項の規定によつてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（不服申立ての制限）

第一百三十三号の三 この法律の規定に基づき警察官等が現場においてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）（抄）

（地方自治法の特例）

第二十条の二 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会」犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）」と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会」犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律（不服申立てと訴訟との関係）」とあるのは「国家公安委員会」とする。

第二十一条（略）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（不服申立て等）

第三十七条（略）

2・3（略）

（審査専門委員）

第三十八条 国家公安委員会に、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び不服申立てについて、第三条第一号又は第四条第二号の要件に関する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。

2・3（略）

○ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）（抄）

（行政庁等）
第二十一条（略）

257（略）

8 前二項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

9・10（略）

○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）（抄）

（地方自治法の特例）

第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第一項並びに第二百五十五条の二の規定の適用については、同法第二百四十五条の四第一項中「各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会」と、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）と、同法第二百四十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と、同法第二百五十五条の二第一号中「都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分又は不作為に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

第十九条（略）

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

目次

第一章（第八章）（略）

第九章 犯則事件の調査等（第二百十条―第二百二十七条）
附則

（登録事務についての審査請求）

第六十四条の九 第六十四条の七第一項若しくは第二項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条第三項の規定による登録の申請に係る不作為若しくは第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否又は第六十四条の七第一項の規定により登録事務を行う協会の第六十四条の五第一項の規定による処分について不服がある金融商品取引業者等は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（金融商品取引所に対する監督上の処分）

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 第一項第二号の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(不服申立て)

第八十五条の二十一 内閣総理大臣が第一節又は第二節の規定によつてした決定その他の処分（同節の規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(委員会に対する不服申立て)

第九十五条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

(不服申立ての制限)

第二百二十七条 この章の規定に基づき、委員会、委員会職員、財務局長若しくは財務支局長又は財務局等職員がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）（抄）

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十九条の二 前条第三項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してならぬ処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録の抹消)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 第十九条第四項並びに第十九条の二第一項及び第三項の規定は、第一項第四号の規定による登録の抹消について準用する。

(登録を拒否された場合の審査請求)

第三十四条の十二 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、内閣総理大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定により登録申請書を提出した者は、当該申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、内閣総理大臣に対して、前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、内閣総理大臣は、日本公認会計士協会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録の抹消)

第三十四条の十四 (略)

2 (略)

3 第三十四条の十一第三項並びに第三十四条の十二第一項及び第三項の規定は、前項の規定による登録の抹消について準用する。

4 (略)

(不服申立て)

第三十四条の六十六 内閣総理大臣が第三十一条の二、第三十四条の二十一の二及び第三十四条の四十から第三十四条の六十二までの規定によつてした決定その他の処分（これらの規定によつて審判官がした処分を含む。）については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(権限の委任)

第四十九条の四 (略)
25 (略)

○ 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）（抄）

(不服申立ての制限)

第十一条 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
一・二 (略)

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

(委員会の命令に対する不服申立て)

第二百二十五条の二 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

○ 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

※ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）による改正後のもの。

(証券取引等監視委員会に対する不服申立て)

第三十九条の二 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

○ 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）（抄）

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の二十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(登録事務に係る審査請求)
第二十四条の三十五 第二十四条の三十三第一項の規定により登録事務を行う協会の第二十四条の二十六第一項の規定による主任者登録の申請に係る不作為若しくは第二十四条の二十七第一項の規定による主任者登録の拒否又は第二十四条の三十の規定による主任者登録の取消しについて不服がある者は、内閣総理大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

(委員会の命令に対する不服申立て)
第二百九十一条 委員会が前条第二項又は第三項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第六項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）（抄）

(振替債の供託)

第二百七十八条（略）

2・3（略）

4 供託法第一条ノ二から第一条ノ八まで及び第八条の規定は前三項の場合について、同法第三条の規定は第二項前段の場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八条第二項中「民法第四百九十六条ノ規定ニ依レルコト、供託力錯誤ニ出テシコト」とあるのは、「供託力錯誤ニ出テシコト」と読み替えるものとする。

5（略）

(委員会の命令に対する不服申立て)

第二百八十七条 委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、委員会に対してのみ行うことができる。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）（抄）

※ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

(権限の委任等)

第十二条（略）

2・9（略）

10 第五項の場合において、証券取引等監視委員会が行う報告又は物件の提出の命令（第七項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

11（略）

○ 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）（抄）

（売渡しに関する指示及び命令）

第四条（略）

2（略）

9 第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

○ 健康増進法（平成十四年法律第百三号）（抄）

※ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）による改正後のもの。

第三十二条（勸告等）

2（略）

3

第二十七条の規定は、食品として販売に供する物であつて健康保持増進効果等についての表示がされたもの（特別用途食品、第二十九条第一項及び第二十九条第一項の承認を受けた食品及び販売に供する食品であつて栄養表示がされたものを除く。）について準用する。

（再審査請求）

第三十三条 第二十七条第一項（第二十九条第二項、第三十二条第三項及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第三十四条 第十条第三項、第十一条第一項、第二十六条第二項及び第二十七条第一項（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（抄）

（異議申立て及び行政事件訴訟の制限）

第三十八条 この節（第一款を除く。）の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立て及び行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）による訴えの提起をすることができない。

○ 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）（抄）

（再審査請求）

第十六条 前条第五項の規定により保健所を設置する市の市長又は特別区の区長がした処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、内閣総理大臣に対して再審査請求をすることができる。

○ 恩給法（大正十二年法律第四十八号）（抄）
※ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

第十三条 行政上ノ処分ニ因リ恩給ニ関スル權利ヲ侵害セラレタリトスル者ノ為ス異議申立ニ関スル行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五條ノ期間ハ処分ノアリタルコトヲ知リタル日ノ翌日ヨリ起算シテ一年以内トス
② 行政不服審査法第四十八條ノ規定ニ拘ラズ同法第十四條第三項ノ規定ハ前項ノ異議申立ニ関シテハ之ヲ準用セズ
第十五条 総務大臣第十三條第一項ノ異議申立ノ決定ヲ為ス場合ニ於テハ審議會等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八條ニ規定スル機關ヲ謂フ）ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下審議會等ト称ス）ニ諮問スヘシ
第十五条ノ二 第十三條第一項ニ規定スル処分ノ取消ノ訴ハ当該処分ニ付テノ異議申立ニ対スル決定ヲ經タル後ニ非ザレバ之ヲ提起スルコトヲ得ズ

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二条（略）

②⑧（略）

⑨ この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二（略）

⑩⑪⑬（略）

第四百十三條（略）

③ 第一項の規定による決定に不服がある者は、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に審査請求をすることができる。

④ 前項の審査請求に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四條第一項本文の期間は、第一項の決定があつた日の翌日から起算して二十一日以内とする。

第二百六條 普通地方公共団体の長がした第二百三條から第二百四條まで又は前條の規定による給与その他の給付に関する処分について不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

② 第三百三十八條の四第一項に規定する機関がした前項の給与その他の給付に関する処分について不服がある者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

③ 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関がした第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求

は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

④ 普通地方公共団体の長は、第一項の給与その他の給付に関する処分についての異議申立て又は審査請求（同項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

⑤（略）
⑥ 第一項の給与その他の給付に関する処分についての審査請求（同項に規定する審査請求を除く。）に対する判決に不服がある者は、都道府県知事がした判決については総務大臣、市町村長がした判決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

（分担金等の徴収に関する処分についての不服申立て）
第二百二十九条 第三百二十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分について不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

2 前項に規定する機関以外の機関がした分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

3 分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収に関する処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

4 普通地方公共団体の長は、前項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5（略）
6 第四項の審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を受けた後でなければ、第三項の処分については、裁判所に出訴することができない。

（督促、滞納処分等）
第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

4 第一項の歳入並びに第二項の手数料及び延滞金の還付並びにこれらの徴収金の徴収又は還付に関する書類の送達及び公示送達については、地方税の例による。

5 普通地方公共団体の長以外の機関がした前四項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

6 第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 普通地方公共団体の長は、第一項から第四項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

8（略）
9 第七項の審査請求又は異議申立てに対する判決又は決定を受けた後でなければ、第一項から第四項までの規定による処分につ

いては、裁判所に出訴することができない。

10・11 (略)

(行政財産を使用する権利に関する処分についての不服申立て)

第二百三十八条の七 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長がした行政財産を使用する権利に関する処分に関する者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の委員会がした行政財産を使用する権利に関する処分に関する者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 第二百三十八条の四の規定により普通地方公共団体の長及び委員会以外の機関がした行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、行政財産を使用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 (略)

6 行政財産を使用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

(債権)

第二百四十条 (略)

2・3 (略)

4 前二項の規定は、次の各号に掲げる債権については、これを適用しない。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づく徴収金に係る債権

二 八 (略)

(職員の賠償責任)

第二百四十三条の二 (略)

2・9 (略)

10 第三項の規定による処分に関する者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

11 前項の規定にかかわらず、第二百四十二条の二第一項第四号ただし書の規定による訴訟の判決に従い第三項の規定による処分がなされた場合においては、当該処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

12 普通地方公共団体の長は、第十項の規定による異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

(略)

14 第一項の規定によつて損害を賠償しなければならない場合においては、同項の職員の賠償責任については、賠償責任に関する民法の規定は、これを適用しない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服 申立て)

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第二百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に関する者は、当該普通地方公共団

体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分に對しての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に對してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に對する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

（関与の意義）

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与」とは、普通地方公共団体の事務の処理に關し、国の行政機関（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第三項に規定する事務をつかさどる機関たる内閣府、宮内庁、同法第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関をいう。以下本章において同じ。）又は都道府県の機関が行う次に掲げる行為（普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名あて人となるものに限る。）又は都道府県の普通地方公共団体に對する支出金の交付及び返還に係るものを除く。）をいう。

一・二 （略）

三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地方公共団体に對して具体的かつ個別的に關わる行為（相互する利害を有する者の間の利害の調整を目的としてされる裁定その他の行為（その双方を名あて人とするものに限る。）及び審査請求、異議申立てその他の不服申立てに對する裁決、決定その他の行為を除く。）

（自治紛争処理委員）

第二百五十一条 自治紛争処理委員は、この法律の定めるところにより、普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停、普通地方公共団体に對する国又は都道府県の関与のうち都道府県の機関が行うもの（以下本節において「都道府県の関与」という。）に關する審査及びこの法律の規定による審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請に係る審理を処理する。

（略）

3 自治紛争処理委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職を失う。

一 五 （略）

六 第二百五十五条の五の規定による審理に係る審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請をした者が、当該審査請求、再審査請求、審査の申立て又は審査の申請を取り下げたとき。

七 第二百五十五条の五の規定による審理を経て、総務大臣又は都道府県知事が審査請求若しくは再審査請求に對する裁決をし、審査の申立てに對する裁決若しくは裁定をし、又は審査をしたとき。

4・5 （略）

（是正の要求等の特則）

第二百五十二条の十七の四 （略）

2 （略）

3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百五十二条の五第三項の規定による是正の要求（第一項の規定による是正の要求を含む。）を行つた都道府県知事は、

第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作为の違法の確認を求めることができる。

4 市町村長の処分についての第二項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二百五十五条の二 他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、法定受託事務に係る処分又は不作为に不服のある者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

一 都道府県知事その他の都道府県の執行機関の処分又は不作为 当該処分又は不作为に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣

二 市町村長その他の市町村の執行機関（教育委員会及び選挙管理委員会を除く。）の処分又は不作为 都道府県知事

三 市町村教育委員会の処分又は不作为 都道府県教育委員会

四 市町村選挙管理委員会の処分又は不作为 都道府県選挙管理委員会

第二百五十五条の三（略）

② 普通地方公共団体の長がした過料の処分不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

③ 普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分については審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

④ 過料の処分についての審査請求（第二項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

第二百五十五条の四 法律の定めるところにより異議申立て、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとする者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については総務大臣、市町村の機関がした処分については都道府県知事に審査の申請をすることができる。

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求（第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。）、再審査請求（第二百五十二条の四第四項の規定による再審査請求を除く。）、審査の申立て又は審査の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審査の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審査をするものとする。

第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審査の申請については、行政不服審査法第九条から第十三条まで、第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四項、第十七条から第十九条まで、第二十一条から第三十五条まで並びに第三十八条から第四十四条までの規定を準用する。

○ 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）（抄）

第五条の四 第五条第一項、第五条の二第一項又は前条第一項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算

して三十日以内とする。

第六条 第五条第一項、第五条の二第一項又は第五条の三第一項の規定による命令又はその命令についての不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しの訴えは、その命令又は裁決若しくは決定を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

②④ (略)

第十三条の二十二 指定試験機関が行う危険物取扱者試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

第二十一条の十六 協会又は第二十一条の三第一項の規定による登録を受けた法人の行う型式適合検定に関する処分に関する不服がある者は、総務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）（抄）

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第十九条の十六 (略)

20 (略)

21 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求め訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求め訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

○ 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）（抄）

（異議の申出）

第二十四条 (略)

3 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、第一項の異議の申出について準用する。

4 (略)

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出）

第三十条の八 第二十四条第一項及び第二項の規定は、在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号及び第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、前項において準用する第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 (略)

(行政不服審査法の準用)

第二百六条 第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第二十一条から第十三条まで、第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十八条から第三十一条まで、第三十六条、第三十九条、第四十四条並びに第四十七条第一項及び第二項の規定を準用する。

2 第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申出については、この章に規定するもののほか、行政不服審査法第九条第二項及び第三項、第十一条から第十三条まで、第十五条第一項第一号から第四号まで、第六号、第二項及び第四項、第二十一条から第二十六条まで、第二十八条から第三十一条まで、第三十三条、第三十六条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十三条第一項並びに第四十四条の規定を準用する。

3 前二項の場合において、前二項に規定する行政不服審査法の規定中「処分庁」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

第二百六十五条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

※ 電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

目次

第一章（第六章）（略）

第七章 異議申立て及び訴訟（第八十三条―第九十九条）

第七章の二（第九章）（略）

附則

第七章 異議申立て及び訴訟

(異議申立ての方式)

第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立ては、異議申立書正副二通を提出してしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して異議申立てがされた場合には、異議申立書正副二通が提出されたものとみなす。

(異議申立ての制限の適用除外)

第八十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分のうち行政手続法（平成五年法律第八十八号）による聴聞を経てされたものについては、同法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

(電波監理審議会への付議)

第八十五条 第八十三条の異議申立てがあつたときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならぬ。

(審理の開始)

第八十六条 電波監理審議会は、前条の規定により議に付された事案につき、異議申立てが受理された日から三十日以内に審理を開始しなければならない。

第八十七条 審理は、電波監理審議会が事案を指定して指名する審理官が主宰する。ただし、事案が特に重要である場合において電波監理審議会が審理を主宰すべき委員を指名したときは、この限りでない。

第八十八条 審理の開始は、異議申立人に対し、審理官(前条ただし書の場合はその委員。以下同じ。)の名をもつて、事案の要旨、審理の期日及び場所並びに出頭を求める旨を記載した審理開始通知書を送付して行う。

2 前項の審理開始通知書を発送したときは、事案の要旨並びに審理の期日及び場所を公告するとともに、その旨を知れている利害関係者に通知しなければならない。

(参加人)

第八十九条 利害関係者は、審理官の許可を得て、参加人として当該審理に関する手続に参加することができる。

2 審理官は、必要があると認めるときは、利害関係者に対し、参加人として当該審理に関する手続に参加することを求めることができる。

(代理人及び指定職員)

第九十条 利害関係者は、弁護士その他適当と認める者を代理人に選任することができる。

2 総務大臣は、所部の職員でその指定するもの(以下「指定職員」という。)をして審理に関する手続に参加させることができる。

3 第一項の代理人は、審理に関し、異議申立人、参加人又は指定職員に代わつて一切の行為をすることができる。

(意見の陳述)

第九十一条 異議申立人、参加人又は指定職員は、審理の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 前項の場合において、異議申立人又は参加人は、審理官の許可を得て補佐人とともに出頭することができる。

3 審理官は、審理に際し必要があると認めるときは、異議申立人、参加人又は指定職員に対して、意見の陳述を求めることができる。

(証拠書類等の提出)

第九十二条 異議申立人、参加人又は指定職員は、審理に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審理官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定)の要求)

第九十二条の二 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人として出頭を求めてその知つての事実を陳述させ、又は鑑定をさせることができる。この場合においては、異議申立人、参加人又は指定職員も、その参考人に陳述を求めることができる。

(物件の提出要求)

第九十二条の三 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第九十二条の四 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審理官は、異議申立人、参加人又は指定職員の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(異議申立人又は参加人の審問)

第九十二条の五 審理官は、異議申立人、参加人若しくは指定職員の申立てにより又は職権で、異議申立人又は参加人を審問することができる。この場合においては、第九十二条の二後段の規定を準用する。

(調書及び意見書)

第九十三条 審理官は、審理に際しては、調書を作成しなければならない。

2 審理官は、前項の調書に基き意見書を作成し、同項の調書とともに、電波監理審議会に提出しなければならない。

3 電波監理審議会は、第一項の調書及び前項の意見書の謄本を公衆の閲覧に供しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第九十三条の二 審理官は、前条第二項の規定により意見書を提出したときは、すみやかに、第九十二条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十二条の三の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(不服申立ての制限)

第九十三条の三 審理官が審理に関する手続においてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

(議決)

第九十三条の四 電波監理審議会は、第九十三条の調書及び意見書に基き、事案についての決定案を議決しなければならない。

(処分の執行停止)

第九十三条の五 総務大臣は、第八十五条の規定により電波監理審議会の議に付した事案に係る処分につき、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第三十四条第二項の規定による申立てがあつたときは、電波監理審議会の意見を聞かなければならない。

(決定)

第九十四条 総務大臣は、第九十三条の四の議決があつたときは、その議決の日から七日以内に、その議決により異議申立てについての決定を行う。

2 決定書には、審理を経て電波監理審議会が認定した事実を示さなければならない。

3 総務大臣は、決定をしたときは、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第四十二条の規定によるほか、決定書の謄本を第八十九条の規定による参加人に送付しなければならない。

(参考人の旅費等)

第九十五条 第九十二条の二の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定める額の旅費、日当及び宿泊料を受ける。

(総務省令への委任)

第九十六条 この章に定めるもののほか、審理に関する手続は、総務省令で定める。

(訴えの提起)

第九十六条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分に対する不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

(専属管轄)

第九十七条 前条の訴え（異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。）は、東京高等裁判所の専属管轄とする。

(記録の送付)

第九十八条 前条の訴の提起があつたときは、裁判所は、遅滞なく総務大臣に対し当該事件の記録の送付を求めなければならない。

(事実認定の拘束力)
第九十九条 第九十七条の訴については、電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。

2 前項に規定する実質的な証拠の有無は、裁判所が判断するものとする。

(意見の聴取)

第九十九条の十二 (略)

2 (略)

5 第一項及び第二項の意見の聴取(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分(次項及び第八項において単に「不利益処分」という。)に係るものを除く。)においては、当該事案に利害関係を有する者は、審理官の許可を得て、意見の聴取の期日に

出頭し、意見を述べることができる。

6 第八十七条、第九十条から第九十三条の三まで及び第九十六条の規定は第一項及び第二項の意見の聴取に、第八十九条及び行政手続法第十八条の規定は不利益処分に係る第一項及び第二項の意見の聴取について準用する。この場合において、第九十条第三項中「異議申立人」とあるのは「第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者(第四十七条の二第三項(第七十一条の三第十一項及び第九十二条の十八第十三項において準用する場合を含む。))の規定による指定試験機関に対するその役員若しくは試験員の解任の命令、指定周波数変更対策機関に対するその役員の解任の命令又は指定較正機関に対するその較正員の解任の命令の処分に係る意見の聴取においては、第九十九条の十二第三項ただし書の意見聴取開始通知書の送付を受けた者及び当該役員、当該試験員又は当該較正員。以下第九十二条の五までにおいて「当事者」という。」と、第九十一条から第九十二条の五までの規定中「異議申立人」とあるのは「当事者」と、第九十六条中「この章」とあるのは「第九十九条の十二」と、行政手続法第十八条第一項中「当事者」とあるのは「電波法第九十九条の十二第六項において読み替えて準用する同法第九十条第三項の当事者」と、「参加人」とあるのは「同法第九十九条の十二第六項において読み替えて準用する同法第九十条第三項の参加人」と、「聴聞の通知」とあるのは「同法第九十九条の十二第三項ただし書に規定する意見聴取開始通知書の送付」と読み替えるものとする。

7・8 (略)

(権限の委任)

第四百条の三 (略)

2 第八十五条から第九十九条までの規定は、総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「総合通信局長又は沖縄総合通信事務局長」と、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する決定」と読み替えるものとする。

(指定試験機関の処分に係る審査請求等)

第四百条の四 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、総務大臣に対し、審査請求をすることができる。

2 第八十五条から第九十六条までの規定は前項の規定による審査請求に、第九十六条の二から第九十九条までの規定は同項の処分についての訴訟に、それぞれ準用する。この場合において、第九十条第二項及び第九十六条の二中「総務大臣」とあるのは「指定試験機関」と、第九十条第二項中「所部の職員」とあるのは「役員又は職員」と、第九十六条の二中「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁判」と読み替えるものとする。

○ 放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)(抄)

(異議申立て及び訴訟)

第百八十条 電波法第七章及び第百十五条の規定は、この法律の規定による総務大臣の処分についての異議申立て及び訴訟について準用する。

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）
第八条の二 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下本条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下本条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村に対してした申告、不服申立て（異議申立て又は審査請求をいう。以下同じ。）その他の手続は、それぞれ承継市町村がした賦課徴収その他の手続及び承継市町村に対してした申告、不服申立てその他の手続とみなす。

2 4 （略）

（還付加算金）

第十七条の四 地方団体の長は、過誤納金を第十七条又は第十七条の二第一項から第三項までの規定により還付し、又は充当する場合に、次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に掲げる日の翌日から地方団体の長が還付のため支出を決定した日又は充当をした日（同日前に充当をするに適することとなつた日があるときは、その日）までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額（以下「還付加算金」という。）をその還付又は充当をすべき金額に加算しなければならぬ。

一 （略）

二 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。）により納付し又は納入すべき額が減少した地方税（当該地方税に係る延滞金を含む。次号において同じ。）に係る過納金とその更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三・四 （略）

2 5 （略）

（更正、決定等の期間制限の特例）

第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができぬ。

一 更正、決定若しくは賦課決定に係る不服申立てについての決定若しくは裁決（第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。）又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決（以下この号において「裁決等」という。）による原処分の異動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税（当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等を受けた者に係るものについての更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定 当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二 四 （略）

2・3 (略)

(行政不服審査法との関係)

第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての不服申立てについては、この款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の定めるところによる。

一（徴税吏員がした処分）

第十九条の二 不服申立てに関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。

(不服申立期間の特例)

第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）の翌日から起算して三十日を経過した日

二（略）

(不服申立ての理由の制限)

第十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての不服申立てにおいては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。

(不服申立てがあつた場合等の通知)

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、不服申立てがあつた旨その他必要な事項を官報に登載することによつて、当該通知にかえることができる。

2 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

(不服申立てと地方団体の徴収金の賦課徴収との関係)

第十九条の七 不服申立ては、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押えた財産の滞納処分（その例による処分を含む。以下本条において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立てをした者から別段の申出があるときを除き、その不服申立てに対する決定又は裁決があるまで、することができない。

2 不服申立ての目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、不服申立てをした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又はすでにされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。

3 (略)

(差押動産等の搬出の制限)

第十九条の八 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡しの場合の命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、当該財産の搬

出をすることができない。

(決定又は裁決をすべき期間)

第十九条の九 不服申立てに対する決定又は裁決は、その申立てを受理した日から三十日（滞納処分についての不服申立てに対する決定又は裁決にあつては、六十日）以内にしなければならぬ。

2 次に掲げる更正、決定又は賦課決定についての不服申立てに対する決定又は裁決は、当該更正、決定又は賦課決定に係る法人税額、所得税若しくは法人税の課税標準又は消費税額について不服申立てがされている場合においては、前項の規定にかかわらず、その不服申立てについての決定又は裁決を知つた日から三十日以内にしなければならぬ。

一 法人税の課税に基づいて課する道府県民税又は市町村民税の法人税割（当該法人税に係る個別帰属法人税額を課税標準として課する道府県民税又は市町村民税の法人税割を含む。）に係る更正又は決定

二 所得税の課税標準を基準として課する道府県民税又は市町村民税の所得割に係る賦課決定

三 法人税の課税標準を基準として課する事業税の所得割に係る更正又は決定

四 所得税の課税標準を基準として課する事業税に係る賦課決定（第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定を含む。）

五 消費税の課税に基づいて課する地方消費税に係る更正、決定又は賦課決定

(不動産等の売却決定等の取消しの制限)

第十九条の十 第十九条の四第三号に掲げる処分欠陥があることを理由として滞納処分についての不服申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その不服申立てを棄却することができ

一 その不服申立てに係る処分に続いて行なわれるべき処分（以下本号において「後行処分」という。）がすでに行なわれている場合において、その不服申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でない

と認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他不服申立てに係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その不服申立てをした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による不服申立ての棄却の決定又は裁決には、処分が違法であること及び不服申立てを棄却する理由を明示しなければならぬ。

3 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第十九条の十二 第十九条の規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(災害等による期限の延長)

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をする

ことができないと認めるときは、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

(利子割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の十四 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）

に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る利子割について更正があつた場合においてはその更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該利子割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該利子割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

5 (配当割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

6 第七十一条の三十五 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る配当割について更正があつた場合においてはその更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該配当割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 (略)

4 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該配当割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 (株式等譲渡所得割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

6 (略)

第七十一条の五十五 (略)

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る株式等譲渡所得割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該株式等譲渡所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分)の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 3 (略)

4 前項の規定に該当する場合において、同項の規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該株式等譲渡所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 3 7 (略)

(法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十二条の四十六 申告書(第七十二条の二十六第一項本文の規定による申告書を除く。以下この項において同じ。)の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)(において、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告書の計算の修正申告書によつて増加した税額(これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。以下この項において「対象不足税額等」という。)(に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法人の事業税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正又は修正申告書の計算の基礎となつて増加した税額の合計額(これらの税額の計算の基礎となつた事実のうち、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて正当な事由があると認められたものがあつたときは、その正当な事由があると認められた事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、当該法人の事業税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)(を加算した金額とする。)(が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額(当該申告書に係る法人の事業税について中間納付額があるときは、当該中間納付額を加算した金額とし、当該申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは、当該税額を控除した金額とする。)(に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該対象不足税額等)に相当する部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を

加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、第七十二条の三十三第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業税額について第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合は、この限りでない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号の場合において、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法人の事業税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうち当該修正申告又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがあるときはその正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した税額とし、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

第七十四条の二十三 (たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について第七十四条の二十第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る

不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。を加算した金額が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

第九十条 (ゴルフ場利用税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第九十条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額）を当該更正前のその更正に係るゴルフ場利用税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準の総数又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該ゴルフ場利用税についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額）を当該更正に係る部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。を加算した金額とする。が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

3 2 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

（自動車取得税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第三百三十二条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第二百二十九条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車取得税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税

額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る自動車取得税額について第二百二十九条第一項又は第三項の規定による更正があつたべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該自動車取得税に係る申告書の提出期限後の申告又は第二百二十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

第四百四十四条の四十七 (略)

第四百四十四条の四十七 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る軽油引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該軽油引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入し、又は納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額(当該納入し、若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入し、又は納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

(道府県法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第二百七十八条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)(において、第二百七十六条第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足金額等」という。)(に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る道府県法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該道府県法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについては、裁決若しくは判決による原処分(当該更正又は修正申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に控除した金額とする。)(を加算した金額とする。)(が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)(に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。)

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合は、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該道府県法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)(を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)

4 5 6 (略)

(分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百二十八条の十一 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)(において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)(に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る分離課税に係る所得割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該分離課税に係る所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)(を加算した金額とする。)(が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金

額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該分離課税に係る所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等)

3 (略)

2 (略)

6 第三項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 (異議申立ての手続における地方財政審議会の意見の聴取)

第三百九十条 総務大臣は、前条第一項の規定による固定資産の価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

3 (道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通知)

第三百九十九条 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九条第一項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合においては、その決定をした日から十日以内、その旨を関係市町村の長に通知しなければならない。

4 (固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等)

4 (略)

2 (略)

4 第三百九十条の規定は総務大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合に、第三百九十九条の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合に準用する。

4 (固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)

第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格（第三百八十九条第一項、第四百七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。）について不服がある場合においては、第四百三十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後六十日まで若しくは第四百九条第三項の規定による公示の日から同日後六十日（第四百二十条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後六十日）までの間において、又は第四百七条第一項の通知を受けた日から六十日以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ、又は第四百三十一条の通知を受けた土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。

2 行政不服審査法第十条から第十三条まで、第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項並びに第二十一条の規定は、前項の審査の申出の手續について準用する。

3 固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。

(固定資産評価審査委員会の審査の決定の手續)
第四百三十三条 (略)

2 (略)

3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、審査に関し必要な資料の提出を求めることができる。

4 (略)

10 固定資産評価審査委員会は、第三項の規定によつて提出させた資料又は前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。

11 行政不服審査法第二十二条、第二十三条、第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十一条第一項、第四十二条第一項から第三項まで並びに第四十四条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。

12 (略)

(たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第四百八十三条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合(申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第四百八十条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足税額等」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税について更正又は修正申告書の提出があつた場合において、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不足税額に立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について第四百八十条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不足税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定

にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

4 5 6 (略)

（鉱産税の過少申告加算金及び不申告加算金）
第五百三十六条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足税額（以下この項において「対象不足税額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額（当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由による不足税額の合計額（当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があること認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該鉱産税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額とす。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該鉱産税に係る申告書の提出期限後の申告又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

（特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算

した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について第六百六条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該特別土地保有税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

第六百八十八条 (市町村法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第六百八十八条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。))において、第六百八十六條第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額又は当該修正申告書によつて増加した税額(以下この項において「対象不足金額等」という。))に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る市町村法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がある)と認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告に係る課税標準額又は税額を控除した金額とし、当該市町村法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額とする。))が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額と超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。))に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該市町村法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第六百八十六條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。))を加算した金額)が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額(同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 5 6 (略)

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前の納入申告に係る入湯税について更正があつた場合において、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該入湯税について当該納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

3 2 (略)

前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定による更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 6 (略)

（事業所税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の六十一 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の五十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、指定都市等の長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告書によつて増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る事業所税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該事業所税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は修正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業所税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があ

るべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (都市計画税の賦課徴収等)

第七百二条の八 (略)

2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び不服申立て並びに出訴の例によるものとする。

3 (略)

3 (水利地益税等に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百二十一条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第六項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、地方団体の長は、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）について正当な事由がないと認める場合においては、当該更正による不足金額（当該更正前にその更正に係る水利地益税等について更正があつた場合に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額）（当該更正前にその更正に係る水利地益税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該水利地益税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該水利地益税等に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 (略)

4 (略)

（法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）
第七百三十三条の十八（略）

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法定外目的税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該法定外目的税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3（略）
4 前項の規定に該当する場合において、同項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合は、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額）が五十万円を超えるときは、前項の不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、当該超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5（略）
6（略）

7（大規模の償却資産の価格等の決定に関する不服申立てに対する決定又は裁決の通知）
第七百四十四条 道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定についての不服申立てに対する決定又は裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

（指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産に対する固定資産税の特例）
第七百四十七条 第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日（以下「指定日」という。）の属する年の四月一日の属する年度の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び当該市の長に対してした行為は第三章第二節の規定により当該市の長又は徴税吏員がした行為及び当該市の長に対してした行為と、指定日前における当該償却資産の価格等の決定又は修正に対する異議申立ては第四百三十二条第一項の規定による審査の申出と、指定日前における当該異議申立てに対する決定は第四百三十三条第一項の規定による審査の裁決と、指定日前における前条第二項及び第三項の規定により道府県知事等がした行為は第四百三十八条及び第四百四十条の規定により当該市の長等がした行為とみなす。

○ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）（抄）

目次

第一章・第二章 (略)
第三章 職員に適用される基準
第一節 第七節 (略)
第八節 福祉及び利益の保護 (第四十一条―第五十一条の二)
第一款 第三款 (略)
第四款 不利益処分に関する不服申立て (第四十九条―第五十一条の二)
第九節 (略)
第四章・第五章 (略)
附則

第八条 (人事委員会又は公平委員会の権限)
人事委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 九 (略)
- 十 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 十一・十二 (略)

2 公平委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- 一 (略)
- 二 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- 三・四 (略)

3 9 (略)

(適用除外)

第二十九条の二 左に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)の規定を適用しない。

一・二 (略)

2 (略) 第四款 不利益処分に関する不服申立て

(不利益処分に関する説明書の交付)

第四十九条 (略)

2・3 (略)
4 第一項又は第二項の説明書には、当該処分につき、人事委員会又は公平委員会に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(不服申立て)

第四十九条の二 前条第一項に規定する処分を受けた職員は、人事委員会又は公平委員会に対してのみ行政不服審査法による不服申立て(審査請求又は異議申立て)をすることができる。

2 前条第一項に規定する処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。職員がした申請に対する不作為についても、同様とする。

3 第一項に規定する不服申立てについては、行政不服審査法第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。
(不服申立期間)

第四十九条の三 前条第一項に規定する不服申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に行なわなければならない。処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。

(審査及び審査の結果執るべき措置)

第五十条 第四十九条の二第一項に規定する不服申立てを受理したときは、人事委員会又は公平委員会は、直ちにその事案を審査しなければならない。この場合において、処分を受けた職員から請求があつたときは、口頭審理を行わなければならない。口頭審理は、その職員から請求があつたときは、公開して行わなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、必要があると認めるときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定を除き、審査に関する事務の一部を委員又は事務局長に委任することができる。

3 (略)

(不服申立ての手續等)

第五十一条 不服申立ての手續及び審査の結果執るべき措置に関し必要な事項は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めなければならない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第五十一条の二 第四十九条第一項に規定する処分であつて人事委員会又は公平委員会に対して審査請求又は異議申立てをすることができないもの取消しの訴えは、審査請求又は異議申立てに対する人事委員会又は公平委員会の裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

(職員団体の登録)

第五十三条 (略)

2・3 (略)

4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して一年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより不服申立てをし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは決定又は裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5 (略)

10 (略)

○ 鉱業等に係る土地利用の調整手續等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るため公害等調整委員会（以下「委員会」という。）が行う次に掲げる処分の手續等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

一 (略)

二 次に掲げる法律の規定による不服の裁定

イ ト (略)

チ 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九十七条第三項

リ ヽ ヨ (略)

(不服申立ての制限)

第二十四条の二 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（裁定の申請期間）

第二十五条 第一条第二号に掲げる法律の規定による裁定の申請は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内になければならない。ただし、天災その他裁定の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における裁定の申請は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内になければならない。

3 （略）

4 裁定申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における裁定の申請期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

5 処分庁が誤つて第一項から第三項までに規定する期間よりも長い期間を裁定の申請期間として教示した場合において、その教示された期間内に裁定の申請がされたときは、当該裁定の申請は、第一項から第三項までに規定する期間内にされたものとみなす。

（裁定の申請）

第二十五条の二 （略）

2 申請書には、次の各号に掲げる事項を記載し、申請人又は代理人がこれに署名押印しなければならない。

一 申請人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

二 七 （略）

3・4 （略）

（不服申立ての制限）

第四十八条 この章の規定によつてされた裁定その他の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）（抄）

（指定試験機関がした処分等に係る審査請求）

第四条の十八 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができ、

（登録を拒否された場合等の審査請求）

第六条の三 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、総務大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、総務大臣に対して前項の審査請求をすることができ、この場合においては、審査請求があつた日に日本行政書士会連合会が同条第二項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、総務大臣は、日本行政書士会連合会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

（登録の取消し）

第六条の五 （略）

2 (略)
3 第六条の二第二項後段並びに第六条の三第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

2 (登録の抹消)
3 第七条 (略)

2 (略)
3 第六条の二第二項後段、第六条の三第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。

○ 恩給法の一部を改正する法律 (昭和二十六年法律第八十七号) (抄)

附 則

15 第七項又は第十項の規定により恩給法第十二条に規定する局長以外の者たる都道府県知事がした恩給に関する処分についての審査請求は、同条に規定する局長に対してするものとする。

181716 恩給法第十四条第一項本文及び第二項の規定は、前項の審査請求に準用する。
第十五項の審査請求についての裁決に不服がある者は、総務大臣に対して再審査請求をすることができる。

前項の再審査請求に関する行政不服審査法 (昭和三十七年法律第六十号) 第五十三条の期間は、審査請求についての裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して六月以内とする。

○ 地方公営企業法 (昭和二十七年法律第二百九十二号) (抄)

※ 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第 号) による改正後のもの。

(職員の賠償責任)

第三十四条 地方自治法第二百四十三条の二の規定は、地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「従事する職員の賠償責任について準用する場合に限り、同法第二百四十三条の二第三項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地方公共団体の長が当該意見」と、同条第十項中「処分に関する者は」とあるのは「処分に関する者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる」と、その裁決に不服がある者は」と、「した処分」とあるのは「した裁決」と、「審査請求をすることができる」と、同条第十二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と読み替えるものとする。

(他の法律の適用除外等)

第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条 (第一項第六号、第三項及び第五項を除く。)、第十四条第二項、第二十三条から第二十六条の三まで、第二十六条の五第三項、第三十七条、第三十九条第四項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条 (同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分 (地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第二百一十一号) 第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)) を除く。)、地方公務員の育児休業

等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第七条、第八条、第十四条、第十五条及び第十九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定は、適用しない。

2 (略)
3 (略)
4 (略)

4 企業職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項及び第十七条の規定の適用については、同項中「次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）第六条の規定の適用を受ける国家公務員と同様の勤務の形態によつて勤務する職員以外の職員にあつては、第五号に掲げる勤務の形態）」とあるのは「五分の一勤務時間（当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間（以下この項において「週間勤務時間」という。）に五分の一を乗じて得た時間に端数処理（五分を最小の単位とし、これに満たない端数を切り上げることをいう。）以下この項において同じ。）を行つて得た時間をいう。）に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間（週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）を加えた時間から八分の一勤務時間（週間勤務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を行つて得た時間をいう。）に五を乗じて得た時間までの範囲内の時間となるように地方公営企業の管理者が定める勤務の形態」と、同法第十七条中「第十三条から前条まで」とあるのは「第十三条及び前条」とする。

5 企業職員に対する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）第五条第三項の規定の適用については、同項中「承認（第二号にあつては、承認その他の処分）」とあるのは「承認その他の処分」と、同項第一号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」と、同項第二号中「条例の規定による承認その他の処分」とあるのは「管理規程による承認その他の処分（当該管理規程を制定していない場合にあつては、同法第六十一条第七項の規定により読み替へて準用する同条第五項の規定による承認）」と、同項第三号中「承認」とあるのは「承認に相当する承認その他の処分」とする。

○ 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）（抄）

（非常事態における通信の確保）
第八条（略）

2 (略)
3 第一項の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

（異議申立ての手續における意見の聴取）
第十条 総務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、当該異議申立てをした者に対し、相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 第一項の意見の聴取に際しては、当該異議申立てをした者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）（抄）

附則

(戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金又は弔慰金を受ける者がある場合の扶助料給与の特例)

第三十五条の二 (略)

2 (略)

3 この法律施行前死亡した旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の扶助料を受ける権利については、当該旧軍人、旧準軍人又は旧軍属が公務に起因する傷病により死亡したかどうかの認否につき、総務大臣又は恩給法第十二条に規定する局長に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることはできないものとする。

○ 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号) (抄)

(審査請求)

第十七条 組合員の資格若しくは短期給付及び退職等年金給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項(第一号及び第三号を除く。)に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法による徴収金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関し不服がある者は、文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会(以下「審査会」という。)に行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(組合に対する通知等)

第二十條 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合に係る審査請求のうち長期給付に係るものにあつては、市町村連合会)にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第二十一条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たたる行為をすべきにかかわらず、これをしないことをいう。

(不服申立ての種類)

第三条 (略)

2 審査請求は、処分をした行政庁(以下「処分庁」という。)又は不作為に係る行政庁(以下「不作為庁」という。)以外の行

政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする。
(処分についての不服申立てに関する一般概括主義)

第四条 行政庁の処分(この法律に基づく処分を除く。)に不服がある者は、次条及び第六条の定めるところにより、審査請求又は異議申立てをすることができる。ただし、次の各号に掲げる処分及び他の法律に審査請求又は異議申立てをすることができない旨の定めがある処分については、この限りでない。

一 六 (略)

七 国税又は地方税の犯則事件に関する法令(他の法令において準用する場合を含む。)に基づき、国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員(他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行う者を含む。)が行う処分

八 十一 (略)

2 (略)

(処分についての審査請求)

第五条 (略)

2 前項の審査請求は、同項第一号の場合にあつては、法律(条例に基づく処分については、条例を含む。)に特別の定めがある場合を除くほか、処分庁の直近上級行政庁に、同項第二号の場合にあつては、当該法律又は条例に定める行政庁に対してするものとする。

(処分についての異議申立て)

第六条 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合に行うことができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

一 処分庁に上級行政庁がないとき。

二・三 (略)

(不作為についての不服申立て)

第七条 行政庁の不作為については、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した者は、異議申立て又は当該不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいずれかをすることができる。ただし、不作為庁が主任の大臣又は宮内庁長官若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみをすることができる。
(代表者の資格の証明等)

第十三条 代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない。前条第二項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

2 代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、不服申立人は、書面でその旨を審査庁(異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁)に届け出なければならない。

(審査請求期間)

第十四条 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内(当該処分について異議申立てをしたときは当該異議申立てについての決定があつたことを知った日の翌日から起算して三十日以内)に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に行ななければならない。

3 審査請求は、処分(当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定)があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

4 審査請求書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便で提出した場合における審査

請求期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

(審査請求書の記載事項)

第十五条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所
- 二 審査請求に係る処分
- 三 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日
- 四 審査請求の趣旨及び理由
- 五 処分庁の教示の有無及びその内容
- 六 審査請求の年月日
- 2 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 (略)

4 審査請求書には、審査請求人(審査請求人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人)が押印しなければならない。

(処分庁経由による審査請求)

第十七条 審査請求は、処分庁を経由してすることもできる。この場合には、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し第十五条第一項から第三項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求録取書(前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。)を審査庁に送付しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、審査請求があつたものとみなす。

(誤つた教示をした場合の救済)

第十八条 審査請求をすることができる処分(異議申立てをすることもできる処分を除く。)につき、処分庁が誤つて審査庁でない行政庁を審査庁として教示した場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求書の正本及び副本を処分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により処分庁に審査請求書の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

3 第一項の処分につき、処分庁が誤つて異議申立てをすることもできる旨を教示した場合において、当該処分庁に異議申立てがされたときは、処分庁は、すみやかに、異議申立書又は異議申立録取書(第四十八条において準用する第十六条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。)を審査庁に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

4 前三項の規定により審査請求書の正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第十九条 処分庁が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

(異議申立ての前置)

第二十条 審査請求は、当該処分につき異議申立てをすることができるときは、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 処分庁が、当該処分につき異議申立てをすることができ旨を教示しなかつたとき。

二 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して三箇月を経過しても、処分庁が当該異議申立てにつき決定をしないとき。

三 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(補正)

第二十一条 審査請求が不適法であつて補正することができるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならぬ。

(弁明書の提出)

第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求録取書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

2 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、弁明書の正副二通が提出されたものとみなす。

4 前項に規定する場合において、当該弁明に係る電磁的記録については、弁明書の正本又は副本とみなして、次項及び第二十三条の規定を適用する。

5 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでない。

(反論書の提出)

第二十三条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参加人)

第二十四条 利害関係人は、審査庁の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

2 審査庁は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として当該審査請求に参加することを求めることができる。(審理の方式)

第二十五条 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。(証拠書類等の提出)

第二十六条 審査請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審査庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第二十七条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

第二十八条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第二十九条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 審査庁は、審査請求人又は参加人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は参加人の審尋)

第三十条 審査庁は、審査請求人若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は参加人を審尋することができる。

(職員による審理手続)

第三十一条 審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第二十七条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第二十九条第一項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

(他の法令に基づく調査権との関係)

第三十二条 前五条の規定は、審査庁である行政庁が他の法令に基づいて有する調査権の行使を妨げない。

(処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第三十三条 処分庁は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を審査庁に提出することができる。

2 審査請求人又は参加人は、審査庁に対し、処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、審査庁は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査庁は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(執行停止)

第三十四条 審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げない。

2 処分庁の上級行政庁である審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置(以下「執行停止」という。)をすることができる。

3 処分庁の上級行政庁以外の審査庁は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、処分庁の意見を聴取したうえで、執行停止をすることができる。ただし、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止以外の措置をすることはできない。

4 前二項の規定による審査請求人の申立てがあつた場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、処分の執行若しくは手続の続行ができなくなるおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。

5 審査庁は、前項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たつては、損害の回復の困難の程度を考慮するものとし、損害の性質及び程度並びに処分内容及び性質をも勘案するものとする。

6 第二項から第四項までの場合において、処分の効力の停止は、処分の効力の停止以外の措置によつて目的を達することができるときは、することができない。

7 執行停止の申立てがあつたときは、審査庁は、すみやかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。

(執行停止の取消し)

第三十五条 執行停止をした後において、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼし、又は処分の執行若しくは手続の続行を不可能とすることが明らかとなつたとき、その他事情が変更したときは、審査庁は、その執行停止を取り消すことができる。

(手続の併合又は分離)

第三十六条 審査庁は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(手続の承継)

第三十七条 審査請求人が死亡したときは、相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者は、審査請求人の地位を承継する。

2 審査請求人について合併又は分割（審査請求の目的である処分に係る権利を承継させるものに限る。）があつたときは、合併後存続する法人その他の社団若しくは財団若しくは合併により設立された法人その他の社団若しくは財団又は分割により当該権利を承継した法人は、審査請求人の地位を承継する。

3 前二項の場合には、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は法人その他の社団若しくは財団は、書面でその旨を審査庁に届け出なければならぬ。この場合には、届出書には、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付しなければならない。

4 第一項又は第二項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間において、死亡者又は合併前の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割をした法人にあててされた通知その他の行為が審査請求人の地位を承継した相続人その他の者又は合併後の法人その他の社団若しくは財団若しくは分割により審査請求人の地位を承継した法人に到達したときは、これらの者に対する通知その他の行為としての効力を有する。

5 第一項の場合において、審査請求人の地位を承継した相続人その他の者が二人以上あるときは、その一人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

6 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、審査請求人の地位を承継することができる。（審査庁が裁決をする権限を有しなくなつた場合の措置）

第三十八条 審査庁が審査請求を受理した後法令の改廃により当該審査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは、当該行政庁は、審査請求書又は審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新たに当該審査請求につき裁決をする権限を有することになつた行政庁に引き継がなければならない。この場合においては、その引継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

（審査請求の取下げ）
第三十九条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分の全部又は一部を取り消す。

4 事実行為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、処分庁に対し当該事実行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

5 前二項の場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは、審査庁は、裁決で当該処分を変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずるとともに裁決でその旨を宣言することもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更し、又は当該事実行為を変更すべきことを命ずることはできない。

6 処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

（裁決の方式）

第四十一条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。

2 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

(裁決の効力発生)

第四十二条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査庁が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の謄本を参加人及び処分庁に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分庁は、裁決の趣旨に従い、改めて申請に対する処分をしなければならない。

3 法令の規定により公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

(証拠書類等の返還)

第四十四条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第二十六条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第二十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

(異議申立期間)

第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に行なければならない。

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4・5 (略)

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第三十三條、第三十四條第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三條を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

(不作為庁の決定その他の措置)

第五十条 (略)

2 前項の場合を除くほか、不作為庁は、不作為についての異議申立てがあつた日の翌日から起算して二十日以内に、申請に対するなんらかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示さなければならない。

(裁決)
第五十五条 審査請求を却下し又は棄却した裁決が違法又は不当である場合においても、当該裁決に係る処分が違法又は不当でないときは、再審査庁は、当該再審査請求を棄却する。

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外）

第三十一条の三（略）

（不服申立て）

第三十一条の四 この法律の規定により市町村長がした処分不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十二条 前条に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第一百四十四号）（抄）

（異議申立期間）

第九条 特別交付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

第十五条（略）

2 第九条の規定は、前項の規定に基づいて地方公共団体の長がする処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

○ 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（抄）

（審査請求等）

第五十一条（略）

2 基金の従たる事務所の長が行う補償に関する決定に不服がある者は、地方公務員災害補償基金支部審査会（以下「支部審査会」という。）に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、さらに審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものと同みなして、審査会に対して再審査請求をすることができる。

4 第一項及び第二項の審査請求並びに前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

5 第一項及び第二項の審査請求並びに第二項又は第三項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十

号)が適用されるものとする。

(不服申立ての前置)

第五十六条 第五十一条第一項又は第二項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は再審査請求に対する審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

- 一 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき。
- 二 第五十一条第一項に規定する審査請求又は同条第二項若しくは第三項に規定する再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十号）（抄）

(不服申立ての制限)

第四十六条の二 この章の規定によつてされた処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）（抄）

(電気通信設備の接続に関する命令等)

第三十五条（略）

2（略）

10 第三項又は第四項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が取得し、又は負担すべき金額についての不服をその裁定の不服の理由とすることができない。

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第七十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(指定試験機関の処分についての審査請求)

第七十三条 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）（抄）

(部分休業)

第十九条 任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する

県費負担教職員については、市町村の教育委員会）は、職員（育児短時間勤務職員その他その任用の状況がこれに類する職員として条例で定める職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）にあつては、三歳）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）を承認することができる。

2 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、国家公務員育児休業法第二十六条第二項に規定する育児時間の承認を受けて勤務しない場合の国家公務員の給与の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、減額して給与を支給するものとする。

3 第五条及び第十六条の規定は、部分休業について準用する。

○ 行政手続法（平成五年法律第八十八号）（抄）

（適用除外）

第三条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第四章までの規定は、適用しない。

一 五（略）

六 国税又は地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて国税庁長官、国税局長、税務署長、収税官吏、税関長、税関職員又は徴税吏員（他の法令の規定に基づいてこれらの職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導並びに金融商品取引の犯則事件に関する法令に基づいて証券取引等監視委員会、その職員（当該法令においてその職員とみなされる者を含む。）、財務局長又は財務支局長がする処分及び行政指導

七 十四（略）

十五 審査請求、異議申立てその他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分

十六（略）

2・3（略）

（聴聞の主宰）

第十九条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。

一 三（略）

四 前三号に規定する者であつたことのある者

五・六（略）

（聴聞調書及び報告書）

第二十四条（略）

2（略）

3 主宰者は、聴聞の終結後速やかに、不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載した報告書を作成し、第一項の調書とともに行政庁に提出しなければならない。

4（略）

（不服申立ての制限）

第二十七条 行政庁又は主宰者がこの節の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない。ただし、第十五条第三項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる結果当事者の地位を取得した者であつて同項に規定する同条第一項第三号（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる聴聞の期日のいずれにも出頭しなかつた者については、この限りでない。

○ 政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）

（行政不服審査法による不服申立ての制限）
第三十九条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（抄）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 不服申立て等（第十八条―第二十一条）

第四章（略）

附則

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条 開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をすることを当たつて、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2（略）

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならぬ。

第三章 不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条 開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続）

第二十条 第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（訴訟の移送の特例）

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、

申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

※ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

目次

第一章・第二章（略）

第三章 本省に置かれる職及び機関

第一節（略）

第二節 審議会等

第一款（略）

第二款 地方財政審議会（第九条―第十七条）

第三款（第六款）（略）

第三節・第四節（略）

第四章 (略)
附則

第八条 (略)

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより総務省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国地方係争処理委員会
電気通信紛争処理委員会
電波監理審議会

独立行政法人評価委員会

第二款 地方財政審議会
第九条～第十七条 (略)

○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百一十一号）（抄）

（審査請求）

第四十一条 この法律の規定による機構又は指定調査機関の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（抄）

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 異議申立て等（第十八条―第二十一条）

第四章・第五章 (略)
附則

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十四条 開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 (略)

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知し

なければならぬ。

第三章 異議申立て等

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十八条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。

2 開示決定等について異議申立てがあったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

- 一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。)を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第十九条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 異議申立人及び参加人
- 二 開示請求者(開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)
- 三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第二十条 第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定
- 二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第三百三十九号)第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟(次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。)が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟(同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。))が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

○ 民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)(抄)

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第三十九条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、意見の聴取をした後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）

別表（第七条関係）

国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）	第五十五条第二項	第四条
	第八十一条第三項及び第九十一条第二項	
（略）	（略）	（略）

- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）（抄）

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）による改正後のもの。

- （機構がした処分等に係る不服申立て）

第六十八条 機構が行う認証事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

- 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

目次

第一章 第三章（略）

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 第三節（略）

第四節 不服申立て（第四十二条―第四十四条）

第五章 第六章（略）

附則

- （第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第四節 不服申立て

(審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一 不服申立てが不法であり、却下するとき。

二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をするとき。

四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 不服申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報の開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

○ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

目次

第一章 第三章 (略)

第四章 開示、訂正及び利用停止

第一節 第三節 (略)

第四節 異議申立て(第四十二条―第四十四条)

第五章・第六章 (略)

附則

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 (略)

3 独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第四節 異議申立て

(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二 決定で、異議申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

三 決定で、異議申立てに係る訂正決定等(訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。

四 決定で、異議申立てに係る利用停止決定等(利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一 異議申立人及び参加人

二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

三 当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続)

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一 開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二 異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

○ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

（職員に係る他の法律の適用除外等）

第五十三条 次に掲げる法律の規定は、特定地方独立行政法人の職員（以下この条において単に「職員」という。）には適用しない。

一（略）

二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の規定

三（略）

2、6（略）

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（地方自治法の財務に関する規定の準用）

第四十七条 地方自治法第二百八条から第二百十条まで、第二百十二条から第二百十四条まで、第二百五条（第五号を除く。）

、第二百十六条、第二百二十条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百二十五条から第二百二十七条まで、第二百二十八条

第一項前段、第二百三十一条、第二百三十一条の二第三項から第七項まで、第二百三十二条第一項、第二百三十二条の二、第二

百三十二条の三、第二百三十二条の五、第二百三十二条の六、第二百三十三条の二本文、第二百三十四条から第二百三十四条の

三まで、第二百三十五条の二第一項及び第二項、第二百三十五条の三から第二百三十八条まで、第二百三十八条の三から第二百

三十八条の六まで、第二百三十九条から第二百四十二条の二まで、第二百四十二条の三（第三項を除く。）、第二百四十三条、

第二百四十三条の二第一項から第五項まで、第七項から第九項まで及び第十四項、第二百四十三条の三並びに第二百四十三条の

五の規定は、合併特例区の財務について準用する。この場合において、同法第二百四十三条の二並びに第二百四十三条の

二百三十七条第二項、第二百四十一条第一項、第二項及び第八項並びに第二百四十三条の三第一項中「条例」とあるのは、「合

併特例区規則」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（合併特例区の公の施設）

第四十八条（略）

2、4（略）

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）（抄）

（異議の申出）

第二十五条（略）

2 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 (略)

(在外投票人名簿の登録に関する異議の申出)

第三十九条 (略)

2 行政不服審査法第十五条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十四条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 (略)

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第三十九条 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十五号）（抄）

(審査請求)

第六条 特別給付金に関する処分に不服がある者は、総務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

3 第一項の審査請求については、行政不服審査法第十四条第三項の規定は、適用しない。

○ 外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律（明治三十一年法律第十四号）（抄）

(不動産登記法の準用)

第八条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七条から第十一条まで、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十五条第一号から第九号まで及び第十二号、第六十七条第一項から第三項まで、第七十一条、第一百九条、第二百二十一条第二項及び第三項、第二百五十二条から第五十六条まで、第五十七条第一項から第三項まで並びに第一百五十八条の規定は、夫婦財産契約に関する登記について準用する。この場合において、同法第十八条中「政令」とあるのは、「法務省令」と読み替えるものとする。

○ 供託法（明治三十二年法律第十五号）（抄）

第一条ノ四 供託官ノ処分ヲ不当トスル者ハ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ審査請求ヲ為スコトヲ得
第一条ノ五 審査請求ハ供託所ニ審査請求書ヲ提出シテ之ヲ為ス

第一条ノ六 供託官ハ審査請求ヲ理由アリト認ムルトキハ処分ヲ変更シテ其旨ヲ審査請求人ニ通知スルコトヲ要ス
② 審査請求ヲ理由ナシト認ムルトキハ意見ヲ附シ審査請求書ノ提出アリタル日ヨリ五日内ニ之ヲ監督法務局又ハ地方法務局ノ長ニ送付スルコトヲ要ス

第一条ノ七 法務局又ハ地方法務局ノ長ハ審査請求ヲ理由アリトスルトキハ供託官ニ相当ノ処分ヲ命スルコトヲ要ス
第一条ノ八 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項但書、第三十条第二項乃至第七項、第四十条第三項乃至第六項及び第四十三条ノ規定ハ供託官ノ処分ニ係ル審査請求ニ付テハ之ヲ適用セス

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第十条の二（略）

②・③（略）

④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならぬ。

一（四）（略）

五 社会保険労務士にあつては、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第二項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

⑤・⑥（略）

第二百二十三条 戸籍事件（次条に規定する請求に係るものを除く。）に関する市町村長の処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第二百二十四条 第十条第一項又は第十条の二第一項から第五項までの請求（これらの規定を第十二条の二において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項の規定による請求及び第二百二十条第一項の請求について市町村長がした処分不服がある者は、市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長に審査請求をすることができる。

第二百二十五条 前条の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（弁護士の職務）

第三条 弁護士は、当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱によつて、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を行うことを職務とする。

2 (略)

(認定の手續等)

第五条の三 (略)

2 (略)

(登録又は登録換えの請求の進達の拒絶)

第十二条 (略)

2 (略)

4 弁護士会が登録又は登録換えの請求の進達を求められた後三箇月を経てもなお日本弁護士連合会にその進達をしないとときは、その登録又は登録換えの請求をした者は、その登録又は登録換えの請求の進達を拒絶されたものとみなし、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第十二条の二 日本弁護士連合会は、前条の規定による登録又は登録換えの進達の拒絶についての行政不服審査法による審査請求（同条第四項の規定による審査請求を含む。）に対して裁決をする場合には、資格審査会の議決に基づかなければならない。

2 (略)

第十四条 前条の規定により登録取消の請求をされた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に日本弁護士連合会に異議を申し出ることができる。

2・3 (略)

(不服申立ての制限)

第四十九条の三 日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(懲戒を受けた者の審査請求に対する裁決)

第五十九条 日本弁護士連合会は、第五十六条の規定により弁護士会がした懲戒の処分について行政不服審査法による審査請求があつたときは、日本弁護士連合会の懲戒委員会に事案の審査を求め、その議決に基づき、裁決をしなければならない。

(懲戒請求者による異議の申出)

第六十四条 (略)

2 前項の規定による異議の申出（相当の期間内に懲戒の手續を終えないことについてのものを除く。）は、弁護士会による当該懲戒しない旨の決定に係る第六十四条の七第一項第二号の規定による通知又は当該懲戒の処分に係る第六十四条の六第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

3 (略)

(非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止)

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○ 司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）（抄）

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、日本司法書士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録拒否に関する規定の準用)

第十七条 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。

○ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)(抄)

(登録を拒否された場合の審査請求)

第十二条 第十条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、法務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 第九条第一項の規定による登録の申請をした者は、その申請の日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされないときは、当該登録を拒否されたものとして、法務大臣に対して前項の審査請求をすることができる。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、法務大臣は、調査士会連合会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(登録拒否に関する規定の準用)

第十七条 第十二条第一項及び第三項の規定は、第十五条第一項又は前条第一項の規定による登録の取消しに準用する。

○ 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)(抄)

(仮滞在の許可)

第六十一条の二の四 (略)

2 5 第一項の許可を受けた外国人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該外国人に係る仮滞在期間(前項の規定により更新された仮滞在期間を含む。以下同じ。)は、当該事由に該当することとなつた時に、その終期が到来したものとす。

一 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の異議申立てがなくて同条第二項の期間が経過したこと。

二 難民の認定をしない処分につき第六十一条の二の九第一項の異議申立てがあつた場合において、当該異議申立てが取り下げられ、又はこれを却下若しくは棄却する旨の決定があつたこと。

三 5 (略)

(異議申立て)
第六十一条の二の九 次に掲げる処分に不服がある外国人は、法務省令で定める事項を記載した書面を提出して、法務大臣に対し異議申立てをすることができる。

一 (略)

二 第六十一条の二の七第一項の規定による難民の認定の取消し

2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、第六十一条の二第二項又は第六十一条の二の七第二項の通知を受けた日から七日以内とする。

3 法務大臣は、第一項の異議申立てに対する決定に当たっては、法務省令で定めるところにより、難民審査参与員の意見を聴かなければならない。

4 法務大臣は、第一項の異議申立てについて行政不服審査法第四十七条第一項又は第二項の規定による決定をする場合には、当該決定に付する理由において、前項の難民審査参与員の意見の要旨を明らかにしなければならない。

5 難民審査参与員は、法務大臣に対し、異議申立人又は参加人に口頭で意見を述べた機会を与えることができる。この場合において、法務大臣は、速やかにこれらの者に当該機会を与えなければならない。

6 難民審査参与員は、行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書又は前項の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者を審尋することができる。

(難民審査参与員)
第六十一条の二の十 法務省に、前条第一項の規定による異議申立てについて、難民の認定に関する意見を提出させるため、難民審査参与員若干人を置く。

2 難民審査参与員は、人格が高潔であつて、前条第一項の異議申立てに関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は国際情勢に関する学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3・4 (略)

○ 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）（抄）

(不服申立ての制限)

第三十六条の三 公安審査委員会がこの法律に基づいてした処分（第二十二条第三項の規定により公安審査委員会の委員又は職員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）（抄）

(審査請求)

第二十八条 この法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてした処分が不服がある者は、中央更生保護審査会に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 (略)

(更生保護法の準用)

第二十九条 更生保護法第九十七条の規定はこの法律又はこの法律において準用する更生保護法の規定により地方委員会が決定をもつてすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録について、更生保護法第九十八条第一項の規定は第二十六条第二項において準用する同法第六十一条第二項の規定による委託及び第二十六条第二項において準用する同法第六十二条第二項の規定による応急の救護に要した費用について、それぞれ準用する。

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百二十九号）（抄）

（抗告訴訟）
第三条（略）

2（略）

3 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求、異議申立てその他の不服申立て（以下単に「審査請求」という。）に対する行政庁の裁決、決定その他の行為（以下単に「裁決」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

4（略）

○ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）（抄）

（審査請求）

第四百十二条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

（審査請求事件の処理）

第四百十四条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

第四百十五条 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日内に、意見を付して事件を第四百十二条

の法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

第四百十六条 第四百十二条の法務局又は地方法務局長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第四百十七条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

○ 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）（抄）

※ 行政手続法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

（外国弁護士による国際仲裁事件の手續の代理）

第五十八条の二（略）

（行政手続法の適用除外）

第五十八条の三（略）

（不服申立ての制限）

第五十九条 日本弁護士連合会がこの法律に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

第六十三条 外国法事務弁護士が、業務に関し、次の各号に掲げる法律事務を行ったときは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一・二 (略)
- 三 国内の行政庁に対する異議申立て、審査請求その他の不服申立事件の手続についての代理
- 四 (略)

○ 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）（抄）

（審査請求）

第十九条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 (略)

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を第一項の法務局又は地方法務局長の長に送付しなければならない。

5 第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第二十条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百七号）（抄）

（不服申立ての制限）

第三十四条 公安審査委員会がこの法律の規定に基づいてした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百十二号）（抄）

（審査請求）

第十五条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 (略)

3 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

4 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長の長に送付しなければならない。

5 法務局又は地方法務局長の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか利害関係人に通知しなければならない。

（行政不服審査法の適用除外）

第十六条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、前条第一項の審査請求については、適用しない。

○ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（抄）

（審査請求）

第九条 この法律の規定による日本司法支援センターの処分又は不作為について不服がある者は、法務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

（審査請求）

第二百五十六条 登記官の処分を不当とする者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。

2 （略）

（審査請求事件の処理）

第二百五十七条 登記官は、審査請求を理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

2 登記官は、審査請求を理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局長の長に送付しなければならない。

3 前条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求を理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登記上の利害関係人に通知しなければならない。

4 （略）

（行政不服審査法の適用除外）

第二百五十八条 登記官の処分に係る審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、適用しない。

○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）（抄）

（認証に関する意見聴取）

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に關し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

3 2 （略）
法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定す

る認証審査参与員の意見を聴かなければならない。

(認証審査参与員)

第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関し、法務大臣に対し、専門的な知識経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

2 認証審査参与員は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者に直接問いを発することができる。

3 5 (略)

(変更の認証)

第十二条 (略)

2・3 (略)

4 第六条、第八条第三項及び前条第一項の規定は第一項の変更の認証について、第九条第一項及び第三項の規定は第一項の変更の認証の申請に対する処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、それぞれ準用する。

(認証の取消し)

第二十三条 (略)

1 3 (略)

2 5 (略)

6 第九条第一項及び第三項の規定は、第二項の規定により認証の取消しの処分をしようとする場合及び当該処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について準用する。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）（抄）

(収容開始時の告知)

第三十三条 刑事施設の長は、被収容者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、被収容者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている被収容者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。

1 8 (略)

九 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

10 11 (略)

2 (略)

(審査の申請)

第一百五十七条 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

1 16 (略)

2 (略)

(審査の申請期間)

第一百五十八条 (略)

2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十四条第四項の規定は、審査の申請期間の計算について準用する。

（行政不服審査法の準用）
第百五十九条 行政不服審査法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（調査）

第百六十条 矯正管区の長は、職権で、審査の申請に関して必要な調査をするものとする。

2 矯正管区の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

（裁決）

第百六十一条 （略）

2 行政不服審査法第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（再審査の申請）

第百六十二条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2 （略）

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項、第百六十条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十四条第三項及び第四項、第十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（矯正管区の長に対する事実の申告）

第百六十三条 （略）

2 （略）

3 第百五十七条第二項、第百五十八条第二項及び第百六十条並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条並びに第三十九条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは、「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（通知）

2 第百六十四条 （略）

3 第六十一条第一項及び行政不服審査法第四十一条の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 矯正管区の長は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

(法務大臣に対する事実の申告)
第六十五条 (略)

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(留置開始時の告知)
第八十条 留置業務管理者は、被留置者に対し、その留置施設における留置の開始に際し、被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。その留置施設に留置されている被留置者がその地位を異にするに至ったときも、同様とする。

一七 (略)

八 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九・十 (略)

2 (審査の申請)
第二百二十九条 次に掲げる留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、警察本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一十 (略)

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び第六十一条並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第十九条、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)
第二百三十条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、公安委員会に対し、再審査の申請をすることができる。

2 (略)

3 第五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び第六十一条並びに行政不服審査法第十四条第三項及び第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同法第三十四条第二項中

「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（警察本部長に対する事実の申告）
第二百三十一条（略）

2（略）

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（公安委員会に対する事実の申告）
第二百三十二条（略）

2（略）

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「公安委員会」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二十三条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（留置開始時の告知）

第二百四十一条 海上保安留置業務管理者は、海上保安被留置者に対し、その海上保安留置施設における留置の開始に際し、海上保安被留置者としての地位に応じ、次に掲げる事項を告知しなければならない。

一七（略）

八 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項

九・十（略）

2（審査の申請）

第二百七十五条 次に掲げる海上保安留置業務管理者の措置に不服がある者は、書面で、その海上保安留置施設の所在地（当該海上保安留置施設が船舶に置かれるものである場合には、当該船舶の所属する管区海上保安本部又は管区海上保安本部の事務所の所在地）を管轄する管区海上保安本部長に対し、審査の申請をすることができる。

一〇九（略）

3 2（略）

第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、第六十条及び第六十一条第一項中「矯正管区の

長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(再審査の申請)

第二百七十六条 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、海上保安庁長官に対し、再審査の申請をすることができる。

2 (略)

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条及び第六十一条第一項並びに行政不服審査法第十四条第三項及び第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十一条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「掲示して」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(管区海上保安本部長に対する事実の申告)

第二百七十七条 (略)

2 (略)

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十一条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「管区海上保安本部長」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(海上保安庁長官に対する事実の申告)

第二百七十八条 (略)

2 (略)

3 第二百五十七条第二項、第五十八条第二項、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、第六十条、第六十一条第一項並びに第六十四条第一項、第二項及び第四項中「矯正管区の長」とあるのは「海上保安庁長官」と、第六十条第二項中「刑事施設の長」とあるのは「海上保安留置業務管理者」と、第六十四条第四項中「前条第一項」とあるのは「第二十七条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）（抄）

（検察庁の長に対する審査の申立て）

第四十条 次の各号に掲げる処分、決定又は裁定（以下「処分等」という。）に不服がある者は、それぞれ当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長に対し、書面により、審査の申立てをすることができる。

一・二 (略)

三 第十条又は第十一条（これらの規定を第二十条（前条において準用する場合を含む。）及び前条において準用する場合を含む。）の規定による裁定 裁定書の謄本の送達があつた日の翌日

四 (略)

2 前項の規定にかかわらず、天災その他同項に規定する期間内に審査の申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申立てをすることができ。

(他の申請人への通知等)

第四十一条 検察庁の長は、前条第一項第三号に掲げる裁定についての審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、当該他の申請人に対し、その旨を通知し、かつ、意見を記載した書面を提出する機会を与えなければならない。

(裁決)

第四十二条 検察庁の長は、第四十条第一項の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める裁決をしなければならない。

一 当該審査の申立てが第四十条第一項に規定する期間が経過した後に行われたものであるとき、その他不適法であるとき 当該審査の申立てを却下する裁決

二 当該審査の申立てが理由がないとき 当該審査の申立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てが理由があるとき 当該審査の申立てに係る第四十条第一項各号に掲げる処分等を取り消し、又は変更する裁決

2 前項第三号に定める処分等を変更する裁決においては、審査申立人の不利益に当該処分等を変更することはできない。

(裁定の方式等に関する規定の準用)

第四十三条 第十二条の規定は、前条第一項各号に定める裁決について準用する。この場合において、第十二条中「検察官」とあるのは「検察庁の長」と、同条第二項及び第三項中「裁定書」とあるのは「裁決書」と、同条第二項中「申請人」とあるのは「審査申立人（当該審査の申立てが他の申請人に対する裁定についてされたものであるときは、審査申立人及び当該他の申請人）」と読み替えるものとする。

(行政不服審査法の準用)

第四十四条 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十条から第十三条まで、第十四条第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第十七条、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第二十四条、第二十五条第一項本文、第二十六条から第三十一条まで、第三十三条、第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第三十五条、第三十六条、第三十七條第一項から第五項まで、第三十八条、第三十九条、第四十二条第四項、第四十三条第一項から第三項まで並びに第四十四条の規定は、第四十条第一項の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第二項及び第十三条第二項	審査庁（異議申立てにあつては処分庁又は不作為庁、再審査請求にあつては再審査庁）	審査庁

第十七条第一項	提出し、又は処分庁に対し第十五条第一項から第三項までに規定する事項を陳述する	提出する
第十七条第二項	正本又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。以下同じ。）	正本
第十七条第三項	提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	提出した
第十八条第一項	処分（異議申立てをすることもできる処分を除く。）	処分
第十八条第四項	正本及び副本を処分庁又は	正本を
第三十一条	職員に、第二十五条第一項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ	職員に
第三十四条第二項	処分庁の上級行政庁である審査庁	審査庁
第三十八条	又は審査請求録取書及び	及び
第四十二条第四項	参加人及び処分庁	参加人
第四十三条第三項	法令の規定により公示された処分	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成十八年法律第八十七号）第四十条第一項第一号に掲げる処分又は同項第二号に掲げる決定
	当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示し	法務省令で定めるところにより、当該処分又は決定が取り消され、又は変更された旨を公告し

（不服申立ての制限）

第四十五条 第四十条第一項各号に掲げる処分等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（訴訟の特例）

第四十七条 第四十条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え及び当該処分等に係る第四十二条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前項に規定する訴えは、第四十三条において準用する第十二条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

3 (略)

○ 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）（抄）

目次

第一章（第六章）（略）

第七章 審査請求等

第一節（略）

第二節 審査請求（第九十二条―第九十六条）

第八章（略）

附則

（設置及び所掌事務）

第四条（略）

2 審査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 地方更生保護委員会がした決定について、この法律及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の定めるところにより、審査を行い、裁決をすること。

三（略）

（留置）

第七十三条（略）

25（略）

6 第一項の規定による留置については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（審査請求）

第九十二条 この法律の規定により地方委員会が決定をもってした処分に不服がある者は、審査会に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（審査請求書の提出）

第九十三条（略）

2 刑事施設の長又は少年院の長は、前項の規定により審査請求書の提出を受けたときは、直ちに、審査請求書の正本を審査会に、副本を地方委員会に送付しなければならない。

3 第一項の場合における行政不服審査法第十四条の規定による審査請求の期間の計算については、刑事施設の長又は少年院の長に審査請求書を提出した時に審査請求があつたものとみなす。

（執行停止）

第九十四条 審査会に対する審査請求に関する行政不服審査法第三十四条第三項の規定の適用については、同項本文中「、処分庁の意見を聴取したうえ」とあるのは「又は職権で」と、同項ただし書中「処分の効力、処分の執行又は手続の続行」とあるのは「処分の執行」とする。

（裁決をすべき期間）

第九十五条 審査会は、審査請求を受理した日から六十日以内に裁決をしなければならない。

（審査請求と訴訟との関係）
第九十六条（略）

（記録の保存等）

第九十七条 審査会は特赦、特定の者に対する減刑、刑の執行の免除及び特定の者に対する復権についてした申出に関する記録を、地方委員会はこの法律の規定により決定をもってすることとされている処分に係る審理及び決定に関する記録を、それぞれ、政令で定めるところにより保存しなければならない。

2 審査会及び地方委員会は、前項の記録の閲覧を求める者があるときは、これをその者の閲覧に供さなければならぬ。ただし、同項の申出若しくは審理の対象とされた者の改善更生を妨げ、又は関係人の名誉若しくは生活の平穩を害するおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる。

○ 刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）（抄）

（更生保護法の一部改正）

第三条 更生保護法（平成十九年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（中略）

第八十六条第三項ただし書中「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

附則第五条第一項の表この法律の施行前にされた少年法第二十四条第一項第一号の保護処分により、この法律の施行の際現に保護観察に付されている者の項及びこの法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「から第五十一条まで」を「第五十条第一項、第五十一条」に改め、同表この法律の施行前に旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による仮釈放を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表この法律の施行前に刑法第二十五条の二第二項の規定による保護観察に付する旨の言渡しを受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に、「第五十二条第四項及び第五項」を「第五十二条第五項及び第六項」に改め、同表この法律の施行前に旧売春防止法第二十五条第三項において準用する旧犯罪者予防更生法第三十一条第二項の規定による婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、附則第五条第二項の表第二十七條第四項の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第四十九條の下に、「第五十条第一項、第五十一条、第五十二条」を加え、「及び第五十七條第一項及び第六十五條の三」に改め、同表第六十三條第二項第一号（新売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に改め、同表第七十條第四号に改め、同表第七十條第二項の項の中欄中「第五十一条」の下に、「第六十二条」を、「第六十五条」の下に、「から第六十五条の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五条」の下に、「第六十二条」を加え、同表第七十條第三項の項中「第五十条及び」を「第五十条第一項及び」に、「第五十条中」を「同項中」に、「同表第七十條第六項の項中「第五十条」を「第五十条第一項」に改め、同表第八十一條第二項の項の中欄中「第六十五条」の下に「から第六十五條の四まで」を加え、同項の下欄中「第六十五條の二、第六十五條の四」を加え、同表第八十一條第三項の項中「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同表第二号」を「同項第二号」に、「同表第五号」を「同項第五号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に改め、附則第五条第五項中「第五十条第四号」を「第五十条第一項第四号」に、「第五十条中」を「第五十条第一項中」に、「同表第二号」を「同項第二号」に、「同表第五号」を「同項第五号」に、「第五十条に」を「第五十条第一項に」に改める。

（以下略）

○ 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（抄）

（懲戒処分についての不服申立て）

第十九条 外務職員が外交機密の漏えいによつて国家の重大な利益をき損したという理由で懲戒処分を受けた場合におけるその処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立ては、国家公務員法第九十条第一項の規定にかかわらず、外務大臣に対してしなければならない。

2 （略）

3 国家公務員法第九十条第三項及び第九十条の二の規定は、第一項に規定する不服申立てについて準用する。

20条 外務大臣は、前条第一項の処分についての不服申立てを受理したときは、これを却下する場合を除き、直ちにその事案を審議会の調査に付さなければならない。

2（略）

5 前条第一項の処分についての不服申立てに対する決定又は裁決は、審議会の調査の結果に基づいてしなければならない。

6 （略）

第二十一条 前二条に定めるものを除く外、懲戒処分についての不服申立ての手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（不服申立てと訴訟との關係）

第二十二条 第十九条第一項の処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する外務大臣の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）（抄）

附則

3 相続又は遺贈により財産を取得した者（当該相続に係る被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。以下この項において同じ。）の当該被相続人の死亡の時における住所がこの法律の施行地にある場合においては、当該財産を取得した者については、当分の間、第二十七条第一項若しくは第三項又は第二十九条第一項の規定により申告すべき相続税に係る納税地は、第六十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、被相続人の死亡の時における住所地とする。ただし、当該納税地の所轄税務署長がした当該相続税に係る処分は、その者の住所地の所轄税務署長がしたものとみなして、当該住所地の所轄税務署長又は国税局長に対し不服申立てをし、又は訴えを提起することを妨げない。

○ 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（抄）

（税理士の業務）

第二条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十三条の三第四項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に關し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に關する

法令若しくは行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二・三（略）

2・3（略）

（登録を拒否された場合等の審査請求）

第二十四条の二 第二十二條第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、国税庁長官に対して行政不服審査法の定めるところにより審査請求をすることができる。

2 第二十一條第一項の規定による登録申請書を提出した日から三月を経過しても当該申請に対してなんらの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、国税庁長官に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本税理士会連合会が第二十二條第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求を棄却する場合において、審査請求人が第二十二條第四項の規定に該当する者であるときは、国税庁長官は、裁決書にその旨を附記しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による審査請求が理由があるときは、国税庁長官は、日本税理士会連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

（登録の取消し）

第二十五条（略）

2（略）

3 前条第一項及び第四項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分不服がある場合に準用する。（意見の聴取）

第三十五条（略）

2（略）

3 国税不服審判所の担当審判官又は地方公共団体の長は、租税についての不服申立てに係る事案について調査する場合において、当該不服申立てに関し第三十條の規定による書面を提出している税理士があるときは、当該税理士に対し当該事案に関し意見を述べる機会を与えなければならない。

4 前三項の規定による措置の有無は、これらの規定に規定する調査に係る処分、更正又は不服申立てについての決定若しくは裁決の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

（懲戒の手續等）

第四十七条（略）

2・3（略）

4 財務大臣は、前二條の規定により税理士の懲戒処分をしようとするときは、国税審議会に諮り、その議決に基づいてしなければならない。

5（略）

○ 連合国財産補償法（昭和二十六年法律第二百六十四号）（抄）

(審査請求)

第十八条 (略)

2 前項の審査請求に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十四条第一項本文の期間は、第十六条第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三月以内とする。

3・4 (略)

○ 関税法(昭和二十九年法律第六十一号) (抄)

(異議申立て)

第八十九条 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関長の処分不服がある者は、異議申立てをすることができ。

2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して二月以内とする。

3 この法律又は他の関税に関する法律の規定による税関職員の処分は、第一項の規定の適用に関しては、当該職員の属する税関の税関長がした処分とみなす。

(審査請求期間)

第九十条 前条第一項に規定する処分について異議申立てをした場合における当該処分についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して一月以内とする。

(審議会等への諮問)

第九十一条 次に掲げる処分又は通知について審査請求があつたときは、財務大臣は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条(審議会等)に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分(国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。)

二 通知

第六十九条の二第三項(輸出してはならない貨物)又は第六十九条の十一第三項(輸入してはならない貨物)の規定による

○ とん税法(昭和三十三年法律第三十七号) (抄)

(不服申立て)

第十一条 関税法第八十九条から第九十一条まで(不服申立て)の規定は、とん税の確定又は徴収に関する処分について不服がある場合について、同法第九十三条(審査請求と訴訟との関係)の規定は、これらの処分の取消しの訴えについて準用する。

○ 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号) (抄)

(審査請求)

第百三条 組合員の資格若しくは給付に関する決定、掛金の徴収、組合員期間の確認又は国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に關し不服がある者は、文書又は口頭で、国家公務員共済組合審査会（以下「審査会」という。）に行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内に行なうなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

(組合に対する通知等)

第百六条 審査会は、審査請求を受理したときは、当該審査請求に係る組合にこれを通知し、かつ、利害関係人に対し参加人として当該審査請求に参加することを求めなければならない。

(政令への委任)

第百七条 この章及び行政不服審査法に定めるもののほか、審査会の委員及び同法第二十七条の規定により事実を陳述させ、又は鑑定を求めた参考人の旅費その他の手当の支給その他審査会及び審査請求の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）（抄）

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第百七十一条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに關する通知が到達しないことを含む。）を理由としてする異議申立て（国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）の規定により異議申立てをすることができる期間を経過したものを除く。）は、これらの規定にかかわらず、当該各号に掲げる期限まででなければ、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日）から二月を経過した日

二 不動産等についての差押え その公売期日等

三 不動産等についての第九十五条（公売公告）の公告（第九十九条第四項（随意契約による売却）において準用する第九十六条（公売の通知）の通知を含む。）から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、国税通則法第七十五条第一項第二号ロ若しくは第四項（始審的審査請求）の規定による審査請求又は同法第一百五十一条第一項第三号（訴えの提起の特例）の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第一百五十一条（災害等による期限の延長）又は第七十七条（異議申立ての期間）」の規定により異議申立てをする」とあるのは、当該訴えについては、「行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第十四条第一項又は第二項（出訴期間）」の規定により訴えを提起する」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分につき、異議申立て又は前項に規定する審査請求を行う場合において、その異議申立書（国税通則法第八十二条第一項（税務署長経由による異議申立て）に規定する異議申立書をいう。）又は審査請求書（同法第八十七条第二項（審査請求書の記載事項等）に規定する審査請求書をいう。）については、同法第七十七条第五項の規定は、適用しない。

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（抄）
※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

号）による改正後のもの。

目次

第一章〜第七章の三（略）
第八章 不服審査及び訴訟
第一節 不服審査
第一款（略）
第二款 異議申立て（第八十一条―第八十六条）
第三款（略）
第四款 雑則（第四百四条―第四百十三条）
第二節（略）
第九章・第十章（略）
附則

（納付受託者の帳簿保存等の義務）
第三十四条の六（略）

2（略）
3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4（略）
6（略）
第七十五条 国税に関する法律に基づく処分（次項に規定する処分を除く。）で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

- 一 税務署長がした処分（次項に規定する処分を除く。）その処分をした税務署長に対する異議申立て
 - 二 国税局長がした処分 次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て
 - イ その処分をした国税局長に対する異議申立て
 - ロ 国税不服審判所長に対する審査請求
 - 三 国税庁長官がした処分 国税庁長官に対する異議申立て
 - 四 税関長がした処分 その処分をした税関長に対する異議申立て
 - 五 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分 国税不服審判所長に対する審査請求
- 2 国税に関する法律に基づき税務署長がした処分（その処分に係る事項に関する調査が次の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に掲げる行政機関の長がその処分をしたものとみなして、当該行政機関の長に対して異議申立てをすることができる。）
- 一 国税局の当該職員 その処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長
 - 二 国税庁の当該職員 国税庁長官

3 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は前項第一号の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていけないものを除く。第五項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

4 第一項第一号若しくは第四号又は第二項第一号の規定により異議申立てをすることができる者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その選択により、異議申立てをしないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

一 所得税法若しくは地方税法に規定する青色申告書、同法第三百十條第一項（青色申告書等に係る更正）に規定する連結確定申告書等又は地方税法第二十七條第二項（青色申告）に規定する青色申告に係る更正（その更正に係る国税を基礎として課される加算税の賦課決定を含む。）に不服があるとき。

二 その処分をした者が、その処分につき異議申立てをすることができる旨の行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による教示をしなかつたとき。

三 その他異議申立てをしないで審査請求をすることにつき正当な理由があるとき。

5 第一項第一号、第二号イ若しくは第四号又は第二項第一号の規定による異議申立てをしている者は、異議申立てをした日の翌日から起算して三月を経過しても異議申立てについての決定がないときは、当該異議申立てに係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

6 （略）

（不服申立てができない処分）

第七十六條 次に掲げる処分は、前條の国税に関する法律に基づく処分に含まれないものとする。

一 この節又は行政不服審査法の規定による処分その他前條の規定による不服申立て（第八十條第二項（行政不服審査法との関係）を除き、以下「不服申立て」という。）についてした処分

二 行政不服審査法第四條第一項第七号（国税犯則取締法等に基づく処分）に掲げる処分
（不服申立期間）

第七十七條 不服申立て（第七十五條第三項及び第五項（異議申立て後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第四項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して二月以内にしなければならない。

2 第七十五條第三項の規定による審査請求は、第八十四條第三項（異議決定の手續）の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して一月以内にしなければならない。

3 天災その他前二項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して七日以内に行うことができる。

4 （略）

5 第二十二條（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）の規定は、第八十二條第一項（税務署長経由による異議申立て）又は第八十七條第二項（審査請求書の記載事項）に規定する異議申立書又は審査請求書について準用する。

6 国税に関する法律に基づく処分をした者が誤つて法定の期間より長い期間を不服申立期間として教示した場合において、その教示された期間内に不服申立てがされたときは、当該不服申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。
（国税不服審判所）

第七十八條 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行なう機関とする。

2 5 （略）

（行政不服審査法との関係）

第八十條 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるも

のを除き、行政不服審査法（第二章第一節から第三節まで（不服申立てに係る手続）を除く。）の定めるところによる。
2 酒税法第二章（酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等）の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによるものとし、この節の規定は、適用しない。

第二款 異議申立て

（異議申立書の記載事項等）

第八十一条 異議申立ては、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 異議申立てに係る処分

二 異議申立てに係る処分があつたことを知つた年月日（当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日）

三 異議申立ての趣旨及び理由

四 異議申立ての年月日

2 異議申立てがされている税務署長その他の行政機関の長（以下「異議審理庁」という。）は、異議申立てが国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、異議審理庁は、職権で補正することができる。

3 異議申立人は、前項の補正を求められた場合には、その異議申立てに係る税務署その他の行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面に押印することによつても、これをすることができる。（税務署長経由による異議申立て）

第八十二条 第七十五条第二項（国税局又は国税庁の職員の調査に係る処分についての異議申立て）の規定による異議申立ては、当該異議申立てに係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合においては、当該税務署長に前条第一項の書面（以下「異議申立書」という。）を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、異議申立書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長又は国税庁長官に送付しなければならない。

3 第一項の場合における異議申立期間の計算については、同項の税務署長に異議申立書が提出された時に異議申立てがされたものとみなす。

（決定）

第八十三条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不適法であるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 異議申立てが理由があるときは、異議審理庁は、決定で、当該異議申立てに係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することはできない。

（決定の手続等）

第八十四条 異議審理庁は、異議申立人から申立てがあつたときは、異議申立人に口頭で意見を述べべる機会を与えなければならない。この場合において、異議申立人は、異議審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、その行政機関の職員に前項の規定による異議申立人の意見の陳述をきかせることができる。

3 異議申立てについての決定は、異議審理庁が異議申立人（当該異議申立てが処分の相手方以外の者のしたものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、異議申立人及び処分の相手方）に異議決定書の謄本を送達して行なう。

4 異議決定書には、決定の理由を附記し、異議審理庁が記名押印をしなければならない。

5 異議申立てについての決定で当該異議申立てに係る処分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される処分を正当とする理由が明らかにされていなければならない。

6 異議審理庁は、審査請求をすることができる処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議決定書に、当該処分につき国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。
(納税地異動の場合における異議申立先等)

第八十五条 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長又は国税局長(以下この条及び次条において「税務署長等」という。)(の処分(国税の徴収に関する処分(第三十六条第一項(納税の告知)の規定による納税の告知のうち同項第一号(不納付加算税及び第六十八条第三項(重加算税)の規定による重加算税に係る部分に限る。))及び第二号に係るものを除く。))及び滞納処分(その例による処分を含む。))を除く。以下この条及び次条第一項において同じ。))があつた時以後にその納税地に異動があつた場合において、その処分の際における納税地を所轄する税務署長等と当該処分について第七十五条第一項第一号若しくは第二号イ又は第二項第一号(税務署長等の処分)について(の異議申立て)の規定による異議申立てをする際に、この条において「現在の納税地」という。))を所轄する税務署長等と異なることとなるときは、その異議申立ては、これらの規定にかかわらず、現在の納税地を所轄する税務署長等に対してしなければならない。この場合においては、その処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとみなす。

3 2 前項の規定による異議申立てをする者は、異議申立書にその処分に係る税務署又は国税局の名称を付記しなければならない。受理することができる。この場合においては、その異議申立書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

4 前項の異議申立書を受理した税務署長等は、その異議申立書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

(異議申立事件の決定機関の特例)

第八十六条 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税に係る税務署長等の処分について異議申立てがされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その異議申立てがされている税務署長等と異動後の納税地を所轄する税務署長等と異なることとなるときは、当該異議申立てがされている税務署長等は、異議申立人の申立てにより、又は職権で、当該異議申立てに係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

2 前項の規定により異議申立てに係る事件の移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等にはじめから異議申立てがされたものとみなし、当該税務署長等がその異議申立てについての決定を行なう。

3 第一項の規定により異議申立てに係る事件を移送したときは、その移送をした税務署長等は、その異議申立てに係る異議申立書及び関係書類その他の物件(以下「異議申立書等」という。))をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

(審査請求書の記載事項等)

第八十七条 審査請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 審査請求に係る処分

二 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日(当該処分に係る通知を受けた場合にはその通知を受けた年月日とし、異議申立てについての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には異議決定書の謄本の送達を受けた年月日とする。)

三・四 (略)

2 前項の書面(以下「審査請求書」という。))には、同項に規定する事項のほか、第七十五条第四項第三号(特別な場合の審査請求)の規定により異議申立てをしないで審査請求をする場合には同号に規定する正当な理由を、同条第五項の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には異議申立てをした年月日を記載しなければならない。

3 (略)

4 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第九十三条第四項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して審査請求がされた場合には、審査請求書の正副二通が提出されたものとみなす。

6 前項の審査請求に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第九十三条第五項において同じ。）については、審査請求書の正本又は副本とみなして、第八十八条第二項（処分庁経由による審査請求）及び第九十三条第一項（答弁書の提出等）の規定を適用する。

（処分庁経由による審査請求）

第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分（当該処分に係る異議申立てについての決定を含む。）をした行政機関の長を経由してすることもできる。この場合においては、当該行政機関の長に審査請求書を提出してするものとする。

2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書の正本を国税不服審判所長に送付しなければならない。

3 （略）

（合意によるみなす審査請求）

第八十九条 税務署長、国税局長又は税関長に対して異議申立てがされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税関長がその異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認めてその旨を異議申立人に通知し、かつ、当該異議申立人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

2 前項の通知に係る書面には、異議申立てに係る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を附記しなければならない。

3 第一項の規定に該当するときは、同項に規定する異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された異議申立書は、審査請求書とみなす。

（他の審査請求に伴うみなす審査請求）

第九十条 更正決定等（源泉徴収による国税に係る納税の告知を含む。以下この条、第四百四条（併合審理等）及び第四百五条第一項第二号（不服申立ての前置等）において同じ。）において審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等（その国税に係る附帯税の額を含む。以下この条、第四百四条及び第四百五条第一項第二号において同じ。）についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされたときは、当該異議申立てがされた税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税関長に対し異議申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等について審査請求がされたときは、当該異議申立てがされている税務署長、国税局長又は税関長は、その異議申立書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を異議申立人に通知しなければならない。

3 前二項の規定により異議申立書等が国税不服審判所長に送付された場合には、その送付がされた日に、国税不服審判所長に対し、当該異議申立てに係る処分についての審査請求がされたものとみなす。

4 （略）

（補正）

第九十一条 国税不服審判所長は、審査請求が国税に関する法律の規定に従っていないもので補正することができるものであると認めるときは、相当の期間を定めて、その補正を求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、

2 国税不服審判所長は、職権で補正することができる。

(却下)

第九十二条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるときは、その他不適法であるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を却下する。

(答弁書の提出等)

第九十三条 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求が前条の規定により却下すべきものであるときを除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という。)から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書の副本を原処分庁に送付するものとする。

2 答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。

3 答弁書は、正副二通を提出しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項(電子情報処理組織による申請等)の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して答弁書が提出された場合には、答弁書の正副二通が提出されたものとみなす。

5 前項の答弁書に係る電磁的記録については、答弁書の副本とみなして、次項の規定を適用する。

6 原処分庁から答弁書が提出されたときは、国税不服審判所長は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

(担当審判官等の指定)

第九十四条 国税不服審判所長は、答弁書が提出されたときは、審査請求に係る事件の調査及び審理を行なわせるため、担当審判官一名及び参加審判官二名以上を指定する。

(証拠書類等の提出)

第九十五条 審査請求人は、第九十三条第六項(答弁書の送付)の規定により送付された答弁書に対する反論書又は証拠書類若しくは証拠物を提出することができる。この場合において、担当審判官がその提出をすべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(原処分庁からの物件の提出及び閲覧)

第九十六条 原処分庁は、処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を担当審判官に提出することができる。

2 審査請求人は、担当審判官に対し、原処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 担当審判官は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理のための質問、検査等)

第九十七条 担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、次に掲げる行為をすることができる。

一 審査請求人若しくは原処分庁(以下「審査請求人等」という。)又は関係人その他の参考人に質問すること。

二 前号に規定する者の帳簿書類その他の物件につき、その所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を求め、又はこれらの者が提出した物件を留め置くこと。

三・四 (略)

2・5 (略)

(裁決)

第九十八条 審査請求が理由がないときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

2 審査請求が理由があるときは、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

3 国税不服審判所長は、前二項の裁決をする場合には、担当審判官及び参加審判官の議決に基づいてこれをしなければならぬ。
(異議申立てに関する規定の準用等)

第一百条 第八十四条第一項から第五項まで(決定の手續等)の規定は、審査請求の審理及び裁決について準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「異議審理庁」とあるのは「担当審判官」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「同条第三項及び第四項中「異議審理庁」とあるのは「国税不服審判所長」と、「異議申立人」とあるのは「審査請求人」と、「前条第三項の規定による決定」とあるのは「第九十八条第二項(裁決)の規定による裁決」と、「異議決定書」とあるのは「裁決書」と、それぞれ読み替えるものとする。

2 国税不服審判所長は、前項において準用する第八十四条第三項の規定により裁決書の謄本を審査請求人に送達するときは、原処分庁(第七十五条第二項第一号(国税局の職員の調査に係る処分についての異議申立て)に規定する処分に係る審査請求にあつては、当該処分に係る税務署長を含む。)にもこれを送付しなければならない。
(裁決の拘束力)

第一百零二条 (略)

2 申請若しくは請求に基づいてした処分が手續の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請若しくは請求を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に従い、あらためて申請又は請求に対する処分をしなければならぬ。

3 国税に関する法律に基づいて公示された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、当該処分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

4 国税に関する法律に基づいて処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、当該処分に係る行政機関の長は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

第一百三條 国税不服審判所長は、裁決をしたときは、すみやかに、第九十五条(証拠書類等の提出)(第九十九条第五項(参加人についての準用)において準用する場合を含む。)の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第九十七条第一項第二号(審理のための質問、検査等)の規定による提出要求に応じて提出された帳簿書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。
第四款 雜則

(併合審理等)

第一百零四條 異議審理庁又は国税不服審判所長(以下「国税不服審判所長等」という。)は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てを併合し、又は併合された数個の不服申立てを分離することができる。

2 更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等があるときは、国税不服審判所長等は、前項の規定によるもののほか、当該他の更正決定等についてあわせて審理することができる。ただし、当該他の更正決定等について不服申立ての決定又は裁決がされているときは、この限りでない。

3・4 (略)

(不服申立てと国税の徴収との関係)

第一百五條 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立ては、その目的となつた処分の効力、処分の執行又は手續の続行を妨げない。ただし、その国税の徴収のため差し押えた財産の滞納処分(その例による処分を含む。以下この条において同じ。)に

よる換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は不服申立人（不服申立人が処分の相手方でないときは、不服申立人及び処分の相手方）から別段の申出があるときを除き、その不服申立てについての決定又は裁決があるまで、することができない。

2 異議審理庁は、必要があると認めるときは、異議申立人の申立てにより、又は職権で、異議申立ての目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はこれらを命ずることができる。

3 異議審理庁は、異議申立人が、担保を提供して、異議申立ての目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、若しくはその差押えを解除し、又はこれらを命ずることができる。

4 国税不服審判所長は、必要があると認めるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、第四十三条及び第四十四条（徴収の所轄庁）の規定により徴収の権限を有する国税局長、税務署長又は税関長（以下この条において「徴収の所轄庁」という。）の意見をきいたうえ、当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止することを徴収の所轄庁に求めることができる。

5 国税不服審判所長は、審査請求人が、徴収の所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的となつた処分に係る国税につき、滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、徴収の所轄庁に対し、その差押えをしないこと又はその差押えを解除することを求めることができる。

6 徴収の所轄庁は、国税不服審判所長から前二項の規定により徴収の猶予等又は差押えの解除等を求められたときは、審査請求の目的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止し、又はその差押えをせず、若しくはその差押えを解除しなければならない。

7 (略)

(代理人)

第七百七条 (略)

2 代理人は、各自、不服申立人のために、当該不服申立てに関する一切の行為をすることができる。ただし、不服申立ての取下げ及び代理人の選任は、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

3 代理人の権限は、書面で証明しなければならない。前項ただし書に規定する特別の委任についても、同様とする。

4 代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長等に届け出なければならない。

(総代)

第七百八条 多数人が共同して不服申立てをするときは、三人をこえない総代を互選することができる。

2 (略)

5 共同不服申立人に対する国税不服審判所長等（担当審判官を含む。）の通知その他の行為は、二人以上の総代が選任されている場合においても、一人の総代に対してすれば足りる。

6 共同不服申立人は、必要があると認めるときは、総代を解任することができる。

7 前条第三項前段及び第四項の規定は、総代について準用する。

(参加人)

第九百九条 利害関係人は、国税不服審判所長等の許可を得て、参加人として不服申立てに参加することができる。

2 国税不服審判所長等は、必要があると認めるときは、利害関係人に対し、参加人として不服申立てに参加することを求めることができる。

3 国税不服審判所長等は、不服申立てについての決定又は裁決をした場合には、異議決定書又は裁決書の謄本を参加人に送付しなければならない。

4 担当審判官は、審理を行なうため必要があるときは、参加人の申立てにより第九十七条第一項（審理のための質問、検査等）

の行為をすることができる。

5 第八十四条第一項及び第二項（口頭による陳述）（第一百一条第一項（異議申立てに関する規定の準用）において準用する場合を含む。）並びに第九十六条第二項及び第三項（原処分庁から提出された物件の閲覧）の規定は参加人による証拠書類等の提出）の規定は参加人による証拠書類又は証拠物の提出について準用する。

（不服申立ての取下げ）

第一百十条（略）

2 第七十五条第五項（異議決定を経ない審査請求）の規定による審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる不服申立ては、取り下げられたものとみなす。

一 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 当該審査請求

二 異議審理庁において当該審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の一部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合 その部分についての審査請求

三 その他の場合 その決定を経ないで当該審査請求がされた異議申立て（教示）

第一百十一条 異議審理庁は、異議申立てがされた日の翌日から起算して三月を経過しても当該異議申立てが係属しているときは、当該異議申立てに係る処分が審査請求をすることができないものである場合を除き、遅滞なく、当該処分について直ちに審査請求をすることができ旨を書面でその異議申立人に教示しなければならない。

2 第八十九条第二項（処分の理由の附記）の規定は、前項の教示に係る書面について準用する。

第一百十二条 国税に関する法律に基づく処分をした行政機関が、不服申立てをすべき行政機関を教示する際に、誤つて当該行政機関でない行政機関を教示した場合において、その教示された行政機関に対し教示された不服申立てがされたときは、第七十五条第四項第二号（教示をしなかつた場合の審査請求）の規定により審査請求がされた場合を除き、当該行政機関は、すみやかに異議申立書又は審査請求書を異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を不服申立人に通知しなければならぬ。

2 前項の規定により異議申立書又は審査請求書が異議申立てをすべき行政機関又は国税不服審判所長に送付されたときは、はじめから異議申立てをすべき行政機関に異議申立てがされ、又は国税不服審判所長に審査請求がされたものとみなす。

（首席審判官への権限の委任）

第一百十三条（略）

（不服申立ての前置等）

第一百十五条 国税に関する法律に基づく処分（第八十条第二項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）で不服申立てをすることができるものの取消しを求め訴えは、異議申立てをすることができる処分（審査請求をすることもできるもの（異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができるものを含む。）を除く。）にあつては異議申立てについての決定を、審査請求をすることができる処分にあつては審査請求についての裁決をそれぞれ経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

一 異議申立て（国税庁長官に対してされたものに限る。）又は審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても決定又は裁決がないとき。

二（略）

三 異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 国税に関する法律に基づく処分についてされた異議申立て又は審査請求について決定又は裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合には、その異議決定書又は裁決書の謄本をその訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（抄）

第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

地の指定の処分の取消しがあつた場合においては審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項又は第二項の規定による納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る納税地として同条第一項に規定する納税義務者の所得税又は同条第二項に規定する支払をする者の同項の所得税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（抄）

第十九条（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

処分の取消しがあつた場合においては決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による納税地の指定の取消しは、その取消しの際に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る法人の法人税の納税地としてその法人税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

○ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

一 「通関業務」とは、他人の依頼によつて次に掲げる事務をいう。

イ 次に掲げる手続又は行為につき、その依頼をした者の代理又は代行をすること。

(1) 関税法その他関税に關する法令によつてされた処分につき、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）又は関税

(2) 法の規定に基づいて、税関長又は財務大臣に対してする不服申立て

(3) (略)

ロ (略)

二 (略)

四 (略)

○ 清酒製造業等の安定に関する特別措置法（昭和四十五年法律第七十七号）（抄）

（納付金の賦課）

第七条（略）

2（略）

5 第一項の規定により賦課された納付金の算定について不服がある者は、財務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九条）（抄）

（過誤納の確認等）

第十六条 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなつた日から五年を経過する日までに、政令で定めるところにより、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に申し出て、当該各号に掲げる自動車重量税の額その他政令で定める事項について確認を求め、証明書の交付を請求することができる。

一（略）

二 過大に自動車重量税を納付して自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けたとき（国税通則法第七十五条第一項第五号（他の行政機関の処分についての審査請求）の規定による審査請求に対する裁決により第十二条第一項の認定に係る処分の全部又は一部が取り消されたときを除く。）。当該過大に納付した自動車重量税の額

2（略）

4（略）

○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（抄）

（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

第二十四条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による資産の譲渡等に係る消費税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消しの時までの間に、その取消しの対象となつた納税地をその処分に係る事業者の納税地としてその消費税に関してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

○ 地価税法（平成三年法律第六十九号）（抄）

（納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力）

第十四条 異議申立てについての決定若しくは審査請求についての裁決又は判決により、前条第一項の規定による地価税の納税地の指定の処分の取消しがあつた場合においても、その処分の取消しは、その取消しの対象となつた処分のあつた時からその取消

しの時までの間に、その取消しの対象となった納税地をその処分に係る個人又は法人の納税地としてその地価税に關してされた申告、申請、請求、届出その他書類の提出及び納付並びに国税庁長官、国税局長又は税務署長の処分（その取消しの対象となつた処分を除く。）の効力に影響を及ぼさないものとする。

○ 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に關する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）（抄）
 ※ 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）
 第三十三条 復興特別所得税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

国税通則法	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	(略)	(略)	(略)	(略)
国税通則法	第七十五条第四項第一号	所得税法	所得税法、特別措置法第二十条第二項（青色申告）	(略)
	第八十五条第一項及び第八十六条第一項	所得税	所得税、復興特別所得税	(略)

258 (略)
 （復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等）
 第六十三条 復興特別法人税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、同表の第四欄に掲げる字句とする。

国税通則法	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
	(略)	(略)	(略)	(略)
国税通則法	第六十五条第三項第二号	加算した金額	加算した金額（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に關する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第四十九条（復興特別所得税額の控除）又は第五十条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した金額）	(略)
	第七十五条第四項第一号	地方法人税、若しくは法人税	地方法人税、復興特別法人税、法人税法若しくは特別措置法第五十八条第二項（青色申告）	(略)
第八十五条第一項及び第八十六条第一項	同法	地方法人税	地方法人税、復興特別法人税	(略)
	同法	地方法人税	地方法人税、復興特別法人税	(略)

2516 (略)

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第三百三十九条 文部科学大臣がした大学又は高等専門学校設置の認可に関する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）（抄）

第十五条 (略)

256 (略)

7 第三項の裁定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

○ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

※ 私立学校法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

(措置命令等)

第六十条 (略)

257 (略)

8 第一項の規定による措置命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

9511 (略)

(解散命令)

第六十二条 (略)

254 (略)

5 行政手続法第三章第二節（第十五条、第十九条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、前項の規定により私立学校審議会等が行う意見の聴取について準用する。この場合において、同法第十六条第四項（同法第十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十条第六項及び第二十二條第三項（同法第二十五条において準用する場合を含む。）、同法第二十五条第一項中「第十九条の規定により聴聞を主宰する者（以下「主宰者」という。）」とあり、並びに同法第二十条から第二十五条までの規定及び同法第二十七条第一項中「主宰者」とあるのは「私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等」と、同法第二十五条中「命ずることができる」とあるのは「求めることができる」と、同法第二十六条第二項の私立学校法第二十六条第二項の私立学校審議会等が意見の聴取を再開する場合」と読み替えるものとする。

67 (略)

8 第一項の規定による解散命令については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）（抄）

目次

- 第一章 第十一節（略）
 - 第二章 補則
 - 第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て（第五十四条―第六十一条）
 - 第二節 第三節（略）
 - 第十三章（略）
- 附則

第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

（不服申立ての手続における意見の聴取）

第五十六条 次に掲げる処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求又は異議申立てを受理した日から三十日以内に、審査請求人若しくは異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

- 一 第四十三条第一項又は第五十二条第一項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可
- 二 第十三条第一項（第三十三条を含む。）の規定による管理団体の指定

2 前項の意見の聴取を行う者は、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の十日前までに審査請求人又は異議申立人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

（参加）

第五十七条 審査請求人又は異議申立人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第一項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該意見の聴取を行う者にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第五十八条 第五十六条第一項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁決又は決定前の協議等）

第五十九条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後に行なわなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求又は異議申立てに係る事案について意見を述べることができる。

（手続）

第六十条 第五十六条から前条まで及び行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部科学省令で定める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十一条 第五十六条第一項各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

- 第百八十四条 (略)
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 3 5 8 (略)

○ 宗教法人法 (昭和二十六年法律第二百二十六号) (抄)

(認証の取消し)

第八十条 (略)

2 5 6 (略)

7 第一項の規定による認証の取消しについては、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

(不服申立ての手續における諮問等)

第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならぬ。

2 前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てがあつた日から四月以内にしなければならぬ。

(不服申立てと訴訟との関係)

第八十七条 第八十条の二第一項に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 私立学校教職員共済法 (昭和二十八年法律第二百四十五号) (抄)

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第六十三号) 及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第九十八号) による改正後のもの。

(共済運営委員会の職務)

第十三条 次に掲げる事項については、事業団の理事長 (以下単に「理事長」という。) は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一 5 四 (略)

五 共済業務に係る訴訟又は審査請求その他の不服申立ての提起及び和解

六 (略)

2 (略)

(審査請求)

第三十六条 加入者の資格若しくは給付に関する決定、厚生年金保険法第九十条第二項 (第一号及び第二号を除く。) に規定する被保険者の資格若しくは保険給付に関する処分、掛金等その他この法律及び厚生年金保険法の規定による徴収金の徴収、加入者期間の確認、国民年金法の規定による障害基礎年金に係る障害の程度の診査又は第三十一条の規定による処分に対し異議のある

者は、共済審査会に対し、文書又は口頭をもつて行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、処分、徴収、確認又は診査があつたことを知つた日から六十日以内にしなければならぬ。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）（抄）

（条例による事務処理の特例）

第五十五条（略）

258（略）

9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。

10（略）

○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抄）

（補償金の額についての異議申立ての制限）

第七十三条 第六十七条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条の裁定又は裁定をしない処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てにおいては、その裁定又は裁定をしない処分に係る補償金の額についての不服をその裁定又は裁定をしない処分についての不服の理由とすることができない。ただし、第六十七条第一項の裁定又は裁定をしない処分を受けた者が著作権者の不明その他これに準ずる理由により前条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

○ 私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）（抄）

（意見の聴取等）

第十二条の二（略）

256（略）

7 前条第二号の規定による是正命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）（抄）

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第二十七条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文部科学大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）（抄）

（指定登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第二十三条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、文化庁長官に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）（抄）

※ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十号）による改正後のもの。

（不服申立てと訴訟との関係）

第十六条 就学支援金の支給に関する処分又は第十一条第一項（第十四条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

（審査請求及び再審査請求）

第八十九条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 （略）

第九十条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第八十条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

（行政不服審査法の適用関係）

第九十一条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定は、適用しない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第九十二条 第八十九条第一項又は第九十条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

（審査請求及び再審査請求）

第三十八条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものと同様にして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 第三十九条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は第三十二条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

（行政不服審査法の適用関係）
第四十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定は、適用しない。

（不服申立てと訴訟との関係）
第四十一条 第三十八条第一項又は第三十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（労働者災害補償保険法に基づく不服申立てに関する特例）
第五十二条 次の各号に掲げる保険給付と同一の事由により支給される当該各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付についてされる同法第三十八条第一項の審査請求並びに同項及び同条第二項の再審査請求（次項において「労働者災害補償保険法の審査請求等」という。）は、当該各号に掲げる保険給付を受ける権利の時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

一、六（略）
2（略）

3 第一項各号に掲げる保険給付に関する処分の取消しの訴えは、第四十一条の規定にかかわらず、同項各号に定める労働者災害補償保険法の規定による保険給付に関する処分について、同法第三十八条第一項又は第二項の再審査請求に対する労働保険審査会の裁決があった場合には、提起することができる。この場合における行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三十九号）第三十四条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「取消訴訟」とあるのは「船員保険法第五十二条第三項前段に規定する処分の取消しの訴え」と、「処分又は裁決」とあるのは「同項前段の労働保険審査会の裁決」とする。

○ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（抄）

第三十五条の五 第三十五条の二の規定により内閣総理大臣がした決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第三十八条 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

③ 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

第三十九条 前条第一項の審査請求及び同条第一項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

第四十条 第三十八条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 再審査請求がされた日から三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）

※ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

第十八条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、都道府県知事に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第十九条の二十（略）

② ④ 第一項の規定による小児慢性特定疾病医療費の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

⑤ 第五十九条の四（略）

② 前項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

③ ④ 第五十九条の六 第五十六条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする

○ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）（抄）

第三条の二十 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）（抄）

第二十五条（略）

②④（略）

⑤ 第一項の検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。第六十八条 この法律の規定により地方公共団体（都道府県を除く。）の長が行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣（第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係るものにあつては、内閣総理大臣）に対して再審査請求をすることができる。

第六十九条 第二十五条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第二十六条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くもの）とし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十四条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十九條第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

② 第二十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第三十条第二項（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くもの）とし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第五十八条（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）、第五十九條（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

○ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）（抄）

第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）

第七条（略）
25（略）

6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事が指名する職員」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○ 歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）

2 第七条（略）

6 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○ 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）（抄）

2 第十五条（略）

4 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同節中「聴聞」とあるのは「意見の聴取」と、同法第十五条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同条第三項（同法第二十二条第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、「当該行政庁が」とあるのは「当該都道府県知事が」と、「当該行政庁の」とあるのは「当該都道府県の」と、同法第十六条第四項並びに第十八条第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県」と、同条第六項、同法第二十条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

5 第四条第三項及び第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）（抄）

第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）（抄）

（他の法律の適用除外）
第三十七条（略）

2 （略）
3 特定独立行政法人及び職員に係る処分であつて第三条第一項の規定により読み替えられた労働組合法第七条各号に該当するものについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（不服申立ての制限）
第二十七条の二十六 労働委員会がした処分（第二十四条の二第四項の規定により公益委員がした処分及び同条第五項の規定により公益を代表する地方調整委員がした処分を含む。）については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）（抄）
※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十七号）による改正後のもの。

（大都市の特例）
第五十一条の十二（略）

2 前項の規定により指定都市の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができる。

（事務の区分）
第五十一条の十三 この法律（第一章から第三章まで、第十九条の二第四項、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一項、同条第二項（第三十三条の八において準用する場合を含む。）、第十九条の十一、第二十九条の七、第三十条第一項及び第三十一条、第三十三条の七第一項及び第六項、第六章並びに第五十一条の十一の三第二項を除く。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第三項において「第一号法定受託事務」という。）とする。

2 この法律（第六章第二節を除く。）の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務（保健所長

3 に係るものに限る。)は、第一号法定受託事務とする。
第三十三条第三項及び第三十四条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

○ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)(抄)
※ 生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四百四号)による改正後のもの。

(医療費の審査及び支払)
第五十三条(略)

2 4 (略)
5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(裁決をすべき期間)
第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 審査請求人は、前項の期間内に裁決がないときは、厚生労働大臣又は都道府県知事が審査請求を棄却したものとみなすことができる。

(再審査請求)

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定は、再審査請求の裁決について準用する。この場合において、同項中「五十日」とあるのは、「七十日」と読み替えるものとする。

(大都市等の特例)

第八十四条の二(略)
2 第六十六条第一項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る不服申立てについて準用する。

○ クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)(抄)

(不服申立て)

第十四条の二の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)(抄)

(再審査請求)

第二十五条の二 前条の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区の長が行う処分（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次条において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第二十五条の三 第二条第三項、第八条、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項、第七項及び第九項並びに第十八条の二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2 第二条第三項、第八条第一項及び第二項、第九条第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条から第十七条まで、第十八条第一項、同条第二項において準用する第六条第二項、第三項、第五項及び第七項から第九項まで並びに第十八条の二第一項の規定により地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

3 第十八条第二項において準用する第六条第七項及び第八項の規定により市町村（地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市を除く。）が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

○ 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）（抄）

（審査請求の特例）

第十六条の二 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。次項及び第三項において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る隔離されている者が同号の規定により隔離された日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき検疫所長に審査請求をし、かつ、当該隔離の期間が三十日を超えたときは、検疫所長は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5 前項の規定により事件が移送されたときは、はじめから、厚生労働大臣に審査請求があつたものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決（隔離の期間が三十日を超える者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

（再審査請求）

第三十三条の二 この法律の規定により検疫所の支所又は出張所の長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）（抄）

目次

第一章・第二章（略）

第三章 不服申立て（第四十条―第四十二条の二）

第四章（略）

附則

第三章 不服申立て

（異議申立期間等）

第四十条 障害年金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金又は弔慰金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、その処分を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

3 第一項に規定する処分についての異議申立書又は審査請求書は、異議申立人又は審査請求人の住所地の都道府県知事を経由して提出することができる。

（第四条第一項の政令で定める審議会等の意見の聴取）

第四十一条 厚生労働大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに対する決定をするに当たっては、第四条第一項の政令で定める審議会等の意見を聴かなければならない。

（時効の中断）

第四十二条 第四十条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

（不服申立てと訴訟との関係）

第四十二条の二 第四十条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（都道府県が処理する事務）

第五十条（略）

2 前項の政令においては、同項の規定に基づいてされる処分につき、異議申立てをすることができる旨及び審査請求をすべき期間について必要な規定を設けることができる。

○ 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律二百八十九号）（抄）

（地方公営企業法の準用）

第十七条 地方公営企業法第三十八条並びに第三十九条第一項及び第三項から第五項までの規定は、地方公営企業（同法第四章の規定が適用されるものを除く。）に勤務する職員について準用する。

2（略）

附則

5 地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第三条第四号の職員以外の

ものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第十七条を除く。）並びに地方公営企業法第三十八条及び第三十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで」とあるのは「第四十九条まで」と、同条第四項中「地方公営企業の管理者」とあるのは「任命権者（委任を受けて任命権を行う者を除く。）」と読み替えるものとする。

○ と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）（抄）

（獣畜のとさつ又は解体の検査）

第十四条（略）

257（略）

8 第一項から第五項までの規定により都道府県知事及び厚生労働大臣が行う検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）（抄）

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）による改正後のもの。

目次

第一章・第二章（略）

第三章 罰則（第四十六条―第四十八条）

附則

（管轄審査官）

第三条 健康保険法第百八十九条、船員保険法第百三十八条、厚生年金保険法第九十条若しくは石炭鉱業年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第百一条又は年金給付遅延加算金支給法第八条の規定による審査請求は、次に掲げる審査官に対してするものとする。

一 日本年金機構（以下「機構」という。）がした処分（第四号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき経由した機構の事務所がある場合にあつては、当該経由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。）の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

二 全国健康保険協会、健康保険組合、石炭鉱業年金基金又は国民年金基金（以下「健康保険組合等」という。）がした処分に対する審査請求にあつては、その処分に関する事務を処理した健康保険組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

三 厚生労働大臣がした処分（次号に規定する処分を除く。）に対する審査請求にあつては、審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所））若しくは国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等の事務所の所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

四 国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金の賦課若しくは徴収若しくは同法第九十六条の規定による処分又は年金給付遅延加算金支給法第六条第一項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による徴収金（給付遅延特別加算金（国民年金法附則第九条の三の二第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。次条第一項において同じ。）に係るものに限る。）の賦課若しくは徴収若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第二項（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定によりその例によるものとされる同法第九十六条の規定による処分に対する審査請求にあつては、その処分をした者の所属する機関の事務所として厚生労働省令で定めるものの所在地を管轄する地方厚生局に置かれた審査官

（審査請求の期間）

第四条 審査請求は、被保険者若しくは加入員の資格、標準報酬若しくは保険給付（国民年金法による給付並びに年金給付遅延加算金支給法による保険給付遅延特別加算金（厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金に係るものを除く。）及び給付遅延特別加算金を含む。）、標準給与、年金たる給付若しくは一時金たる給付又は国民年金の保険料その他国民年金法の規定による徴収金若しくは年金給付遅延加算金支給法第六条第一項の規定による徴収金（給付遅延特別加算金に係るものに限る。）に関する処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に行なわなければならない。ただし、正当な事由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2・3 （略）

2 （代理人による審査請求）

第五条の二 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができ。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができ。

（却下）

第六条 審査請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

（補正）

第七条 審査請求が不適法であつて補正することができないものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正を命じなければならない。

2 審査官は、審査請求人が前項の期間内に補正しないときは、決定をもつて、審査請求を却下することができる。但し、前項の不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

（保険者に対する通知等）

第九条 審査官は、審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者（石炭鉱業年金基金、国民年金事業の管掌者、国民年金基金、機構、財務大臣（その委任を受けた者を含む。）又は健康保険法若しくは船員保険法の規定により健康保険若しくは船員保険の事務を行う厚生労働大臣を含む。以下同じ。）及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

2 （略）

（口頭による意見の陳述）

第九条の二 審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(原処分の執行の停止等)
第十条 (略)

2 (略)

3 第一項の執行の停止は、審査請求があつた日から六十日以内に審査請求についての決定がない場合において、審査請求人が、審査請求を棄却する決定があつたものとみなして再審査請求をしたときは、その効力を失う。

4・5 (略)

(手続の併合又は分離)

第十条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(審理のための処分)

第十一条 審査官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人若しくは第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人の申立てにより又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 審査請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

2・6 (略)

(手続の受継)

第十二条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

(審査請求の取下げ)

第十二条の二 審査請求人は、決定があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、文書でしなければならない。

(本案の決定)

第十三条 審査官は、審理を終えたときは、審査請求の全部又は一部を容認し、又は棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十四条 決定は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、決定をした審査官が、これに署名押印しなければならない。

2 (略)

(決定の効力発生)

第十五条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 決定の送達は、決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査官が職務を行なう場所の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合において、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査官は、決定書の謄本を第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人に送付しなければならない。

(決定の変更等)

第十七条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百五十六条第一項(変更の判決)及び第二百五十七條第一項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「

百五十七條第一項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、「

判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六条第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

第十七条の二 この節の規定に基づいて審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（特定行為の禁止）

第二十九条 委員長及び委員は、在任中、左の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 国会若しくは地方公共団体の議会の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動をすること。

二 厚生労働大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事すること。

三 営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

（再審査請求期間等）

第三十二条 健康保険法第八十九条第一項、船員保険法第三十八条第一項、厚生年金保険法第九十条第一項若しくは石炭鉱業

年金基金法第三十三条第一項、国民年金法第一百一条第一項又は年金給付遅延加算金支給法第八条第一項の規定による再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内に行なわなければならない。

2 健康保険法第九十条、船員保険法第三十九条、厚生年金保険法第九十一条第一項、石炭鉱業年金基金法第三十三条第二項又は年金給付遅延加算金支給法第九条の規定による審査請求は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に行なわなければならない。

3 5 （略）

（保険者等に対する通知）

第三十三条 審査会は、再審査請求又は審査請求を受理したときは、政令の定めるところにより、原処分をした保険者及び第三十条第一項又は第二項の規定により指名された者に通知しなければならない。

（参加）

第三十四条 （略）

2 （略）

（意見の陳述等）

第三十九条 （略）

2・3 （略）

（審理のための処分）

第四十条 審査会は、審理を行うため必要があるときは、当事者若しくは第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係人に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の他の団体に囑託すること。

2 5 （略）

（調書）

第四十一条 （略）

2 利害関係人は、厚生労働省令の定める手続に従い、前項の調書を閲覧することができる。
(裁決の方式)

第四十三条 裁決は、文書をもつて行い、且つ、理由を附し、審査長及び合議に参与した審査員が、これに署名押印しなければならない。審査長又は合議に参与した審査員が署名押印することができないときは、合議に参与した審査員又は審査長が、その事由を附記して署名押印しなければならない。

(準用規定)

第四十四条 第五条の二、第六条、第七条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十五条、第十六条の二及び第十七条の規定は、再審査請求又は審査請求の手続に、第十七条の二の規定は、この節の規定に基づいて審査会がした処分に準用する。この場合において、これらの規定中「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十二条、第十二条の二、第十五条及び第十七条中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人又は審査請求人」と読み替えるものとする。

第四十六条 (略)

○ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後のもの。

(審査請求及び再審査請求)

第九十条 (略)

2 (略)

3 第一項の審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

4 第一項及び第二項の審査請求並びに第一項及び前項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

5・6 (略)

第九十一条 厚生労働大臣による保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

2 (略)

4 (行政不服審査法の適用関係)

第九十一条の二 第九十条第一項及び前条第一項に規定する処分についての前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第九十一条の三 第九十条第一項又は第九十一条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）（抄）

※ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第 号

による改正後のもの。

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)
第九条の十五 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第二百二十六号) (抄)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 罰則(第五十二条―第五十四条)

附則

(管轄審査官)

第七条 (略)

第八条 審査請求期間)

審査請求人は、審査請求人が原処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に行なわなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

2 (略)

(代理人による審査請求)

第九条の二 審査請求は、代理人によつてすることができる。

2 代理人は、各自、審査請求人のために、当該審査請求に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

(却下)

第十条 審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第十一条 審査請求が不適法であつてその欠陥が補正することができるものときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならない。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 審査官は、審査請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査請求を却下することができる。

(関係者に対する通知等)

第十三条 審査官は、審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の属する都道府県労働局につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 (略)

(口頭による意見の陳述)

第十三条の二 審査官は、審査請求人の申立てがあつたときは、審査請求人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。(原処分の執行の停止等)

第十四条 審査請求は、原処分執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによつて行う。

4 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、審査請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

(手続の併合又は分離)

第十四条の二 審査官は、必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる。

(審理のための処分)

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、審査請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 (略)

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

(手続の受継)

第十七条 審査請求人が、審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が、審査請求の手続を受け継ぐものとする。

(審査請求の取下げ)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 労働者災害補償保険法第三十八条第二項又は雇用保険法第六十九第二項の規定による再審査請求がされたときは、第四十九条第三項各号に掲げる場合を除き、当該再審査請求がされた審査請求は、取り下げられたものとみなす。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審理を終えたときは、審査請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査請求全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

(決定の効力発生)

第二十条 決定は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 決定の送達は、審査請求人に決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、審査請求人の所在が知れないとき、その他決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査官が決定書の謄本を保管し、いつでも審査請求人に交付する旨を政令で定める掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報に少なくとも一回掲載してするものとす。この場合において、その掲示を始めた日の翌

日から起算して二週間を経過した時に決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 審査官は、決定書の謄本を第十三条第一項の規定により通知を受けた者に送付しなければならない。

(決定の拘束力)

第二十一条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。

(決定の変更等)

第二十二条 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百五十六条第一項(変更の判決)及び第

二百五十七条第一項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、

二百五十七条第一項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、

二百五十七条第一項(更正決定)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「裁判所」とあるのは「審査官」と、

「判決」とあるのは「決定」と、同法第二百五十六条第一項中「その言渡し後一週間以内」とあるのは「その決定書の謄本が審査請求人に送付された後二週間以内」と、「弁論」とあるのは「審理のための処分」と読み替えるものとする。

第二十二條の二 この節の規定に基づいて、審査官がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（特定行為の禁止）

第三十五條 常勤の委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一・二 （略）

2 （略）

（再審査請求期間等）

第三十八條 労働者災害補償保険法第三十八條第一項又は雇用保険法第六十九條第一項の規定による再審査請求は、第二十條の規定により決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

2・3 （略）

（関係者に対する通知）

第四十條 審査会は、再審査請求を受理したときは、原処分をした行政庁、再審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者（以下この節において「利害関係者」という。）及び第三十六條の規定により指名された者に通知しなければならない。

（参加）

第四十一條 （略）

2 （略）

（意見の陳述等）

第四十五條 （略）

2 （略）

（審理のための処分等）

第四十六條 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六條の規定により指名された者の申立てにより又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 （略）

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 六 （略）

2 七 （略）

（調書）

第四十七條 （略）

2 （略）

（再審査請求の取下げ）

第四十九條 （略）

2 （略）

3 労働者災害補償保険法第三十八條第二項又は雇用保険法第六十九條第二項の規定による再審査請求がされたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる再審査請求は、取り下げられたものとみなす。

一・二 （略）

（略）

(準用規定)
第五十条 第九条の二、第十条、第十一条、第十四条、第十四条の二、第十七条、第十八条、第十九条第一項及び第二十条から第二十二條の二までの規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「審査請求」とあるのは「再審査請求」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十七条中「審査請求人」とあるのは「当事者」と、第二十条第四項及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「第四十条」と、第二十条及び第二十二條中「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と読み替えるものとする。
第五十二条 (略)

○ 引揚者給付金等支給法 (昭和三十二年法律第九号) (抄)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 不服申立て (第十五条・第十六条)

第四章 (略)

附則

第三章 不服申立て

(異議申立期間)

第十五条 引揚者給付金又は遺族給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法 (昭和三十七年法律第六十号) 第四十五条の期間は、その処分を通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(時効の中断)

第十六条 前条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(都道府県が処理する事務)

第二十三条 (略)

2 第十五条の規定は、前項の規定に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるものとする。

○ 美容師法 (昭和三十二年法律第六十三号) (抄)

(不服申立て)

第二十一条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分 (試験の結果についての処分を除く。) 若しくは不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくは不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第六十号) による審査請求をすることができる。

○ 水道法 (昭和三十二年法律第七十七号) (抄)

(地方公共団体による買収)

第四十二条 (略)

256 (略)

7 第三項の規定による裁定についての異議申立てにおいては、買収価額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(不服申立て)

第四十八条の三 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号) (抄)

(審査請求の期間及び方式)

第九十九条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(保険者に対する通知)

第一百条 審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした保険者及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

(政令への委任)

第一百二条 この章及び行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に規定するもののほか、審査会及び審査請求の手續に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号) (抄)

(不服申立て)

第一条 被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分(共済組合等が行つた障害基礎年金に係る障害の程度の診査に関する処分を除く。)又は保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分(不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。)

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 (略)

5 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

6・7 (略)

(再審査請求と訴訟との関係)

第一百一条の二 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(準用規定)
 第三百三十八条 次の表の第一欄に掲げる規定は、同表の第二欄に掲げるものについて準用する。この場合において、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
第一百一条第一項から第三項まで及び第五項並びに第一百一条の二 (略)	加入員及び会員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は第三百三十三条及び第三百三十七条の二十一において準用する第二十三条並びに第三百三十七条の十九第一項の規定による徴収金に関する処分に関する者 (略)	前条第一項 (略)	この条において準用する第一百一条第一項 (略)

○ 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）（抄）

（審査の申立て）
 第八十四条（略）

- 2 前項の審査の申立ては、申立人が異議に係る事実を知った日から二月以内に行なわなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の申立てをすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。
- 3 6（略）

○ じん肺法（昭和三十五年法律第三十号）（抄）

（不服申立て）

第十八条 第十三条第二項（第十五条第三項、第十六条第二項及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の決定についての審査請求における審査請求書には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条に規定する事項のほか、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2（略）

第十九条 前条第一項の審査請求の裁決は、中央じん肺診査医の診断又は審査に基づいてするものとする。
 厚生労働大臣は、前条第一項の審査請求について、当該決定を取り消す旨の裁決をするときは、裁決で、労働者又は労働者であつた者についてじん肺管理区分を決定するものとする。

3 第十三条第三項及び第四項の規定は、「厚生労働大臣」と、「地方じん肺診査医」とあるのは「中央じん肺診査医」と、「前項の決定」とあるのは「裁決」と、「事業者」とあるのは「審査請求人」と読み替えるものとする。

4 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、前条第二項の規定又は前項において準用する第十三条第三項若しくは第四項の規定により提出されたエックス線写真その他の物件をその提出者に返還しなければならない。

5 厚生労働大臣は、裁決をしたときは、行政不服審査法第四十二条第四項の規定によるほか、裁決書の謄本を厚生労働省令で定める利害関係者に送付するものとする。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）（抄）

（徴収金の徴収に関する不服申立て）

第六十五条 納付金その他この款の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第六十六条 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）（抄）

※ 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）による改正後のもの。

（機構による調査の実施）

第十三条の二（略）

2 5 4（略）

5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（機構による医薬品等審査等の実施）

第十四条の二（略）

2 5 5（略）

6 機構が行う医薬品等審査等に係る処分（医薬品等審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（機構による医療機器等審査等の実施）

第二十三条の七（略）

2 5 5（略）

6 機構が行う医療機器等審査等に係る処分（医療機器等審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（機構による調査の実施）

第二十三条の二十三（略）

2 5 4（略）

5 機構が行う調査に係る処分（調査の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（機構による再生医療等製品審査等の実施）

第二十三条の二十七（略）

2 5 5（略）

6 機構が行う再生医療等製品審査等に係る処分（再生医療等製品審査等の結果を除く。）又はその不作為については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（検定）
第四十三条（略）

2・3（略）

4 第一項及び第二項の検定の結果については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（機構による登録等の実施）
第八十条の十（略）

2・4（略）

5 機構が行う第三項の申請に係る登録若しくはその不作為、申請の却下又は登録の抹消については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）

（免許の取消し等）
第八条（略）

2・6（略）

7 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章第二節（第二十五条、第二十六条及び第二十八条を除く。）の規定は、都道府県知事が前項の規定により意見の聴取を行う場合について準用する。この場合において、同条第三項（同法第二十二條第三項において準用する場合を含む。）中「行政庁は」とあるのは「都道府県知事は」と、同条第四項並びに第十八條第一項及び第三項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第十九條第一項中「行政庁が指名する職員その他政令で定める者」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十条第一項、第二項及び第四項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第二十七條第一項中「行政庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

○ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）（抄）

（異議申立て）

第十七条 都道府県知事のした手当の支給に関する処分が不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

（決定又は裁決をすべき期間）

第十八条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。

2 異議申立人又は審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。

（再審査請求）

第十九条の二 市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十三條第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府

県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十条 第十七条に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(町村長が行う事務等)

第三十三条 (略)

2 都道府県知事等は、手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

○ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 (昭和三十八年法律第六十一号) (抄)

(時効の中断)

第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法 (昭和三十七年法律第六十号) による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

○ 戦傷病者特別援護法 (昭和三十八年法律第六十八号) (抄)

(診療報酬の審査及び支払)

第十五条 (略)

2 (略)

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第六十号) による不服申立てをすることができない。

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (昭和三十九年法律第三百三十四号) (抄)

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二十六年法律第号) による改正後のもの。

(異議申立て)

第二十七条 都道府県知事とした特別児童扶養手当、障害児福祉手当又は特別障害者手当 (以下「手当」という。) の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(決定又は裁決をすべき期間)

第二十九条 都道府県知事は、手当の支給に関する処分についての異議申立て又は審査請求があつたときは、六十日以内に、当該異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決をしなければならない。

2 異議申立人又は審査請求人は、前項の期間内に決定又は裁決がないときは、都道府県知事が異議申立て又は審査請求を棄却したものとみなすことができる。

(再審査請求)

第三十条 指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長がした障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する処分又は市長若しくは福祉事務所を管理する町村長の管理に属する行政機関の長が第三十八条第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十二条 手当の支給に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する都道府県知事の決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(市町村長が行う事務等)

第三十八条 (略)
2 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長は、障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。

○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）（抄）

(時効の中断)

第九条 特別弔慰金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）（抄）

(時効の中断)

第七条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

○ 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）（抄）

(時効の中断)

第九条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

○ 石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）（抄）

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後のもの。

(不服申立て)

- 第三十三条 年金たる給付又は一時金たる給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。
- 2 第二十条において準用する厚生年金保険法第四十条の二の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。
- 3 厚生年金保険法第九十条第三項及び第四項並びに第九十一条の二の規定は前二項の審査請求及び再審査請求について、同法第九十一条の三の規定は前二項に規定する処分の取消しの訴えについて準用する。

○ 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）（抄）

第二条 社会保険労務士の業務）

一 別表第一に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、異議申立書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁气的方式その他の他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

一の二 （略）

一の三 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、異議申立て、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第二十五条の二第一項において「事務代理」という。）。

一の四 （略）

2 3 4 （略）

（審査請求）

第十三条の二 連合会が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

第十四条の八 第十四条の六第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、厚生労働大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 第十四条の五の規定により登録の申請をした者は、申請を行った日から三月を経過してもなんらの処分がなされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、厚生労働大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求のあつた日に、連合会が第十四条の六第一項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、厚生労働大臣は、連合会に対し相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

（登録の取消し）

第十四条の九 （略）

2 （略）

3 前条第一項及び第三項の規定は、第一項の規定により登録を取り消された者において当該処分に不服がある場合に準用する。

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

目次

第一章～第四章（略）
第四章の二 行政手続法との関係（第三十六条の二）
第五章 不服申立て及び訴訟（第三十七条・第三十八条）
第六章・第七章（略）
附則

第四章の二 行政手続法との関係

（行政手続法の適用除外）

第三十六条の二 この法律（第三十三条第二項及び第四項を除く。）の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第五章 不服申立て及び訴訟

（不服申立て）

第三十七条 事業主は、第十五条第三項又は第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができる。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決又は当該処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）（抄）

第十九条（略）

2（略）

3 徴収法第十一条第二項及び第三項、第十五条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第十六条、第十七条、第十八条、第十九条（第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。）、第二十一条、第二十七条から第三十条まで、第三十六条の二から第三十八条まで、第四十一条から第四十三条まで並びに附則第十二条の規定は、第一項の特別保険料について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

○ 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）（抄）

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)
第八条の十六 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号) (抄)

(不服申立て)

第十三条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号) (抄)

※ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)による改正後のもの。

(時効)

第二十三条 (略)

2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十五条 児童手当の支給に関する処分又は第十四条第一項の規定による徴収金に関する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号) (抄)

(不服申立て)

第一百一十一条 第三十八条の検査、性能検査、個別検定、型式検定又は免許試験の結果についての処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(免許試験の結果についての処分を除く。)若しくはその不作為、指定コンサルタント試験機関が行うコンサルタント試験事務に係る処分若しくはその不作為又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号) (抄)

(不服申立て)

第六十九条 第九条の規定による確認、失業等給付に関する処分又は第十条の四第一項若しくは第二項の規定による処分に対する不服のある者は、雇用保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、当該審査請求に係る処分について、決定を経ないで、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の審査請求及び前二項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

4 第一項の審査請求及び同項又は第二項の再審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を適用しない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第七十一条 第六十九条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求に対する労働保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 再審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しても裁決がないとき。

二 再審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○ 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）（抄）

（指定試験機関等がした処分等に係る審査請求）

第四十五条 指定試験機関が行う試験事務又は指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為については、厚生労働大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（審査請求）

第五十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）（抄）

（審査請求）

第七十八条 この法律に基づいてした基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）（抄）

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)
第二十五条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）（抄）

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)
第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）（抄）

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)
第三十三条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）（抄）

(不服申立て)

第四十一条 食鳥検査の結果については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができる。

2 指定検査機関が行う食鳥検査に係る処分（検査の結果を除く。）又は不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 (略)

(手数料)
第四十二条 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の規定に基づき食鳥検査に係る手数料を徴収する場合においては、第二十一条第一項の規定により指定検査機関が行う食鳥検査を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定検査機関へ納めさせ、その収入とすることができる。

○ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）（抄）

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十六条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）（抄）

第十五条（診療報酬の審査及び支払）

2（略）

3（略）

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（再審査請求）

第五十条（略）

○ 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）（抄）

附則

（旧適用法人共済組合による従前の処分等）

第七条（略）

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分については社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）以下「平成八年改正法」という。）附則第七条第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）とする。」の所在地を管轄する地方厚生局」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方厚生局」と、同条第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所を經由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所を經由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所））若しくは」とあるのは「審査請求人の住所を管轄する地方厚生局又は」とする。

○ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）（抄）

（審査請求）

第七十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(審査請求の期間及び方式)

第九十二条 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(市町村に対する通知)

第九十三条 保険審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

○ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) (抄)

(審査請求)

第七十四条 この法律に基づいてした支払基金の処分に不服のある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(審査請求の期間及び方式)

第九十二条 審査請求は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

(市町村に対する通知)

第九十三条 保険審査会は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

○ 精神保健福祉士法(平成九年法律第三十一号) (抄)

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 言語聴覚士法(平成九年法律第三十二号) (抄)

(指定登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五条 指定登録機関が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四号) (抄)

(審査請求の特例)

第二十五条 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。

2 (略)

3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であつて当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法に基づき都道府県知事に審査請求をし、かつ、当該入院している患者の入院の期間が三十日を超えたときは、都道府県知事は、直ちに、事件を厚生労働大臣に移送し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

5・6 (略)

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第四十条 (略)

2・6 (略)

7 第三項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(再審査請求)

第六十五条 この法律に規定する事務のうち保健所を設置する市又は特別区の長が行う処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第六十五条の二 第三章（第十二条第四項、同条第五項において準用する同条第二項及び第三項、第十四条、第十六条並びに第十六条の二を除く。）、第四章（第十八条第五項及び第六項、第十九条第二項及び第七項並びに第二十条第六項及び第八項（第二十六条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十四条並びに第二十六条及び第四十九条の二において準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条、第三十八条第二項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、及び第五項、同条第八項及び第九項（第一種感染症指定医療機関に係る部分に限る。）、第四十四条の三第一項から第三項まで、第四十四条の五、第八章（第四十六条第五項及び第七項、第五十条第二項、同条第七項において準用する第三十条第三項、第四十項において準用する同条第一項及び第二項、第五十条の二第四項において準用する第四十四条の三第四項及び第五項並びに第五十一条第四項において準用する同条第一項から第三項までを除く。）並びに第十章の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）

(不服申立ての制限)

第十条の五 臨検等に係る処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）（抄）

附 則

（旧農林共済組合による従前の処分等）

第九條（略）

2 前項の規定により厚生年金保険法に基づく処分とみなされた同項各号に掲げる処分については社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）第三条第一号及び第三号の規定を適用する場合には、同条第一号中「日本年金機構（以下「機構」という。）がした」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）以下「平成十三年統合法」という。）附則第九条第一項の規定により日本年金機構（以下「機構」という。）がしたものとみなされた」と、「その処分に関する事務を処理した機構の事務所（年金事務所（日本年金機構法（平成十九年法律第九号）第二十九条に規定する年金事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）が当該事務を処理した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所（同法第四条第二項に規定する従たる事務所をいう。以下この条及び第五条第二項において同じ。）とし、審査請求人が当該処分につき經由した機構の事務所がある場合にあつては、当該經由した機構の事務所（年金事務所）を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所」と、同条第三号中「厚生労働大臣がした」とあるのは「平成十三年統合法附則第九条第一項の規定により厚生労働大臣がしたものとみなされた」と、「審査請求人が当該処分につき經由した地方厚生局又は機構の事務所（従たる事務所）を経由した場合にあつては、その従たる事務所（年金事務所）を経由した場合にあつては、当該年金事務所がその業務の一部を分掌する従たる事務所）」若しくは「とあるのは「審査請求人の住所地を管轄する地方厚生局又は」とする。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

（審査の申立て等）

第三十五條（略）

2 拋出金の督促及び滞納処分不服がある者は、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）（抄）

（診療報酬の審査及び支払）

第八十四條（略）

2（略）

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）

（自立支援医療費等の審査及び支払）
第七十三条（略）

25（略）
6 第一項の規定による自立支援医療費等の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（審査請求の期間及び方式）
第一百一条 審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、文書又は口頭でしなければならない。ただし、正当な理由により、この期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りでない。

（市町村に対する通知）
第一百二条 都道府県知事は、審査請求を受理したときは、原処分をした市町村及びその他の利害関係人に通知しなければならない。

○ 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第四百号）（抄）
※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）による改正後のもの。

目次

第一章（第七章）（略）

第八章 国家公務員共済組合法関係

第一節（略）

第二節 不服申立てに関する特例等（第四十六条―第四十八条）

第九章 地方公務員等共済組合法関係

第一節（略）

第二節 不服申立てに関する特例等（第五十条―第五十三条）

第十章 私立学校教職員共済法関係

第一節（略）

第二節 不服申立てに関する特例等（第五十五条―第五十七条）

第十一章（略）

附則

第八章 国家公務員共済組合法関係

第二節 不服申立てに関する特例等

（国共済法の規定による審査請求の手續の特例）

第四十七条（略）

2 前項の場合における国共済法第百三条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

3 (略)

第九章 地方公務員共済組合法関係

第二節 不服申立てに関する特例等

第五十一条 (地共済法の規定による審査請求の手續の特例)

2 前項の場合における地共済法第一百七十七条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

3 (略)

第十章 私立学校教職員共済法関係

第二節 不服申立てに関する特例等

第五十六条 (私学共済法の規定による審査請求の手續の特例)

2 前項の場合における私学共済法第三十六条第二項の規定による審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書を提出し、又は行政不服審査法第十五条第一項及び第二項に規定する事項を口頭で陳述した時に審査請求があったものとみなす。

3 (略)

(国民年金法又は厚生年金保険法の規定による審査請求等の手續の特例)

第五十八条 (略)

2 前項の場合における社会保険審査官及び社会保険審査会法第四条若しくは第三十二条第二項の規定による審査請求の期間又は同条第一項の規定による再審査請求の期間の計算については、その経由した相手国実施機関等に審査請求書若しくは再審査請求書を提出し、又は口頭で陳述した時に、審査請求又は再審査請求があったものとみなす。

3 (略)

○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第百三十一号）（抄）

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）による改正後のもの。

(審査請求等)

第十一条 厚生労働大臣のした特例納付保険料の徴収の処分又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）の規定を適用する。

○ 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）（抄）

(不服申立て)

第八条 (略)

2 審査請求をした日から六十日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

(行政不服審査法の適用関係)

第十条 前二条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第十一条 第八条第一項又は第九条に規定する処分取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号) (抄)

(時効)

第二十四条 (略)

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第二十六条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成二十三年法律第七号) (抄)

(時効)

第二十八条 (略)

2 子ども手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十条 子ども手当の支給に関する処分又は第十三条第一項の規定による徴収金に関する処分取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号) (抄)

※ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)による改正後のもの。

附則

(審査請求及び再審査請求に関する経過措置)

第六十八条 改正前厚生年金保険法の規定により設立された企業年金連合会が行った処分又は賦課に関する改正前厚生年金保険法第六十九条において準用する改正前厚生年金保険法第九十条第一項及び第二項又は第九十一条の規定による審査請求又は再審査請求で施行日の前日までに裁決が行われていないものについては、なお従前の例による。

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十二条 (略)

2 前項の審査請求に関する審査会法第一条第一項、第三条第二号及び第九条第一項の規定の適用については、審査会法第一条第一項中「除く。以下同じ。」とあるのは「除き、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)」附則第八十四条において準用する場合を含む。以下同じ。」と、「審査請求」とあるのは「審査請求(平成二十五年改正法附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされたものを含む。以下同じ。)」と、審査会法第三条第二号中「健康保険組合」とあるのは「健康保険組合、平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)」若しくは同条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)」と、「した処分」とあるのは「した処分(存続連合会がした処分にあつては、平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定に基づくものに限る。第九条第一項において同じ。)」と、審査会法第九条第一項中「保険者」とあるのは「保険者(存続厚生年金基金若しくは存続連合会、)とする。」

3 社会保険審査会は、審査会法第十九条の規定にかかわらず、同条に規定するもののほか、附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十条第一項及び第三項の規定による再審査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた再審査請求並びに附則第八十四条において準用する改正後厚生年金保険法第九十一条第一項の規定による審査請求並びに附則第六十八条の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求の事件を取り扱う。

4 (略)

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四百四十一条 (略)

2・3 (略)

4 存続厚生年金基金のした第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金特例法第五条第八項(同条第十三項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第四百四十一条第一項において準用する改正前厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法の規定による処分とみなして、附則第八十四条において準用する厚生年金保険法第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに附則第二百二十二条第二項及び第四項の規定により読み替えて適用する審査会法の規定を適用する。

5 (略)

6 社会保険審査官又は社会保険審査会は、審査会法第一条第一項及び第十九条の規定にかかわらず、前項において準用する厚生年金保険法第九十条第一項及び第三項並びに第九十一条第一項の規定による審査請求及び再審査請求の事件を取り扱う。

7・8 (略)

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)(抄)

(機構による調査の実施)
第三十八条 (略)

2 5 機構が行う調査に係る処分(調査の結果を除く。)又はその不作為については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第 号)(抄)

(特定医療費の審査及び支払)
第二十五条 (略)

2 5 6 第一項の規定による特定医療費の額の決定については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

○ 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)(抄)

※ 森林国営保険法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後のもの。

第三十一条 農業共済組合連合会の組合員が保険に関する事項について当該農業共済組合連合会に対して訴を提起するには、都道府県農業共済保険審査会の審査を経なければならない。

② 第四十一条 農業共済組合連合会が再保険に関する事項について政府に対して訴えを提起するには、農漁業保険審査会の審査を経なければならない。(略)

○ 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)(抄)

(職権による適用病虫害の範囲等の変更の登録及び登録の取消し)
第六条の三 (略)

2 3 農林水産大臣は、第一項の規定による処分についての異議申立てを受けたときは、その申立てを受けた日から二箇月以内にこれについて決定をしなければならない。(監督処分)

第十四条 (略)

2 5 前各項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）

第九條（異議の申出）
（略）

2 （略）

3 第一項の異議の申出には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立てに関する規定（同法第四十五條並びに同法第四十八條で準用する同法第十四條第一項ただし書、第二項及び第三項を除く。）を準用する。

4 （略）

5 第二項の規定による決定及び前項の規定による却下については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第十條（土地改良区の成立）

第十條（略）

2 （略）

5 第一項の規定による認可及びその認可に係る土地改良事業計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（土地改良区の行為についての不服申立て）

第四十六條 土地改良区がこの款の規定によつてした処分については、行政不服審査法第六條第一号の規定により異議申立てをすることができないものとする。

2 前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五條の期間は、当該処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

（急施の場合）

第四十八條（略）

2・3 （略）

4 土地改良区は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域の変更で農林水産省令で定める軽微なものをしようとする場合においては、当該変更について、その変更により新たに当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意及びその変更後のその土地改良事業の施行に係る地域に該当しないこととなる地域内の土地に係る組合員の三分の二以上の同意をもつて前項第一号又は第二号の三分の二以上の同意に代えることができる。

5 （略）

第四十九條（略）

2 前項の規定による認可及びその認可に係る応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

第五十二條の四（略）

2 （略）

3 第一項の規定による認可及びその認可に係る換地計画に基づく土地改良区の処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

（国営土地改良事業計画及び都道府県営土地改良事業計画）

第八十七條（略）

2 （略）

5 （略）

- 6 第一項の土地改良事業計画についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、前項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内とする。
- 7 前項の規定による異議申立てを受けたときは、農林水産大臣又は都道府県知事は（その異議申立てに係る都道府県営土地改良事業の地域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、当該関係都道府県知事はその協議により）、第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第五項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。
- 8 国又は都道府県は、第六項の異議申立てがないとき、又は異議申立てがあつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。
- 9 第一項の土地改良事業計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 10 第一項の土地改良事業計画に不服がある者は、第七項の規定による決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。
- 10 9 （計画の変更等）
- 14 2 第八十七条の三 （略）
- 14 2 13 （略）
- 14 2 13 第一項、第七項又は第十二項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項又は前項において準用する第八十七条第五項から第七項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八条第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八条第二項に規定する手続）を省略することができる。
- 15 （急施の場合）
- 第八十八条 （略）
- 2 前項の応急工事計画による事業の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 2 （国又は都道府県が行う換地処分等）
- 第八十九条の二 （略）
- 2 3 （略）
- 4 第一項の換地計画を定めた場合には、第五十二条の四第二項及び第八十七条第五項から第十項までの規定を準用する。この場合において、第五十二条の四第二項中「前項の規定による認可に係る換地計画に基づく」とあるのは「換地計画に基づく」と、第八十七条第七項中「第八条第二項に掲げる技術者の意見をきいて、第五項」とあるのは「第五項」と、同条第八項中「工事に着手してはならない」とあるのは「処分を行つてはならない」と、同条第九項中「事業の施行」とあるのは「処分」と読み替へるものとする。
- 5 14 （略）
- 5 14 （国営土地改良事業の負担金）
- 第九十条 （略）
- 2 10 （略）
- 11 第二項から第四項まで、第六項又は第八項の規定による処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。
- 12 都道府県知事又は市町村長は、前項の異議申立てを受けたときは、同項に規定する期間満了後五十日以内にこれを決定しなければならない。
- 第九十条の二 （略）
- 2 7 （国営土地改良事業に係る特別徴収金）

8 第一項、第四項、第六項又は第二項、第五項若しくは前項において準用する前条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十一項及び第十二項の規定を準用する。

9 (略)

9 (都道府県営土地改良事業に係る特別徴収金)

第九十一条の二 (略)

2 (略)

6 第一項、第四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十一項及び第十二項の規定を準用する。

(土地改良事業の変更等)

第九十六条の三 (略)

2 (略)

6 第一項、第四項又は第二項若しくは前項において準用する第九十条第四項の規定による処分についての異議申立てについては、同条第十一項及び第十二項の規定を準用する。

第九十八条 (略)

2 (略)

6 都道府県知事は、前項の審査の申立てを受理したときは、審査の申立てを受理した日から六十日以内にこれを裁決してなければならぬ。

7 第三項の異議の申出又は第五項の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法中処分についての異議申立て又は審査請求に関する規定 (同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。) を準用する。

8 (略)

12 第四項又は第六項の規定による決定又は裁決及び第八項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(土地改良区の交換分合計画の決定手続)

第九十九条 (略)

2 (略)

9 第七項の異議の申出には、行政不服審査法中処分についての異議申立てに関する規定 (同法第四十五条を除く。) を準用する。

10 (略)

13 第一項の規定による認可及び第八項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) (抄)

(公職選挙法の準用)

第九十四条 公職選挙法第八条 (特定地域に関する特例)、第十条第二項 (被選挙人の年齢の算定方法)、第十七条 (投票区)、第十八条 (第一項ただし書を除く。)(開票区)、第二十三条から第二十五条まで、第三十条 (選挙人名簿)、第三十三条、第三十四条第一項、第三項、第四項及び第六項 (選挙期日)、第六章 (投票) (第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項及び第四項、第三十八条第四項、第四十条、第四十六条、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで並びに第四十九条の二の規定を除く。)、第七章 (開票) (第六十一条第三項及び第四項、第六十二条第三項から第五項まで及び第八項ただし書、第六十八条並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。)、第八章 (選挙会及び選挙分会) (第七十五条第二

項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）、第八十六条の四第一項、第二項、第五項及び第九項から第十一項まで、第八十六条の八、第九十条、第九十一条第二項（候補者）、第十章（当選人）（第九十五条の二から第九十八条まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百条から第一百一条の二の二まで並びに第九十八条第二項の規定を除く。）、第一百一十一条第一項及び第二項（欠けた場合の通知）、第一百十六条（議員又は当選人がすべての場合の一般選挙）、第一百十七條（設置選挙）、第二百九条、第三百十条、第三百一一条第一項及び第二項、第三百二条から第三十七条まで、第三百三十七條の三、第三百三十八條、第四百十条の二、第四百一一条第二項、第三百六十一条第一項、第三項及び第四項、第三百六十四條の六、第三百六十六條、第三百七十八條（選挙運動）、第十五章（争訟）（第二百二条第二項、第二百四条、第二百五条第五項、第二百六条第二項、第二百八條、第二百九条の二第二項、第二百一十一條第二項、第二百十六條及び第二百二十条第四項の規定を除く。）、第十六章（罰則）（第二百二十四条の三、第二百五条の二第一号及び第二号、第二百三十五條の三、第二百三十五條の四、第二百三十五條の六、第二百三十六條第二項、第二百三十七條の二、第二百三十八條の二、第二百三十九條第一項及び第二項、第二百三十九條の二第一号から第九号まで並びに第二百四十二條第二項、第二百四十二條の二、第二百四十三條第一項第一号及び第二号から第九号まで並びに第二百四十四條第一項第一号から第五号の二まで、第二百四十四條第二項、第二百四十八號並びに第二項、第二百四十六條から第二百五十条まで、第二百五十一條の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一條の三、第二百五十一條の四、第二百五十二條の二、第二百五十二條の三、第二百五十五條第三項から第五項まで並びに第二百五十五條の二から第二百五十五條の四までの規定を除く。）、第二百六十四條の二（行政手続法の適用除外）、第二百七十一條第三（選挙に関する届出等の期限）、第二百七十二條（命令への委任）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除くほか、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二十四条第二項 (略)	三日 その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し	二十日 直ちに選挙人名簿を修正し
(略)		(略)

2 行政手続法の適用除外)
 第三百三十四條の二 (略)

(不服申立ての制限)
 第三百三十五條 漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会がした処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 前項に規定する処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

○ 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）

(行政処分)

第三十一条 (略)

2 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定配合肥料の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき(表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。)は、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。

3 (略)

(不服申立て)

第三十四条 (略)

2 農林水産大臣は、登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第十三条の二第一項の規定による変更の登録若しくは仮登録の申請に対する処分、第三十一条第一項若しくは第二項の規定による肥料の譲渡若しくは引渡しの制限若しくは禁止の処分(第三十一条第二項の規定による販売業者に対する処分を除く。)又は第三十一条の二の規定による命令の処分についての審査請求又は異議申立てを受けたときは、審査請求人又は異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 都道府県知事は、第三十一条第二項の規定による肥料の譲渡又は引渡しの制限又は禁止の処分(販売業者に対する処分に限る。)についての異議申立てを受けたときは、異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。

○ 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第三百三十七号) (抄)

(不服申立て)

第四十三条 (略)

2 農林水産大臣は、この法律若しくはこれに基づく命令又は漁港管理規程に基づく処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、水産政策審議会の意見を聴いて、裁決又は決定をしなければならない。

3 水産政策審議会は、前項の規定により意見を決定しようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を通知して、審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に対し公開による意見の聴取をしなければならない。

○ 植物防疫法(昭和二十五年法律第五百一十一号) (抄)

(不服申立て)

第三十六条 第九条第一項若しくは第二項、第十四条、第十六条の四又は第十六条の五の規定による植物防疫官の命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 第十条第一項若しくは第四項又は第十三条第二項の検査の結果に不服がある者は、検査を受けた日の翌日から起算して六十日以内に、植物防疫官に対して再検査を申し立て、再検査の結果に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。

3 前項に規定する検査の結果に不服がある者は、同項の規定によることによつてのみ争うことができる。

○ 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）（抄）

（不服申立て）

第四十八条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定をしようとするときは、あらかじめ、異議申立人に対し、期日及び場所を通知し、公開による意見の聴取をしなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立人は、当該事案について意見を述べ、かつ、証拠を提出することができる。

2 第八条の規定による工事完成後の認定に関する処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができない。

3 この法律の規定による指定認定機関又は指定検認機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定認定機関又は指定検認機関を指定した農林水産大臣又は都道府県知事に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）（抄）

（不服申立ての制限）

第三十六条の三 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
一・二 （略）

○ 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）（抄）

（公職選挙法の準用）

第十一条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八条（特定地域に関する特例）、第十一条第一項及び第二項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十一条の二（被選挙権を有しない者）、第十七条（投票区）、第十八条（開票区）、第十九条第四項（名簿の抄本の使用）、第二十三条から第二十五条まで（縦覧、異議の申出等）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条（一般選挙の期日）、第三十四条（再選挙、補欠選挙等の期日）、第六章（第三十七条第三項及び第四項、第四十四条第三項、第四十六条第二項及び第三項、第四十六条の二、第四十九条第四項から第八項まで、第四十九条の二並びに第五十二条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（第六十一条第三項及び第四項、第六十八条第二項及び第三項並びに第六十八条の二第二項、第三項及び第五項の規定を除く。）（開票）、第八章（第七十五条第二項、第七十七条第二項及び第八十一条の規定を除く。）（選挙会）、第八十六条の四第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで（候補者の立候補の届出等）、第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）、第八十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条第二項（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第十章（第九十五条の二、第九十五条の三、第九十七条第三項、第九十七条の二、第九十八条第二項から第四項まで、第九十九条の二、第一百条第一項から第三項まで、第七項及び第八項、第一百一条から第一百一条の二の二まで並びに第八十八条第二項の規定を除く。）（当選人）、第一百条第一項及び第三項（再選挙）、第一百一十一条第一項及び第二項（議員の欠けた場合の通知）、第一百十二条第五項、第七項及び第八項（議員の欠けた場合の繰上補充）、第一百三十三条第一項（補欠選挙）、第一百五十五条第一項（合併選挙）、第一百六十六条（議員又は当選人が

すべてない場合の一般選挙)、第一百七十七条(設置選挙)、第二十九条(選挙運動の期間)、第三十条(選挙事務所の設置及び届出)、第三十一条第一項及び第二項(選挙事務所の数)、第三十二条(選挙当日の選挙事務所の制限)、第三十四条から第三十七条まで(選挙事務所の閉鎖命令、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止)、第三十七条の三(選挙権及び被選挙権を有しない者の選挙運動の禁止)、第三十八条(戸別訪問)、第四十条の二(連呼行為の禁止)、第四十一条の二(新聞紙、雑誌の不法利用等の制限)、第六十一条、第六十二条第一項及び第二項、第六十三条(個人演説会)、第六十四条の六(夜間の街頭演説の禁止等)、第六十六条(特定の建物及び施設における演説等の禁止)、第十五章(第二百四十四条、第二百五十五条第五項、第二百八条、第二百九条の二第二項、第二百一十一条第二項及び第二百二十条第四項の規定を除く。)(争訟)、第十六章(第二百二十四条の三、第二百三十五条の二第一号及び第二号、第二百三十五条の三、第二百三十五条の四、第二百三十五条の六、第二百三十六条第二項、第二百三十六条の二、第二百三十九条第一項第四号及び第二項、第二百三十九条の二第一項、第二百四十一条第三号及び第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十二条の二、第二百四十二条の三、第二百四十二条の四、第二百四十五条から第九号まで並びに第二項、第二百四十四条第一項第一号から第五号の二まで、第七号及び第八号並びに第二項、第二百四十五条から第五十条まで、第二百五十一条の二第二項、第三項及び第五項、第二百五十一条の三、第二百五十一条の四、第二百五十二条の二、第二百五十二条の三、第二百五十二条の四(行政手続法の適用除外)、第二百五十二条の二から第二百五十五条の四までの規定を除く。)(罰則)、第二百六十四条の二(不在者投票の時間)、第二百七十条の三(選挙に関する届出等の期限)、第二百七十一条の二(一部無効に因る再選挙の特例)、第二百七十二條(命令への委任)並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、農業委員会の選挙による委員の選挙について準用する。この場合において、これらの規定中「公職の候補者」とあるのは「農業委員会の選挙による委員の候補者」と読み替え、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第二十四条第二項	三日	二十日
(略)	その異議の申出に係る者を直ちに選挙人名簿に登録し、又は選挙人名簿から抹消し	直ちに選挙人名簿を修正し
(略)	(略)	(略)

○ 農産物検査法 (昭和二十六年法律第四百四十四号) (抄)

(農林水産大臣による農産物検査の業務の実施)

第三十五条 (略)

2、4 (略)

5 第一項の農産物検査の結果については、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第六十号) による不服申立てをすることができない。

6 (略)

○ 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第六十六号) (抄)

(不服申立ての制限)
第五十二条の三 第十四条第三項、第十六条第一項、第十九条、第二十条第二項、第二十一条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第二項の規定による家畜防疫員の指示(第四十六条第一項又は第四十八条の規定により家畜防疫官が行うこれらの規定による指示を含む。)、及び第十七条第一項、第十七条の二第五項又は第二十六条第一項の規定による都道府県知事の命令(第四十六条第一項の規定により動物検疫所長が行う第十七条第一項又は第二十六条第一項の規定による命令を含む。)、については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

○ 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)(抄)

(裁定の効果)

第十条の十一の五 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者及びその申請に係る森林所有者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての異議申立てに対する決定によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 5 (略)

(森林所有者を確知することができない場合における要間伐森林の間伐)

第十条の十一の六 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、これを公告しなければならない。その裁定についての異議申立てに対する決定によつてその裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

4 5 6 (略)

(利用権の地代の額等の増減の訴え等)

第十条の十一の七 (略)

2 (略)

3 第十条の十一の四第一項(前条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)(の裁定についての異議申立てにおいては、第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。)

(不服申立て)

第九十条 第十条の二、第二十五条から第二十六条の二まで、第二十七条第三項ただし書(第三十三条の三及び第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十三条の二(第四十四条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第四十四条において準用する場合を含む。)、第四十一条若しくは第四十三条第一項の規定による処分又は第二十八条(第三十三条の三及び第四十四条)において準用する場合を含む。に規定する処分が不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

3 第四章の規定による都道府県知事の裁定についての異議申立てにおいては、損失の補償金の額についての不服をその裁定につ

いての不服の理由とすることができない。

○ 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）（抄）

目次

第一章～第四章（略）

第五章 雑則（第三十二条―第三十五条の三）

第六章（略）

附則

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十五条 農林水産大臣又は都道府県知事が第四条第一項又は第二項の規定に基づく農林水産省令又は規則の規定によつてした処分取消しの訴えは、その処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。

（事務の区分）

第三十五条の二（略）

（経過措置）

第三十五条の三（略）

○ 漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）（抄）

※ 森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

（政府を相手方とする訴えの提起）

第二百三十八条の二十二 組合又は中央会が、政府が特殊保険再保険事業等として行う再保険に関する事項につき、政府を相手方とする訴えを提起するには、農漁業保険審査会の審査を経なければならぬ。

2（略）

○ 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

（不服申立て）

第五十三条 第九条第一項（第十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による買収令書の交付についての異議申立て又は第三十九条第一項若しくは第四十三条第一項の裁定についての審査請求においては、その対価、借賃又は補償金の額についての不服をその処分についての不服の理由とすることができない。ただし、同項の裁定を受けた者がその裁定に係る遊休農地の所有者等を知ることができないことにより第五十五条第一項の訴えを提起することができない場合は、この限りでない。

2（略）

- 3 第七条第二項又は第六項の規定による公示については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。前項の規定により裁定の申請をすることができる処分についても、同様とする。
 - 4 行政不服審査法第十八条の規定は、前項後段の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。
- （不服申立てと訴訟との関係）
- 第五十四条 この法律に基づく処分（不服申立てをすることができない処分を除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。
 - 2 第五十一条第一項の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）（抄）

- （センターがした処分に係る審査請求）
- 第六十二条 センターがした第五十一条の検定の業務に係る処分に不服がある者は、農林水産大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

- （不服申立ての手續における意見の聴取）
- 第六十三条 この法律に基づく処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
 - 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
 - 3 第一項の意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

○ 農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）（抄）

（異議申立ての処理）

- 第十三条 農林水産大臣は、第十条第一項又は第十二条第一項の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、その異議申立ての日から六十日以内に決定をし、これを異議申立人に通知しなければならない。
- 2 農林水産大臣は、前項の決定をする場合には、異議申立人に対し、あらかじめ、期日及び場所を通知して公開による意見の聴取を行わなければならない。この場合において、意見の聴取に際しては、異議申立人又はその代理人は、当該事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

（意見聴取）

- 第十四条 農林水産大臣は、次に掲げる場合においては、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。
 - 一 三（略）
- 四 前条第一項の規定により異議申立てに対する決定をするとき。

○ 日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）（抄）

(競馬会が行う処分)

第二十条 競馬会は、次に掲げる処分を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、法律に關し学識經驗を有する者その他の農林水産省令で定める者の意見を聴かなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる処分その他競馬会の行う処分であつて政令で定めるものについての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てに対する決定

○ 家畜取引法(昭和三十一年法律第二百二十三号) (抄)

(異議申立ての手續における意見の聴取)

第三十一条 都道府県知事は、この法律の規定による処分についての異議申立てを受理したときは、異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人及び利害關係人は、その事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

○ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第一百一号)附則第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号) (抄)

(審査請求)

第六十六条 組合員の資格若しくは給付に關する決定、掛金その他この法律の規定による徴収金の徴収、第五十八条の規定による処分、組合員期間の確認又は組合員に係る国民年金法による障害基礎年金に係る障害の程度の診査に対する不服がある者は、文書又は口頭で審査会に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収、処分又は確認があつたことを知つた日から六十日以内に行なければならぬ。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3・4 (略)

5 審査会は、審査請求を受けた日から起算して六十日以内にこれに対する裁決をしなければならない。

6 (略)

○ 入会林野等に係る権利關係の近代化の助長に關する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号) (抄)

(異議の申出等)

第七条 (略)

2・3 (略)

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立てに關する規定(同法第四十五条、同法第四十七

条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項を除く。）は、第一項の規定による異議の申出について準用する。

5 第二項の規定による処分又は前項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定については、同法による不服申立てをすることができない。

(申請の却下)
第十条 (略)

2 (略)
3 第一項の規定による却下については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(認可及び金銭の供託)
第十一条 都道府県知事は、第七条第一項の規定による異議の申出（第九条第五項の規定によるものを含む。）がないとき、又は

当該異議の申出があつた場合において、そのすべてについて、第七条第四項において準用する行政不服審査法第四十七条第一項若しくは第二項の規定による決定をしたとき、若しくは第七条第二項の協議がととのつた旨の同条第三項の規定による報告があり若しくは第八条第二項の調停が成立したとき（当該協議がととのい又は当該調停が成立したことにより入会林野整備計画の変更を必要とするときを除く。）は、第三条の認可の申請に係る入会林野整備計画（第九条第一項又は第二項の規定による変更の申請があつた場合には、当該申請に係る変更後の入会林野整備計画。以下この条において同じ。）の認可をしなければならない。

2・3 (略)
4 第一項の規定による認可については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

5 (略)

○ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）（抄）

（農業振興地域整備計画の縦覧等）
第十一条 (略)

2・5 (略)

6 都道府県知事は、前項の規定による審査の申立てを受理したときは、審査の申立てを受理した日から六十日以内にこれを裁決してなければならない。

7 第三項の規定による異議の申出又は第五項の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中異議申立て又は審査請求に関する規定（同法第十四条第一項本文及び第四十五条を除く。）を準用する。

8 (略)

9 第四項又は第六項の規定による決定又は裁決については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。農用地利用計画についての不服を理由とする第八条第四項の同意についての不服申立てについても、同様とする。

10 (略)
12 (略)

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）（抄）

（出願公表の効果等）
第十四条 (略)

2・3 (略)

4 出願公表後に品種登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、品種登録出願が拒絶されたとき、第四十九条第一項第一号若しくは第四号の規定により品種登録が取り消されたとき、品種登録についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく異議申立てが理由があるとしてこれを取り消す決定が確定したとき、又は品種登録を取り消し、若しくは無効を確認する判決が確定したときは、第一項の規定による請求権は、初めから生じなかったものとみなす。

5 (略)

(品種登録についての異議申立ての特則)

第五十一条 品種登録についての異議申立てについては、行政不服審査法第四十五条の規定は適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は準用しない。

2 品種登録についての行政不服審査法に基づく異議申立ての審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間をおいて通知した上で行わなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により通知を受けた者が当該異議申立てに参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

○ 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）（抄）

第八条 (略)

3 第一項の規定による命令については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）（抄）

(審査請求)

第五十二条 農業者年金の被保険者の資格に関する決定、給付に関する決定、保険料その他この節の規定による徴収金の徴収又は第五十五条第五項若しくは第六項の規定による処分に対する不服がある者は、文書又は口頭で、審査会に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求は、同項に規定する決定、徴収又は処分があったことを知った日から六十日以内に行わなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない。

3 (略)

○ 独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第七条第三項及び第九条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三十号）（抄）

(業務の範囲)
第十一条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一、六 (略)

七 農林水産大臣の定める基本計画に基づき、前号の地域であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として政令で定める要件に該当するもの(以下「特定地域」という。)の区域内において、同号の事業及びイからハまでの事業を一体として行う事業(これと併せて行うニ又はホの事業を含む。)で、その事業による受益が相当範囲にわたり、かつ、その事業の実施が当該地域における農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進を図る見地から相当であると認められるもの(以下「特定地域整備事業」という。)を行うこと。

イ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの(これらの事業と併せて行う農用地間における地目変換の事業を含む。)

ロ、ホ (略)

八、十 (略)

2、7 (略)

(特定地域整備事業実施計画)

第十五条 (略)

2、5 (略)

6 土地改良法第五条第六項及び第七項、第七条第四項、第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十条第十項の規定は、第一項の特定地域整備事業実施計画について準用する。

(災害復旧事業実施計画)

第十八条 (略)

2 第十三条第二項及び第三項並びに第十五条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除く。)及び第五項並びに土地改良法第八条第一項及び第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十条第十項の規定は、前項の災害復旧事業実施計画について準用する。この場合において、第十五条第三項中「与えなければならぬ」とあるのは、「与えなければならぬ。ただし、第十一条第一項第九号の事業(林道に係るものに限る。)」で災害のため急速に行う必要があるものに係る災害復旧事業実施計画については、災害復旧事業実施計画案を公表すれば足りる」と読み替えるものとする。

(林道事業実施計画等の変更)

第十九条 (略)

2、3 (略)

4 第十三条第三項及び第十四条の規定は第十三条第一項の林道事業実施計画の変更について、同条第三項及び第十五条第五項並びに土地改良法第八条第一項、第五項及び第六項、第九条、第十条第五項、第四十八条第四項及び第六項並びに第八十条第十項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画又は前条第一項の災害復旧事業実施計画の変更について、第十五条第四項の規定は同条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更(第十一条第一項第七号イの事業(農用地間における地目変換の事業に限る。))に係る部分に限る。))について、同法第五条第六項及び第七項の規定は第十五条第一項の特定地域整備事業実施計画の変更(第十一条第一項第七号イ又はロの事業に係る部分に限る。))について準用する。

(賦課金)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 前項の処分を受けた者は、その処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議

申立てをすることができる。
4 前項の異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して三十日以内とする。

5 機構は、異議申立てがあつたときは、前項の期間満了後三十日以内にこれに対する決定をしなければならない。

○ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）（抄）

（不服申立ての制限）

第四十五条 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
一 三 （略）

○ 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）（抄）

（機構の処分等についての審査請求）

第六十九条の五 この法律の規定による機構の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（抄）

目次

第一章～第七章 （略）

第七章の二 不服申立て（第五十六条―第六十四条）

第八章・第九章 （略）
附則

第七章の二 不服申立て

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第五十六条 主務大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対して、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人又は審査請求人及び利害関係人に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 （略）

（不服申立てと訴訟との関係）

第五十七条 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を

経た後でなければ、提起することができない。
2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。
第五十八条から第六十四条まで 削除

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）

（指定試験機関がした処分等についての審査請求）

第五十四条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第五十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対しては、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立ての制限）

第五十六条 第四十五条又は第四十五条の二の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）（抄）

（商品取引所に対する監督上の処分）

第二百五十九条（略）

2 5（略）

6 第一項第三号の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

（審査請求）

第二百八条 第二百六条第一項の規定により登録事務を行う協会の第二百条第三項の規定による登録の申請に係る不作為、第二百一条第一項の規定による登録の拒否又は第二百四条第一項の規定による処分について不服がある商品先物取引業者は、主務大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）（抄）

目次

第一章 第六章（略）

第七章 不服申立て（第二百二十六条―第三百三十五条）

第八章・第九章 (略)
附則

第七章 不服申立て

(意見の聴取の開始)

第二百二十六条 経済産業大臣は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、これを却下する場合を除き、審査請求又は異議申立てを受理した日から三十日以内に、意見の聴取を開始しなければならない。

第二百二十七条 経済産業大臣は、前条の意見の聴取の期日及び場所を定め、審査請求人又は異議申立人に通知しなければならない。

2 (略)
(参加)

第二百二十八条 審査請求人又は異議申立人のほか、第二百二十六条の意見の聴取に参加して意見を述べようとする者は、利害関係のある理由及び主張の要旨を記載した文書をもつて、経済産業大臣に、利害関係人として参加する旨を申し出て、その許可を受けなければならない。
(証拠の提示等)

第二百二十九条 第二百二十六条の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人、当該処分の相手方及び前条の規定により参加した者に対して、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(執行停止及びその取消しの公示及び通知)

第三十条 経済産業大臣は、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第三十四条の規定により審査請求に係る処分の執行停止をしたとき、又は同法第四十八条において準用する同法第三十四条の規定により異議申立てに係る処分の執行停止をしたときは、その旨を公示するとともに、審査請求人又は異議申立人及び当該処分の相手方にその旨を通知しなければならない。同法第三十五条(同法第四十八条において準用する場合を含む。)の規定によりその執行停止を取り消したときも、同様とする。

(裁決又は決定の要旨の公示等)

第三十一条 経済産業大臣は、裁決又は決定をしたときは、その要旨を公示しなければならない。

2 裁決書又は決定書の謄本は、第二百二十八条の規定により参加した者にも送付しなければならない。

(不服申立ての制限)

第三十四条 前条の規定により裁定の申請をすることができる場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前条の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

3 第九十三条の規定による決定についての審査請求又は異議申立てにおいては、決定のうち対価についての不服をその決定についての不服の理由とすることができない。

4 (略)

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

○ 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)(抄)

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第三十四条の五 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求(第三十八条に規定する審査請求を除く。)又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査請求についての鉱業法の準用)

第三十八条 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二百二十六条から第三百三十二条までの規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による経済産業局長の処分(第四十二条の三の規定により経済産業大臣の委任を受けて行う処分を除く。)についての審査請求に、同法第三百三十五条の規定は、これらの処分の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第二百七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行った経済産業局長」と、同法第三百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。

○ 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号) (抄)

(協会等の処分等についての審査請求)

第七十七条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による協会、指定試験機関、指定容器検査機関、容器検査所の登録を受けた者、指定特定設備検査機関又は指定設備認定機関の処分(試験の結果についての処分を除く。)又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第七十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(容器検査、容器再検査、附属品検査、附属品再検査、特定設備検査又は指定設備の認定の結果についての処分を除く。)についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(不服申立ての制限)

第七十八条の二 第三十九条の規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 航空機製造事業法(昭和二十七年法律第二百三十七号) (抄)

(異議申立ての手續における意見の聴取)

第二十条 経済産業大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立てを受理したときは、異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）（抄）

（輸出組合の行為についての審査請求）

第三十九条 第二十八条第五項の規定により規制命令に係る事務を処理する輸出組合がその事務の処理として行った行為に不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第三十九条の二 この法律の規定による処分（前条に規定する輸出組合が規制命令に係る事務の処理として行った行為を含む。）についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立てと訴訟との関係）

第三十九条の三 前条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前条第一項に規定する処分については、行政手続法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

○ 商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）（抄）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第八十三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、これを却下する場合を除き、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百十五号）（抄）

（異議申立ての手續における意見の聴取）

第三十条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機

会を与えなければならない。

○ ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）（抄）

（公共用の土地の使用）

第四十二条（略）

2 4（略）

5 主務大臣は、次に掲げる場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

一（略）

二 一般ガス事業者等が導管を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことに於いての審査請求又は異議申立てに對して裁決又は決定をしようとするとき。

（機構又は指定試験機関の処分等についての審査請求）

第四十九条の二 機構が行う適合性検査又は指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に對して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第五十条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに對する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 工業用水法（昭和三十一年法律第四百十六号）（抄）

（異議申立ての手續における意見の聴取）

第二十七条 この法律の規定による処分についての異議申立てに對する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間を置いて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）（抄）

(異議申立ての手續における意見の聴取)
第二十六条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。
3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(抄)
※ 特許法等の一部を改正する法律(平成二十六年法律第 号)による改正後のもの。

(裁定についての不服の理由の制限)

第九十一条の二 第八十三条第二項の規定による裁定についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てにおいては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(審判請求書の補正)
第三百三十一条の二 (略)

2・3 (略)
4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(除斥又は忌避の申立についての決定)
第四百三十三條 (略)

2 (略)
3 第一項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第四百四十九條 (略)
2・4 (略)

5 第三項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)
第八十四条の二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第九十五条の四に規定する処分を除く。)の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(行政不服審査法による不服申立ての制限)
第九十五条の四 査定、取消決定又は審決及び特許異議申立書、審判若しくは再審の請求書又は第二百二十条の五第二項若しくは

第三百三十四條の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされ
ている処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(抄)

(審判請求書の補正)

第三十八條の二 (略)
2・3 (略)

4 第二項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十八条の二 特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第五十五条第五項に規定する処分を除く。)の取消しの訴えに準用する。

(特許法の準用)

第五十五条 (略)

2 5 4 (略)

5 特許法第九十五条の四(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分²に準用する。

○ 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号) (抄)

(不服申立てと訴訟との関係)

第六十条の二 特許法第八十四条の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第六十八条第七項に規定する処分を除く。)の取消しの訴えに準用する。

(特許法の準用)

第六十八条 (略)

2 5 6 (略)

7 特許法第九十五条の四(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分²に準用する。

○ 商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号) (抄)

目次

第一章 第五章 (略)

第六章 再審及び訴訟(第五十七条―第六十三条の二)

第七章 第九章 (略)

附則

(再審の請求)

第五十七条 確定した取消決定及び確定審決に対しては、当事者又は参加人は、再審を請求することができる。

2 民事訴訟法(平成八年法律第九号)第三百三十八条第一項及び第二項並びに第三百三十九条(再審の事由)の規定は、前項の再審の請求に準用する。

第五十八条 審判の請求人及び被請求人が共謀して第三者の権利又は利益を害する目的をもって審決をさせたときは、その第三者は、その確定審決に対し再審を請求することができる。

2 前項の再審は、その請求人及び被請求人を共同被請求人として請求しなければならない。

(再審により回復した商標権の効力の制限)

第五十九条 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復したときは、商標権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前における当該指定商品又は指定役務についての当該登録商標の善意の使用

二 当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意にした第三十七条各号に掲げる行為

第六十条 取り消し、若しくは無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合、又は拒絶をすべき旨の審決があつた商標登録出願について再審により商標権の設定の登録があつた場合において、当該取消決定又は審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品又は役務についてその商標の使用をする場合は、その商品又は役務についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者についても、同様とする。

2 第三十二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(審判の準用)

第六十条の二 第四十三条の三、第四十三条の五から第四十三条の九まで、第四十三条の十二から第四十三条の十五まで、第五十条第一項において準用する特許法第三百三十一条第一項、第三百三十一条の二第二項本文、第三百三十二条第三項、第三百五十四条、第三百五十五条第一項並びに第三百五十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三百五十六条第二項において準用する同法第三百五十五条第三項の規定は、確定した取消決定に対する再審に準用する。

2 第五十五条の二及び第五十五条の三の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

3 第五十五条の三及び第五十六条の二の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。

4 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

(特許法の準用)

第六十一条 特許法第七十三条(再審の請求期間)並びに第七十四条第二項及び第四項(審判の規定等の準用)の規定は、再審に準用する。この場合において、同法第七十三条第一項及び第三項から第五項までの規定中「審決」とあるのは「取消決定又は審決」と、同法第七十四条第二項中「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは「第六十七條、第六十八條」と、「特許無効審判又は延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条の二の審判」と読み替えるものとする。

(意匠法の準用)

第六十二条 意匠法第五十八条第二項(審判の規定の準用)の規定は、第四十四条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八条第二項中「第六十七條の二本文、第六十八條」とあるのは、「第六十八條」と読み替えるものとする。

2 意匠法第五十八条第三項の規定は、第四十五条第一項の審判の確定審決に対する再審に準用する。この場合において、同法第五十八条第三項中「第六十七條の二本文、第六十八條」とあるのは、「第六十八條」と読み替えるものとする。

(審決等に対する訴え)

第六十三条 取消決定又は審決に対する訴え、第五十五条の二第三項(第六十条の二第二項において準用する場合を含む。)において準用する第六十条の二第一項の規定による却下の決定に対する訴え及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定に対する訴えは、東京高等裁判所の専属管轄とする。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第七十九條から第八十二条まで(被告適格、出訴の通知等

、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同法第七十八條第二項中「当該審判」とあるのは「当該登録異議の申立てについての審理、審判」と、同法第七十九條中「特許無効審判若しくは延長登録無効審判」とあるのは「商標法第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項若しくは第五十三條の二の審判」と読み替えるものとする。

(不服申立てと訴訟との関係)
第六十三條の二 特許法第八十四條の二(不服申立てと訴訟との関係)の規定は、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分(第七十七條第七項に規定する処分を除く。)の取消しの訴えに準用する。

(商標に関する規定の準用)
第六十八條 (略)

2 5 4 (略)
5 第五十七條から第六十三條の二までの規定は、防護標章登録に係る再審及び訴訟に準用する。この場合において、第五十九條第二号中「第三十七條各号」とあるのは「第六十七條第二号から第七号まで」と、第六十條中「商標登録に係る商標権」とあるのは「防護標章登録に係る防護標章登録に基づく権利」と、「商標登録出願」とあるのは「防護標章登録出願若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」と、「商標権の設定の登録」とあるのは「防護標章登録に基づく権利の設定の登録若しくは防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録」と、「又はこれらに類似する商品若しくは役務について当該登録商標又はこれに類似する商標」とあるのは「にについて当該登録防護標章と同一の商標」と読み替えるものとする。

(特許法の準用)
第七十七條 (略)

2 6 (略)
7 特許法第九十五條の四(行政不服審査法による不服申立ての制限)の規定は、この法律の規定による査定、補正の却下の決定、取消決定又は審決及び登録異議申立書又は審判若しくは再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分(第六十三條)に準用する。

○ 小売商業調整特別措置法(昭和三十四年法律第五十五号) (抄)

(不服申立て)

第二十条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、異議申立てをすることができる。
2 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当の期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取を行つた後にしなければならない。
3 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
4 第二項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 商工会法(昭和三十五年法律第八十九号) (抄)

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第五十九條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、

これを却下する場合を除き、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2 前項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係者に対して、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）（抄）

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第七条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）（抄）

（意見の聴取）

第四十二条（略）

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、当該処分に係る者及び利害関係者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第四十四条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の意見の聴取に準用する。

○ 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）（抄）

（研究所又は機構の処分等についての審査請求）

第五十条 研究所又は機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第五十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係者に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

第三十三条（略）

2（略）

3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

（公共用の土地の使用）

第六十五条（略）

2（略）

5 主務大臣は、次の場合は、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

一（略）

二 電気事業者又は卸供給事業者が電気事業又は卸供給を行う事業の用に供する電線路を設置するため前項の道路又は道路となるべき区域内の土地若しくは当該土地に設置された道路の附属物となるべきものを占用しようとする場合において、道路法第三十九条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により道路管理者が徴収する占用料の額の決定又は同法第八十七条第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により許可若しくは承認に条件を付したことについての審査請求又は異議申立てに對して裁決又は決定をしようとするとき。

（指定試験機関の処分等に係る不服申立て）

第九十九条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に對し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第一百十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに對する裁決又は決定は、その処分に係る者に對し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害關係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）（抄）

（機構、協会又は指定試験機関の処分等についての審査請求）

第九十一条 機構が行う適合性検査又は協会若しくは指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に對して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第九十二条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに對する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に對し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取をした後に行なければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害關係人に對し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機

会を与えなければならない。

○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）（抄）

（鉱業権者との協議）

第三十条（略）

2（略）

3 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二百二十六条から第三十二条までの規定は、前項において準用する採石法第三十四条第二項の決定についての審査請求に、鉱業法第三十五条の規定は、当該決定の取消しの訴えに準用する。この場合において、同法第二百二十七条第一項中「又は異議申立人」とあるのは「及び処分を行った経済産業局長」と、同法第三百三十条中「又は異議申立人及び当該処分の相手方」とあるのは「、当該処分の相手方及び当該処分を行った経済産業局長」と読み替えるものとする。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第三十九条 この法律の規定による処分（第三十条第二項において準用する採石法第三十四条第二項の決定を除く。）についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁定の申請）

第四十条 第十六条、第二十条第一項又は第二十二條の規定による処分（河川管理者が行なつたものを除く。）に不服がある者は、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）（抄）

（情報処理技術者試験）

第七条（略）

2（略）

8 独立行政法人情報処理推進機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、経済産業大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

9（略）

○ 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和四十五年法律第九十六号）（抄）

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第三十一条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。

2)は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

3) 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四十六年法律第七七号)(抄)

(指定試験機関がした処分等についての審査請求)

第八条の十六 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(試験の結果についての処分を除く。)又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣及び環境大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)(抄)

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第三十条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2) 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3) 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第五五号)(抄)

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第三十八条 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2) 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3) 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和四十八年法律第二十六号)(抄)

(鉱業権の取消し)
第三十四条 経済産業大臣は、採掘権者又は租鉱権者が前条第一項の規定による命令に違反したときは、採掘権又は租鉱権を取り消すことができる。

(準用)
第三十五条 鉱業法第二百二十六条から第三百三十二条までの規定は前条の規定による経済産業大臣の処分についての異議申立てについて、同法第三百三十五条の規定はその処分の取消しの訴えについて準用する。

○ 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）（抄）

(機構の処分等に係る審査請求)

第四十九条 機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第五十条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後に行なわれなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）（抄）

(機構の収去についての審査請求)

第四十六条 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(異議申立ての手續における意見の聴取)

第五十一条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後に行なわれなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 石油需給適正化法（昭和四十八年法律第二百二十二号）（抄）

(石油の保有の指示等)
第十条 (略)

11 2 (略)
10 第六項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

○ 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）（抄）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第二十二條 この法律の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。
3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚^{だんぼ}の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然ガス資源の開発に関する特別措置法（昭和五十三年法律第八十一号）（抄）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第四十六條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。
3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）（抄）

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第九十條 指定試験機関が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 深海底鉱業暫定措置法（昭和五十七年法律第六十四号）（抄）

（異議申立ての手續における意見の聴取）

第三十八條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）（抄）

（登録機関がした処分等に係る不服申立て）

第四十四条 登録機関が行う設定登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）（抄）

（異議申立ての手續における意見の聴取）

第二十八条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定（却下の決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 工業所有権に関する手續等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）（抄）

（特許法の準用等）

第四十一条（略）

2（略）

3 特許法第八十四条の二の規定は、第七条第三項又は前項において準用する特許法第十八条第一項の規定による処分の取消しの訴えに準用する。

4（略）

5（略）

○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）（抄）

（不服申立ての手續における意見の聴取）

第三十八条 第十三条第三項、第十七条第三項、第二十条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十三条第三項又は第三十六条第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（審査庁）

- 第六十三條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による研究所、機構、日本電気計器検定所、指定検定機関、特定計量証明認定機関又は指定校正機関の処分又は不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

- 2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関の処分又は不作為について不服がある者は、当該指定定期検査機関又は指定計量証明検査機関を指定した都道府県知事又は特定市町村の長に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（不服申立ての手續における意見の聴取）

- 第六十四條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

- 3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（計量調査官）

- 第六十五條 経済産業大臣は、その職員であつて経済産業省令で定める資格を有するものの中から、計量調査官を任命し、不服申立てに関する事務に従事させるものとする。

○ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）（抄）

（機構の収去についての審査請求）

- 第三十三條の三 機構が行う収去について不服がある者は、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）（抄）

- ※ 特許法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

（業務）

- 第四條 弁理士は、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠若しくは商標又は国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続及び特許、実用新案、意匠又は商標に関する異議申立て又は裁定に関する経済

産業大臣に対する手続についての代理並びにこれらの手続に係る事項に関する鑑定その他の事務を行うことを業とする。

2・3 (略)

2 (登録を拒否された場合の審査請求)

第二十一条 第十九条第一項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、経済産業大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 (略)

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、経済産業大臣は、日本弁理士会に対し、相当の処分をすべき旨を命じなければならぬ。

(登録の取消し)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 第十九条第一項後段並びに第二十一条第一項及び第三項の規定は、第一項の登録の取消しについて準用する。

(登録拒否に関する規定の準用)

第二十六条 第二十一条第一項及び第三項の規定は、第二十四条第一項第一号、第三号若しくは第五号又は前条第一項の規定による登録の抹消について準用する。

(弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限)

第七十五条 弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際登録、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができる。

○ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）（抄）

(審査請求)

第三十八条 この法律の規定による指定調査機関の処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七十七号）（抄）

(公害等調整委員会の裁定)

第二十六条 第二十一条第六項の規定による経済産業大臣の処分不服がある者であつてその不服の理由が鉱業、採石業若しくは砂利採取業との調整に関するものであるもの又は同条第九項の規定による経済産業大臣の処分不服がある者は、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合について準用する。

第三十条 (略)

2 (略)

3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、当事者が支払い、又は受領すべき金額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(審査請求)

第七十二条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十三条 この法律に基づいて機構がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する経済産業大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）（抄）

(再審査請求)

第二百二十八条 この法律の規定により保健所を設置する市又は特別区の長がした処分（第三百三十五条に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第三百三十五条 この法律の規定により都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条、第六十三条第一項、第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）、第六十六条（第七十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十九条（第七十条第二項において準用する場合を含む。）、第七十条第一項、第七十一条第一項、第八十八条第四項から第六項まで、第九十条第一項及び第三項、第二百二十五条並びに第二百二十六条の規定により都道府県等が処理することとされている事務

二 第三百三十条第一項及び第二項並びに第三百三十一条第一項の規定により都道府県等が処理することとされている事務（第三章第三節及び第四節並びに第五章の規定の施行に関するものに限る。）

○ 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律（平成十六年法律第四百十三号）（抄）

(指定発給機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十五条 指定発給機関が行う第一種特定原産地証明書の発給に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）（抄）

第三十二条（略）

② 行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）ニ定ムルモノノ外領事ノ行フ前項ノ事務ニ係ル処分又ハ其不作為ニ付テノ審査請求ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

○ 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）（抄）

第五十九条 組合費及夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者其ノ賦課ニ不服アルトキハ賦課令状ノ交付後三月以内ニ行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）ニ依ル異議申立ヲ為スコトヲ得

②（略）

③ 本条ノ異議申立ハ組合会ノ決定ニ付スヘシ

④（略）

第七十三条（略）

②（略）

③ 本法ニ規定スル異議ノ申出又ハ審査ノ申立ニ関スル期間ノ計算ニ付テハ行政不服審査法ノ規定ニ依ル

④（略）

○ 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）（抄）

第十一條 管海官庁ノ検査又ハ検査ヲ受ケタル者検査又ハ検査ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検査ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検査ヲ申請シ再検査又ハ再検査ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

②（略）

③ 第一項ノ検査又ハ検査ニ対シ不服アル者ハ同項ノ規定ニ依ルコトニ依リテノ争フコトヲ得

④ 登録検査機関若ハ小型船舶検査機関又ハ登録検査確認機関ノ行フ検査又ハ検査及確認ニ付テハ第一項中管海官庁トアルハ登録検査機関若ハ小型船舶検査機関又ハ登録検査確認機関ト読替ヘテ同項ノ規定ヲ適用ス

第二十九條ノ五 登録検査機関若ハ登録検査確認機関又ハ機関ノ為シタル検査業務若ハ検査及確認ニ係ル業務又ハ小型船舶検査事務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一條第一項又ハ第四項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

② 登録検査機関ノ為シタル第二十八條第一項第二号ノ検査ニ係ル業務ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ第十一條第一項又ハ第二十八條第六項ノ規定ニ依ル場合ヲ除クノ外国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

③ 第二十九條ノ三第二項ノ登録ヲ受ケタル船級協会ノ為シタル証書ノ発給ニ係ル処分又ハ其ノ不作為ニ対シ不服アル者ハ国土交通大臣ニ対シ行政不服審査法ニ依ル審査請求ヲ為スコトヲ得

○ 陸上交通事業調整法（昭和十三年法律第七十一号）（抄）

第十条 (略)

② 第三条第二項ノ裁定ニ付テノ異議申立ニ於テハ第二条第一項第二号ノ讓受ノ価格其ノ他前項ニ規定スル事項ニ付テノ不服ヲ其ノ裁定ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ

○ 船員法 (昭和二十二年法律第百号) (抄)
※ 船員法の一部を改正する法律 (平成二十四年法律第八十七号) による改正後のもの。

(再検査)

第百条の九 第百条の二第一項、第百条の四又は第百条の六第一項の検査 (以下「法定検査」という。) の結果に不服がある者は、その結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3・4 (略)

(外国における国土交通大臣の事務)

第百三条 (略)

② 行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) に定めるもののほか、領事官の行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

(市町村が処理する事務)

第百四条 (略)

② (略)

③ 市町村長の行う第一項の事務 (地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。) に係る処分の不作為についての審査請求は、都道府県知事又は国土交通大臣のいずれかに対してするものとする。

○ 海難審判法 (昭和二十二年法律第百三十五号) (抄)

(行政不服審査法による申立て)

第五十四条 この法律に基づく処分については、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による不服申立てをすることができる。

○ 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) (抄)

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十七条の十七 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、行政不服審査法 (昭和三十七年法律第百六十号) による審査請求をすることができる。

○ 通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

（機構がした処分に係る審査請求）
第十六条 機構が行う試験事務に係る処分（試験の結果についての処分を除く。）又はその不作為については、観光庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）
※ 建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

（審査請求）

第七十七条の十七 指定建築基準適合判定資格者検定機関が行う建築基準適合判定資格者検定事務に係る処分又はその不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。）については、国土交通大臣に対し、同法による審査請求をすることができる。

（指定の取消し等）

第七十七条の五十一（略）
2 国土交通大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の三十九第二項、第七十七条の四十一第一項、第七十七条の四十二第一項から第三項まで、第七十七条の四十四、第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二（略）
三（略）

（審査請求）

第七十七条の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行う処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（指定性能評価機関）

第七十七条の五十六（略）
2 第七十七条の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七条の三十七、第七十七条の三十八、第七十七条の三十九第一項及び第七十七条の四十一の規定は第六十八条の二十五第三項の規定による指定に、第七十七条の三十九第二項及び第三項、第七十七条の四十、第七十七条の四十二から第七十七条の四十五まで並びに第七十七条の四十七から第七十七条の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七条の四及び第百条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七条の五十三の規定は指定性能評価機関が行った性能評価について準用する。この場合において、第七十七条の三十八第一号、第七十七条の四十二、第七十七条の四十三第一項及び第七十七条の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七条の五十一第二項第一号中「第七十七条の四十六第一項、第七十七条の四十七」とあるのは「第七十七条の四十七」と、第七十七条の五十三中「処分」とあるのは「処分（性能評価の結果を除く。）」と読み替えるものとする。

（建築審査会）

第七十八条 この法律に規定する同意及び第九十四条第一項の審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、この法律の施行に関する重要事項を調査審議させるために、建築主事を置く市町村及び都道府県に、建築

審査会を置く。

2 (略)

(委員の除斥)

第八十二条 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る事件については、この法律に規定する同意又は第九十四条第一項の審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

(不服申立て)

第九十四条 建築基準法令の規定による特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関又は指定構造計算適合性判定機関の処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、行政不服審査法第三条第二項に規定する処分庁又は不作為庁が、特定行政庁、建築主事若しくは建築監視員又は都道府県知事である場合にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県の建築審査会に、指定構造計算適合性判定機関である場合にあつては第十八条の二第一項の規定により当該指定構造計算適合性判定機関にその構造計算適合性判定を行わせた都道府県知事が統括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

2 建築審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から一月以内に、裁決をしなればならない。

3 建築審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、特定行政庁、建築主事、建築監視員、都道府県知事、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審査を行わなければならない。

第九十五条 建築審査会の裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

(審査請求と訴訟との関係)

第九十六条 第九十四条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する建築審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(市町村の建築主事等の特例)

第九十七条の二 (略)

2 (略)

5 第一項の規定により建築主事を置く市町村の長たる特定行政庁、同項の建築主事又は当該特定行政庁が命じた建築監視員の建築基準法令の規定による処分又はこれに係る不作為に不服がある者は、当該市町村に建築審査会が置かれていないときは、当該市町村を包括する都道府県の建築審査会に対して審査請求をすることができる。

○ 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号) (抄)

(審査請求)

第十条の十八 中央指定登録機関が行う一級建築士登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号) (抄)

(審査請求)

第五十六条の二の十八 登録確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(審査庁)

第五十八条の二 市町村長が港湾管理者としてした前条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使(地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務であるものに限る。)についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。

○ 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号) (抄)

(外国における事務)

第二十八条 (略)

2 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、領事官が行なう前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に必要事項は、政令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十八条の三 指定試験機関が行なう特定試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号) (抄)

(指定試験機関の処分についての審査請求)

第九十五条の三 この法律の規定による指定試験機関の処分不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号) (抄)

(異議申立て期間等の特例)

第三十七条 登録についての異議申立てについては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条の規定を適用せず、かつ、同法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定を準用しない。

(異議申立てが理由がある場合)

第三十八条 国土交通大臣は、登録についての異議申立てが理由があるときは、当該異議申立てに係る登録について更正をし、その旨を当該登録についての利害関係人に通知しなければならない。

2 (略)

(協会がした処分に係る審査請求)

第一百三三条の二 協会がした軽自動車の検査事務に係る処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求

をすることができ。

(権限の委任)

第二百五条 (略)

- 2 この法律に規定する地方運輸局長の権限及び前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、政令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。
- 3 自動車の登録に関する国土交通大臣の権限(以下この項及び第五項において「登録権限」という。)が第一項の規定により地方運輸局長に委任された場合又は同項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が前項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に委任された場合又は同項の規定により地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長の処分(次項において「地方運輸局長等の処分」という。)について不服がある者は、異議申立てをすることができる。
- 4 地方運輸局長等の処分についての審査請求については、行政不服審査法第十四条及び第三十七条第六項の規定は、適用しない。
- 5 第一項の規定により地方運輸局長に委任された登録権限が第二項の規定により運輸監理部長又は運輸支局長に委任された場合における運輸監理部長又は運輸支局長の処分についての再審査請求については、行政不服審査法第五十三条の規定は適用せず、かつ、同法第五十六条の規定にかかわらず、同法第十四条及び第三十七条第六項の規定は準用しない。
- 6 国土交通大臣又は地方運輸局長の権限が第一項又は第二項の規定により地方運輸局長又は運輸監理部長若しくは運輸支局長に委任された場合においては、政令で、合理的に必要と判断される範囲内において、この法律その他の法令の規定の適用に關し必要な事項を定めることができる。

○ 土地収用法 (昭和二十六年法律第二百十九号) (抄)

目次

- 第一章 第九章の二 (略)
- 第十章 不服申立て及び訴訟 (第二百二十九条—第三百三十四条)
- 第十一章・第十二章 (略)

第十章 不服申立て及び訴訟

(不服申立期間)

第三百三十条 事業の認定についての異議申立て又は審査請求に関する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第四十五条又は第十四条第一項本文の期間は、事業の認定の告示があつた日の翌日から起算して三十日以内とする。

2 収用委員会の裁決についての審査請求に関する行政不服審査法第十四条第一項本文の期間は、裁決書の正本の送達を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

(不服申立てに対する決定及び裁決)

第三百三十一条 国土交通大臣の事業の認定に關する処分又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、公害等調整委員会の意見を聞いた後にしなければならぬ。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、事業の認定又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に關して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。(事業の認定又は収用委員会の裁決の手続の省略)

第三百三十一条の二 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により事業の認定又は収用委員会の裁決が取り消された場合に
おいて、国土交通大臣若しくは都道府県知事が再び事業の認定に関する処分をしようとするとき、又は収用委員会が再び裁決を
しようとするときは、事業の認定又は裁決につき既に行なつた手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消
しの理由となつたものを除き、省略することができる。

(不服申立ての制限)
第三百三十二条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一・二 (略)

2 収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償(第九十条の三の規定による加算金及び第九十条の四の規定に
よる過怠金を含む。以下第三百三十三条において同じ。)についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

(訴訟)

第三百三十三条 収用委員会の裁決に関する訴え(次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。)は、裁決書の正本
の送達を受けた日から三月の不変期間内に提起しなければならない。

2 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から六月以内に提起しなければならない。
3 前項の規定による訴えは、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人である
きは起業者を、それぞれ被告としなければならない。

(期間の計算、通知及び書類の送達の方法)

第三百三十五条 この法律の規定による期間の計算方法は、行政不服審査法による不服申立て及び訴訟の提起の期間の計算方法を除
き、民法による。ただし、土曜日及び十二月二十九日から三十一日までの日は、同法第四十二条の規定によるその他の休日と
みなし、申請書、意見書及び異議の申出を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書
便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務を利用して送付した場
合においては、当該送付に要した日数は、期間に算入しない。

2 (略)

○ 気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)(抄)

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第二十四条の十九 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、気象庁長官に対し、行政不服審査法(昭
和二十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)(抄)

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第十七条の二 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し、行政不服審査法(昭
和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 道路法(昭和二十七年法律第八十号)(抄)

(不服申立て)

第九十六条 第四十六条第二項又は第六十八条第一項若しくは第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たたる行為(以下本条において「処分」という。)については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

2 前項に規定する処分を除くほか、都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分について不服がある者は、都道府県である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

3 第一項に規定する処分を除くほか、第二十条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が道路管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者である主務大臣若しくはその地方支分部局の長又は都道府県がした処分については国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

4 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内になければならない。

5 道路管理者が第三十二条第一項若しくは第三項(第九十一条第二項において準用する場合を含む。)又は第四十八条の五第一項若しくは第三項の規定による許可の申請書を受理した日から三月を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときは、許可を申請した者は、道路管理者がその許可を拒否したものとみなして、不服申立てをすることができる。道路管理者が第九十一条第一項の規定による許可の申請書を受理した日から三十日を経過してもなおその申請に対するなんらの処分をしないときも、同様とする。

○ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)(抄)

(物件の制限等)

第四十九条(略)

2 7 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、買収の価格についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができる。

○ 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第四百十九号)(抄)

(意見の聴取)

第六条 国土交通大臣は、この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理したときは、異議申立人又は審査請求人に対し、相当な期間を置いて予告をした上、これらの者から公開により意見を聴取しなければならない。

2 前項の予告においては、意見の聴取の期日、場所及び事案の内容を示さなければならぬ。

3 第一項の規定による意見の聴取に際しては、異議申立人又は審査請求人に対し、当該事案について証拠を提出する機会を与え、並びに利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）（抄）

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）
第二十条（略）

2・3（略）

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5（略）

（規準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理）
第五十一条の八（略）

2・3（略）

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5（略）

（事業計画の決定及び変更）
第五十五条（略）

2・4（略）

5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

6・13（略）

（施行規程及び事業計画の決定及び変更）
第六十九条（略）

2・3（略）

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5・10（略）

（施行規程及び事業計画）
第七十一条の三（略）

2・8（略）

9 前項に規定する意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10・15（略）

（指定検定機関がした処分等に係る審査請求）
第一百七十条の十九 指定検定機関が行う検定事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

（報告、勧告等）

第二百二十三条（略）

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構（第三条の二の規定により土地区画整理事業を施行する場合に限る。第二百二十六

条において同じ。)に對し、その施行する土地区画整理事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

(是正の要求)

第二百二十六条 国土交通大臣は、都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に對し、これらの者が施行者として行う処分又は工事が、この法律又はこれに基づく国土交通大臣若しくは都道府県知事の処分に違反していると認める場合においては、土地区画整理事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、その処分の取消し、変更若しくは停止又はその工事中止若しくは変更その他必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前項の規定による要求を受けたときは、当該処分の取消し、変更若しくは停止又は当該工事中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第二百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 十二 (略)

第二百二十七条の二 前条に規定するものを除くほか、組合、区画整理会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、区画整理会社、市町村又は市のみが設立した地方公社がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等(市のみが設立した地方公社を除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができ。

2 (略)

○ 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)(抄)

(法令違反等に関する監督)

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣は、会社管理高速道路に關し機構又は当該会社に対して、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道(指定都市高速道路を除く。以下この項、第四十八条第一項及び第五十三条において同じ。)を除く。)に關し当該地方道路公社に對して、都道府県知事は、公社管理道路(指定市の市道以外の市町村道に限る。)に關し当該地方道路公社に對して、その処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 機構等又は会社とした処分又は工事が道路法、高速自動車国道法及びこの法律若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づいて国土交通大臣若しくは都道府県知事がした処分に違反すると認められる場合

二 (略)

2・3 (略)

(審査請求)

第五十三条 機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為を除く。)に不服がある者は国土交通大臣に對して、地方道路公社が指定市の市道以外の市町村道に關してこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服がある者は都道府県知事に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)(抄)

(不服申立て)

第三十四条 地方公共団体である公園管理者（前条第一項の規定により都市公園を設置すべき区域を決定した地方公共団体を含む。以下この条において同じ。）がした次の各号のいずれかに掲げる処分について不服のある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした公園管理者である地方公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

一 第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による許可又はこれらの規定による許可を与えないこと。

二 第十条第二項（前条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指示

三 第十三条、第十四条第二項又は第二十八条第四項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による負担の決定

四 第二十六条第二項又は第四項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による必要な措置の命令

五 第二十七条第一項又は第二項（前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による処分又はこれらの規定による必要な措置の命令

六 第十二条第一項の規定に相当する条例の規定による許可を与え、又は与えないこと。

2 前項後段の規定による異議申立てがあつたときは、公園管理者である地方公共団体の長は、異議申立てを受理した日から三十日以内に文書をもつて決定しなければならない。

3 第五条の二第一項の規定に基づき他の工作物の管理者が公園管理者に代わつてした第一項各号に掲げる処分又は第十二条第一項の規定による許可を与え、若しくは与えない処分に関する者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して異議申立てをすることもできる。

4 第二項の規定は、前項後段の規定による異議申立てがあつた場合について準用する。

○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百号）（抄）

(裁定の申請)

第三十九条の二 次に掲げる処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

一・二 (略)

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

(不服申立て)

第二十四条 第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が国土交通大臣に代わつてした処分その他公権力の行使に当た

る行為（以下この条において「処分」という。）に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内になければならない。

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）（抄）

（裁定の申請）

第五十条 次に掲げる処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

一五（略）

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）

目次

第一章 第三章（略）

第四章 雑則（第三十一条の二―第四十四条）

第五章 罰則（第四十五条―第五十一条）

附則

（異議申立てに対して決定をすべき期間）

第四十三条 この法律の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者がした処分についての異議申立てに対する決定は、異議申立てを受理した日から三十日以内になければならない。

第四十四条（略）

第四十五条（略）

第四十六条 第十二条の五（第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）若しくは第三十七条の二の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは第二項の規定による公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二（略）

2 過失により前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○ 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和三十三年法律第九十八号）（抄）

（審査請求）

第三十条 施行者であつた者が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に對して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第三十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第三十四条の規定による改正前の首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（抄）

（審査請求）

第三十条 地方公共団体等が第二十四条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分不服がある者は、国土交通大臣に對して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）（抄）

（不服申立て）

第三十五条 第十一条第二項又は第十三条第二項に規定する処分不服がある者は、国土交通大臣に對して審査請求をすることができる。この場合には、当該処分をした施行者である都道府県又は市町村の長に對して異議申立てをすることもできる。

2 この法律の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為についての異議申立てに對する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内になければならない。

○ 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）（抄）

（国土交通大臣への事件の送致）

第三十八条の二 収用委員会が第二十条第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、起業者から行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七条の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十条第二項の規定にかかわらず、土地収用法第三十九条第一項の規定による申請に係る事件を国土交通大臣に送らなければならない。

2 前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行なうべき期日を定め、これを起業者に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。

3 （略）

4 収用委員会は、第一項の規定により事件を国土交通大臣に送つたときは、起業者、土地所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、国土交通省令で定めるところにより公告しなければならない。

（収用委員会への事件の送致等）

2 第三十八条の五（略）

3 第三十八条の二第四項の規定は、第一項の規定により国土交通大臣が事件を収用委員会に送つた場合に準用する。
4 (略)

(不服申立て及び訴訟)

42 土地収用法第百三十条第一項、第百三十一条第二項及び第百三十一条の二の規定は、特定公共事業の認定に関する不服申立てについて準用する。

2 土地収用法第百三十条第二項、第百三十一条の二及び第百三十二条第二項の規定は、国土交通大臣が行なう代行裁決に関する異議申立てについて、同法第百三十三条及び第百三十四条の規定は、国土交通大臣が行なう代行裁決に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第百三十条第二項中「行政不服審査法第十四条第一項本文」とあるのは、「行政不服審査法第四十五条」と読み替えるものとする。

3 (略)

○ 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）（抄）

(不服申立て)

26 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七条第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については国土交通大臣に対して、市町村（指定市及び特定の市町村を除く。）である道路管理者が申立てをすることもできる。
2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならぬ。

○ 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和三十九年法律第百四十五号）（抄）

(審査請求)

40 施行者であつた者が第三十三条第一項の規定に基づいてした承認又は不承認の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

(不服申立て)

97 第二十二條第一項又は第二項の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

2 第十七條第一項の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が河川管理者に代わつてした処分に不服がある者は、他の工作物の管理者が国若しくは国の機関又は都道府県であるときは国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して、その他の者であるときは都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合において、都道府県、市町村その他の公共団

体である他の工作物の管理者がした処分については、異議申立てをすることもできる。

3 次に掲げる処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一・二 (略)

4 行政不服審査法第十八条の規定は、前項各号の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合に準用する。

○ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）（抄）

（異議の申出）

第十二条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、国土交通省令で定める手続に従い、国土交通大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日の翌日から起算して三十日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償金の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

（増額請求の訴え）

第十四条 第十二条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2 (略)

第十七条 (略)

3 前条第一項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

4 (略)

○ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）（抄）

（不服申立てと訴訟との関係）

第十条 第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 前項に規定する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二十七条第二項の規定は、適用しない。

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）（抄）

（不服申立て）

第五十条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十一条第二項ただし書、第四十二条第一項ただし書若しくは第四十三条第一項の規定に基づく処分若しくはこれに係る不作為（行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二

条第二項に規定する不作為をいう。)又はこれらの規定に違反した者に対する第八十一条第一項の規定に基づく監督処分不服がある者は、開発審査会に対して審査請求をすることができる。

2 開発審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合においては、審査請求を受理した日から二月以内に、裁決をしなければならぬ。

3 開発審査会は、前項の裁決を行なう場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行なわなければならない。

第五十一条 第二十九条第一項若しくは第二項、第三十五条の二第一項、第四十二条第一項ただし書又は第四十三条第一項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

(審査請求と訴訟との関係)
第五十二条 第五十条第一項に規定する処分取消しの訴え(前条第一項の規定により公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる事項に関する訴えを除く。)は、当該処分についての審査請求に対する開発審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(開発審査会)
第七十八条 第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

2 (略)

7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に係る事件については、第五十条第一項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

8 (略)

○ 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)(抄)

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)
第十六条 都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域(同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区)を管轄する市町村長に、当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。ただし、当該申請に関し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないときは、この限りでない。

2 当該第一種市街地再開発事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。

3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであるときと認めるときは、事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申

立ての審理に関する規定を準用する。

5 第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。

(事業計画)

第五十三条 (略)

2 第十六条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、「参加組合員」とあるのは「第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第三項中「都道府県知事」とあるのは「地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告し」とあるのは「加え」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

3 (施行規程及び事業計画の認可等)

第五十八条 (略)

2 (略)

3 第五十条の三第二項及び第三項並びに第五十二条第二項の規定は施行規程について、第七条の十一及び第七条の十二の規定は事業計画について、第十六条(第一項ただし書を除く。及び第十九条(第二項を除く。))及び第十九条(第一項及び第二項)の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第七条の十二及び第十六条第二項中「第一種市街地再開発事業」とあるのは「市街地再開発事業」と、第七条の十二中「の同意を得」とあるのは「と協議し」と、第十六条第一項から第三項まで及び第五項並びに第十九条第一項中「都道府県知事」とあるのは「国土交通大臣(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事)」と、第十六条第二項中「参加組合員」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号の特定事業参加者」と、同条第五項中「第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「機構等」と、第十九条第一項中「組合の名称」とあるのは「市街地再開発事業の種類及び名称」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事(市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、国土交通大臣)」と、同条第三項中「組合は」とあるのは「機構等は」と、「第十一条第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第十九条第一項」と、「組合の成立又は定款若しくは事業計画をもつて、前項の公告があるまでは組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもつて、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは「、施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第五十八条第三項において準用する第五十二条第二項第五号」と、第五十二条第二項第五号中「第五十六条の二第一項」とあるのは「第五十八条の二第二項」と読み替えるものとする。

4・5 (略)

(報告、勧告等)

第二百二十四条 (略)

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構(第二条の二第五項の規定により市街地再開発事業を施行する場合に限る。第二百二十六条第一項及び第三項において同じ。)に対し、市街地再開発事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 (略)

(是正の要求)

2 第二百二十六条 (略)

3 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分を取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。
(不服申立て)

第百二十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
一〇七 (略)

第百二十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、再開発会社、市町村、都道府県又は機構等がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、組合、再開発会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社があつては都道府県知事に対して、都道府県又は機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 前項の審査請求について都道府県知事がした裁決に不服がある者は、国土交通大臣に対して再審査請求をすることができる。

○ タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）

(審査請求)

第三十二条の二 登録実施機関がした登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）（抄）

(審査請求)

第九条の二十二 登録確認機関がした確認業務に係る処分又はその不作為については、海上保安庁長官に対し行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(審査請求)

第十九条の二十 機構がした小型船舶用原動機放出量確認等事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(再検査)

第十九条の四十七 法定検査の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3・4 (略)

(審査請求)

第四十二条の二十九 この法律に基づいてした指定海上防災機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し行政不服審査法による審査請求をすることができる。

○ 新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）（抄）

（不服申立て）

第六十四条 次に掲げる処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができな

い。

一・二 （略）

2 前項に規定するものを除くほか、施行者がその施行する土地整理に関し、第二章第三節の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この項において「処分」という。）に不服がある者は、市町村がした処分にあつては都道府県知事に対して、都道府県がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

3 （略）

○ 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）

（公害等調整委員会の裁定）

第三十三条 第八条第二項若しくは第十四条第一項又は地区計画等緑地保全条例（第二十条第一項の許可に係る部分に限る。）の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）（抄）

（不服申立て）

第二十条 （略）

2 土地利用審査会は、前項の規定による審査請求を受理した場合には、審査請求を受理した日から起算して二月以内に、裁決をしなければならない。

3 土地利用審査会は、前項の裁決を行う場合においては、あらかじめ、審査請求人、処分庁その他の関係人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による口頭審理を行わなければならない。

4 （略）

（審査請求と訴訟との関係）

第二十一条 第十四条第一項の規定に基づく処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する土地利用審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）（抄）

(施行規程及び事業計画)
第五十九条 (略)

2 (略)

9 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

10 (略)

(不服申立て)

第九十七条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 (略)

第九十八条 前条に規定するものを除くほか、組合、市町村、都府県、機構又は地方公団がこの法律(第四章を除く。以下この項において同じ。)又はこの法律に基づく命令に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、組合、市町村又は市のみが設立した地方公団がした処分にあつては都府県知事に対して、都府県、機構又は地方公団(市のみが設立したものを除く。)がした処分にあつては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 (略)

○ 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号) (抄)

第九條 (外国における事務)

2 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号) (抄)

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第四十三條の十四 指定試験機関が行う試験事務に係る処分(浄化槽設備士試験の結果についての処分を除く。)又は不作為については、主務大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

(準用)

第四十六條の二 第四十三條の二の規定は第四十六條第四項の規定による指定について、第四十三條の三から第四十三條の十七までの規定は指定試験機関について、第四十三條の十八の規定は第四十五條第一項第二号の規定による指定について、第四十三條の十九から第四十三條の二十七までの規定は指定講習機関について準用する。この場合において、第四十三條の六の見出し中「浄化槽設備士試験委員」とあるのは「浄化槽管理士試験委員」と、同条第一項中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三條の七第一項及び第四十三條の十四中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と、第四十三條の十五及び第四十三條の十六第四号中「国土交通大臣」とあるのは「環境大臣」と、第四十三條の十七中「浄化槽設備士試験」とあるのは「浄化槽管理士試験」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

○ 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）（抄）

（土地の立入り及び使用）

第二十二條（略）

2（略）

11 第五項の裁定についての異議申立てにおいては、補償金の額についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

○ 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）（抄）

（指定試験機関の処分についての審査請求）

第六十二條 この法律の規定による指定試験機関の処分に不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）（抄）

（不服申立て）

第二十七條 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市町村（道路法第十七條第二項又は第三項の規定により管理を行う市又は町村をいう。以下この項において同じ。）である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることができる。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできない。

2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならない。

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）（抄）

第一百六條（略）

一・二（略）

2 建築基準法第四十四條第二項、第九十二條の二、第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條から第九十六條までの規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

（事業計画の縦覧及び意見書の処理）

第四百十條（略）

2（略）

- 3 当該防災街区整備事業に係る土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。
 - 4 都道府県知事は、前項の規定による意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
 - 5 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。
 - 6 第三十六條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第四項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うものとする。
- （事業計画）
- 2 第四十條第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「参加組合員」とあるのは「第八十條第二項第五号の特定事業参加者」と、同項及び同条第四項中「都道府県知事」とあるのは「第七十九條第一項前段の地方公共団体」と、同項中「加えるべきことを命じ」とあるのは「加え」と、同条第六項中「第八十條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「第七十九條第一項前段の地方公共団体」と、「加え、その旨を都道府県知事に申告した」とあるのは「加えた」と読み替えるものとする。
 - 3・4 （略）
- 3 （施行規程及び事業計画の認可等）
- 2 第八十八條 （略）
 - 3 第六十六條第二項及び第三項並びに第八十條第二項の規定は施行規程について、第二百二十四條及び第二百五條の規定は事業計画について、第四十條（第一項ただし書を除く。）及び第四十三條（第二項を除く。）の規定は施行規程及び事業計画について準用する。この場合において、第六十六條第二項中「前項第五号」とあり、及び同条第三項中「第一項第五号」とあるのは「第八十八條第三項において準用する第八十條第二項第五号」と、同項中「第八十三條第一項」とあり、及び第八十條第二項第五号中「第八十五條第一項」とあるのは「第八十九條第一項」と、第二百二十五條中「の同意を得なければ」とあるのは「と協議しなければ」と、第四百四十四條第一項、第三項、第四項及び第六項並びに第四百四十三條第一項中「参加組合員」とあるのは「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては、都道府県知事）」と、第四百四十四條第三項中「第三十六條第一項又は第三項の規定による認可を申請した者」とあるのは「都市再生機構等」と、第四百四十三條第一項中「事業組合」とあるのは「防災街区整備事業」と、「国土交通大臣」とあるのは「関係都道府県知事（市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては、国土交通大臣）」と、同条第三項中「事業組合」とあるのは「都市再生機構等」と、「第三百三十六條第一項の認可に係る第一項」とあるのは「第八十八條第三項において準用する第四百四十三條第一項」と、「事業組合の成立又は定款若しくは事業計画をもって、前項の公告があるまでは事業組合の成立又は定款若しくは事業基本方針をもって、同条第三項の認可に係る第一項の公告があるまでは」とあるのは、「施行規程又は」と、「組合員その他の第三者」とあるのは「第三者」と読み替えるものとする。
 - 4・5 （略）
- 4 （報告、勧告等）
- 2 第六十八條 （略）

2 国土交通大臣は、独立行政法人都市再生機構（第一百九条第五項の規定により防災街区整備事業を施行する場合に限る。第二百七十二条第一項及び第三項において同じ。）に対し、防災街区整備事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

3 (略)

(是正の要求)

第二百七十二条 (略)

2 (略)

3 都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構は、前二項の規定による要求を受けたときは、当該処分取消し、変更若しくは停止又は当該工事の中止若しくは変更その他必要な措置を講じなければならない。

(不服申立て)

第三百四条 市町村長が第十五条第一項、第十八条第一項又は第二十八条第一項の規定に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県知事に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 (略)

第三百五条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一 六 (略)

第三百六条 前条に規定するもののほか、事業組合、事業会社、市町村、都道府県又は都市再生機構等が第六章の規定に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為（以下この条において「処分」という。）に不服のある者は、事業組合、事業会社、市町村又は市のみが設立した地方住宅供給公社がした処分にあっては都道府県知事に対して、都道府県又は都市再生機構等（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。）がした処分にあっては国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。ただし、権利変換に関する処分についての審査請求においては、権利変換計画に定められた宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利の価額についての不服をその理由とすることができない。

2 第三百四条第二項の規定は、前項の審査請求について準用する。

○ 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

(所掌事務等)

第十五条 (略)

2 国土交通大臣は、前項に規定する事項に係る国土交通大臣又はその地方支分部局の長の行う処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てに対する決定等をする場合には、運輸審議会に諮らなければならない。

3 第一項に規定する事項に係る処分等及び前項に規定する決定等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第四号に規定する不利益処分（以下「不利益処分」という。）を除く。）のうち、運輸審議会が軽微なものと認めるものについては、国土交通大臣は、運輸審議会に諮らないでこれを行うことができる。

4 運輸審議会は、第一項に規定する事項に係る処分等及び第二項に規定する決定等に関し、職権により、又は利害関係人の申請に基づき、国土交通大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

○ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）（抄）

（都道府県知事がした処分に対する審査請求）
第四十二条（略）

（不服申立てに対する決定及び裁決）

第四十三条 国土交通大臣の第十一条第一項の事業に係る使用の認可に関する処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、事業所管大臣の意見を聴いた後にしなければならない。

2 国土交通大臣は、使用の認可についての異議申立て又は審査請求があった場合において、使用の認可に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて使用の認可に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもって当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

（使用の認可の手続の省略）

第四十四条 異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決により使用の認可が取り消された場合において、国土交通大臣又は都道府県知事が再び使用の認可に関する処分をしようとするときは、使用の認可につき既に行った手続その他の行為は、法令の規定に違反するものとして当該取消しの理由となつたものを除き、省略することができる。

○ マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）（抄）

（指定試験機関がした処分等に係る不服申立て）

第二十六条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）（抄）

（機構がした処分等に係る審査請求）

第三十条 機構が行う登録測度事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

○ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）（抄）

（不服申立て）

第五十九条 市町村が前条第四項の規定により道路管理者に代わつてした処分について不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）（抄）

※ マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)
第十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。

5 (略)

(容積率の特例)

第二百五条 (略)

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項並びに第九十四条から第九十六条までの規定は、前項の規定による許可について準用する。

(不服申立て)

第六十五条 次に掲げる処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

一・二 (略)

2 マンション建替組合若しくはマンション敷地売却組合(以下「組合」と総称する。)又は個人施行者がこの法律に基づいてした処分その他公権力の行使に当たる行為に不服のある者は、都道府県知事等に対して審査請求をすることができる。

○ 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号) (抄)

(審査請求)

第三十六条 この法律に基づいてした機構の処分に不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。

○ 独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号) (抄)

(審査請求)

第二十三条 機構が第十八条第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わってした処分に不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることができる。ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

○ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号) (抄)

(船舶保安証書)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)に定めるもののほか、領事官の行う前項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関して必要な事項は、政令で定める。

5 (再検査) (略)

第二十一条 第十二条、第十四条、第十五条又は第十七条第一項の検査（以下「法定検査」という。）の結果に不服がある者は、当該検査の結果に関する通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、その理由を記載した文書を添えて国土交通大臣に再検査を申請することができる。

2 前項の再検査の結果に不服がある者は、その取消しの訴えを提起することができる。

3・4 (略)

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）（抄）

（不服申立て）

第五十五条 市町村が第三十二条第五項の規定により道路管理者に代わってした処分不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においては、当該市町村に対して異議申立てをすることもできる。

○ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）（抄）

（都市公園の管理の特例等）

第二十五条 (略)

2・4 (略)

5 認定市町村が第三項の規定により公園管理者に代わってした都市公園法第三十四条第一項各号に掲げる処分不服がある者は、国土交通大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。この場合においても、当該認定市町村の長に対して異議申立てをすることができる。

6 (略)

○ 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）（抄）

（公害等調整委員会の裁定）

第六十三条 第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第二項の規定による環境大臣又は都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）（抄）

（不服申立て等）

第七十条 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分について不服がある者は、原子力規制委員会に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 この法律（第二十二條の三第一項及び第二項並びに第四十一條第一項及び第二項を除く。）の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決）を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

○ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第六十七号）（抄）

（放射線取扱主任者免状）

第三十五條（略）

2 4（略）

5 原子力規制委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、放射線取扱主任者免状の交付を行わないことができる。

一 次項の規定により放射線取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その命ぜられた日から起算して一年を経過しない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

6 9（略）

（不服申立て等）

第四十五條 この法律（第三十五條第二項から第五項までを除く。以下この項及び次項において同じ。）の規定による登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関又は登録資格講習機関の処分に対する不服がある者は原子力規制委員会に対し、この法律の規定による登録運搬物確認機関の処分に対する不服がある者は国土交通大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 この法律の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決）を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）（抄）

（政令で定める市の長による事務の処理）

第二十四條の二（略）

2 前項の規定により政令で定める市の長がした処分（第二十四條の四に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。）についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

（事務の区分）

第二十四條の四 第十二條第三項及び第四項、第十二條の二第三項及び第四項、第十二條の三第七項、第十二條の五第八項、第十

二条の六、第十四条第一項、第五項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の三（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の四（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の五第二項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第六項及び第十項（第十四条の五第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十四条の五第一項、同条第四項から第六項まで（第十五条の二の六第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで（第十五条の二の四において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の二の六第一項、同条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の三の二、第十四条の三の三、第十五条の四において読み替えて準用する場合を含む。）、第十五条の五第一項及び第二項、第九条の六並びに第九条の七第二項、第十八条第一項（産業廃棄物又は産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）、第十九条の三（第二号に係る部分に限る。）、第十九条の五第一項、同条第二項において準用する場合を含む。）、第十九条の六第一項、同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十一条の二（産業廃棄物の処理施設に係る部分に限る。）、第二十三条の三並びに第二十三条の四の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）（抄）

（公害等調整委員会の裁定）

第三十二条 第二十五条第四項、第二十七条第三項又は第二十八条第二項の規定による環境大臣の処分による環境の悪化又はその回復の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。

この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。
2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）（抄）

（異議申立て及び審査請求）

第六十六条 認定又は補償給付の支給に関する処分に対する不服がある者は、その処分をした都道府県知事に対し、異議申立てをすることがある。

2 (略)

3 第一項の異議申立て及び前項の審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。
（行政不服審査法の適用関係）

第七十七条 前条第二項の審査請求については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二十五条の規定は、適用しない。
2 前条第二項の審査請求についての行政不服審査法第二十条及び第三十一条の規定の適用に関しては、同法第二十条第二号中「三箇月」とあるのは「二箇月」と、同法第三十一条中「その庁の職員」とあるのは「審査員」とする。

（審査請求）

第九十九条 この法律に基づいてした機構の処分不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(不服申立てと訴訟との関係)

第一百十条 この法律に基づいて機構がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する環境大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(利害関係人に対する審査請求書の副本の送付)

第一百二十六条 審査会は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本を利害関係人に送付しなければならない。

(審理の期日及び場所)

第一百二十七条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、原処分をした行政庁、審査請求人及び参加人（以下この款において「当事者」という。）に通知しなければならない。

(不服申立ての制限)

第一百三十四条 この款の規定により審査会がした処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

○ 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第四百号）（抄）

(異議申立ての場合における鑑定)

第六条 環境大臣は、第二条第二項の規定による認定に関する処分についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づく異議申立ての審理をする場合においては、同法第四十八条において準用する同法第二十七条の規定による公害健康被害補償不服審査会の委員及び当該異議申立てに係る患者の主治の医師（患者が死亡した場合にあつては、当該死亡した患者の主治の医師であつた者）の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならない。

○ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）（抄）

(公害等調整委員会の裁定)

第三十三条 第三十条第二項又は第三十一条第一項の規定による都道府県知事の処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができ旨を教示した場合について準用する。

○ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）（抄）

(登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十八条 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(認定機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条の十二 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(公害等調整委員会の裁定)

第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分について、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

○ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）（抄）

(不服申立ての手續における意見の聴取)

第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

○ 南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）（抄）

(南極地域活動計画の確認)

第八条 (略)

2 5 (略)

6 第三項第二号の規定による通知について不服がある者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

7 (略)

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（抄）

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十九条 (略)

2 前項の規定により政令で定める市の長がした第十六条第一項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

(事務の区分)

第二十二条 第十六条、第十七条及び第十八条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法（昭和二

十二年法律第六十七号) 第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

○ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号) (抄)

(不服申立て)
第二十四条の四 第二十四条の二第二項の規定による命令については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

○ 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号) (抄)

(一般拠出金の徴収方法)

第三十八条 徴収法第十九条(第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号を除く。)、第二十一条、第二十一条の二、第二十七条から第三十条まで、第三十六条の二、第三十八条、第四十一条から第四十三条まで、第四十五条の二及び附則第十二条の規定は、一般拠出金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる徴収法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

2

3

(略)

(略)

(略)

(審査請求)

第七十五条 この法律に基づいて機構が行った処分については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、審査請求をすることができ。

一・二 (略)

2 前項第一号に掲げる審査請求についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第三十一条の規定の適用に関しては、同条中「その庁の職員」とあるのは、「審査員又は専門委員」とする。

3 (略)

(異議申立て)

第七十六条 労災保険適用事業主は、第三十八条第一項の規定により準用する徴収法第十九条第四項の規定による処分について不服があるときは、異議申立てをすることができ。

(不服申立てと訴訟との関係)

第七十七条 この法律に基づいて機構が行った処分又は前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該機構が行った処分についての審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会若しくは環境大臣の裁決又は同条に規定する処分についての異議申立てに対する厚生労働大臣の決定若しくは同条に規定する処分についての審査請求に対する厚生労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(準用)

第七十九条 徴収法第三十八条の規定は、第六十六条第一項及び第二項の規定による徴収金について準用する。

○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の

地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）（抄）

（防衛大臣への事件の送致）

第二十二條 収用委員会が第十九條第四項に規定する期間内に裁決をしない場合において、地方防衛局長から行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第七條の規定による異議申立てがあつたときは、収用委員会は、同法第五十條第二項の規定にかかわらず、第十四條の規定により適用される土地収用法第三十九條第一項の規定による申請に係る事件を防衛大臣に送らなければならない。

2 前項の規定は、収用委員会が異議申立てがあつた日から一月以内において裁決を行うべき期日を定め、これを地方防衛局長に通知した場合においては、収用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。

3 （略）

4 （略）

（裁決の代行）

第二十三條 （略）
2 地方防衛局長は、前條第一項の規定にかかわらず事件が送られない場合において、異議申立ての日から一月を経過し、かつ、収用委員会が当該事件について裁決をしないときは、防衛大臣に対して、収用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 （略）

（不服申立て及び訴訟）

第二十九條 土地収用法第三百十條第二項、第三百十一條第二項、第三百十一條の二及び第三百十二條第二項の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する異議申立てについて、同法第三百十三條及び第三百十四條の規定は防衛大臣が行う代行裁決等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第三百十條第二項中「行政不服審査法第十四條第一項本文」とあるのは「行政不服審査法第四十五條」と、同法第三百十一條第二項中「国土交通大臣」とあるのは「防衛大臣」と、同法第三百十三條第三項中「起業者」とあるのは「地方防衛局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第三百十四條中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替へるものとする。

2 （略）
○ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）（抄）

（異議の申出）

第四條 前條第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

（増額請求の訴え）

第六條 第四條第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定を知つた日から六箇月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（期末手当及び勤勉手当）
第十八条の二（略）

2 前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項（前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の七第五項において準用する場合を含む。）に規定する一時差止処分（以下この項において「一時差止処分」という。）に対する審査請求又は異議申立てについては、一時差止処分は懲戒処分と、一時差止処分を受けた者は自衛隊法第二条第五項の隊員とそれぞれみなして、同法第四十九条から第五十条の二までの規定を適用する。

（給付金の支払の差止め）
第二十七条の八（略）

2（略）

3 前二項の規定による給付金の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和三十一年法律第六十号）第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

4（遺族等への支払の差止め等）
第二十七条の十二（略）

2 前項の規定による支払差止処分を受けた者は、行政不服審査法第十四条第一項又は第四十五条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、支払差止処分を行った給付金管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3（増額請求の訴え）
11（略）

○ 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）（抄）

（異議の申出）

第三条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

（増額請求の訴え）

第五条 第三条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

2（略）

○ 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）
※ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）による改正後のもの。

（不服申立ての処理）

- 49 隊員に対するその意に反する降任、休職若しくは免職又は懲戒処分についての審査請求又は異議申立てについては、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二章第一節から第三節までの規定を適用しない。
- 前項に規定する審査請求又は異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内になければならず、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。
- 防衛大臣は、第一項に規定する審査請求又は異議申立てを受けた場合には、これを審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。以下同じ。）で政令で定めるものに付議しなければならぬ。
- 第一項に規定する審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、前項の政令で定める審議会等の議決に基づいてしなければならない。
- （略）
- 審査請求又は異議申立ての手續は、政令で定める。
- この法律に別段の定めがある場合を除くほか、隊員に対する処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。隊員がした申請に対する不作為についても、同様とする。
- （不服申立てと訴訟との関係）
- 第五十条の二 第四十九条第一項に規定する処分（前条に規定する隊員又は学生若しくは生徒に係るものを除く。）の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。
- （在職中の求職の規制）
- 第六十五条の三 （略）
- 2・3 （略）
- 4 防衛大臣が行う第二項第五号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。
- 5 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。
- 6 （略）
- （再就職者による依頼等の規制）
- 第六十五条の四 （略）
- 2・6 （略）
- 7 防衛大臣が行う第五項第六号に規定する承認についての行政不服審査法による不服申立ては、防衛大臣に対して行うことができる。
- 8 防衛大臣は、前項に規定する不服申立てを受けてこれに対する決定を行う場合には、審議会に付議し、その議決に基づいて行わなければならない。
- 9・10 （略）
- （防衛出動時における物資の収用等）
- 第一百三三條 （略）
- 2・17 （略）
- 18 第一項から第四項までの規定による処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

19 (略)
第百五条 (略)

256 (略)

7 前項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

8 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に、改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

9 前項の規定により決定された補償金の額に不服がある者は、その決定を知つた日から六月以内に訴えをもつてその増額を請求することができる。

10
12 (略)

○ 联合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律 (昭和三十六年法律第二百十五号) (抄)

目次

第一章・第二章 (略)

第三章 不服申立て (第十六条—第十八条)

第四章・第五章 (略)

附則

第三章 不服申立て

(不服申立てによる時効中断)

第十六条 給付金の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立ての手続における諮問)

第十七条 防衛大臣は、給付金の支給に関する処分についての不服申立てに対して決定又は裁決をしようとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会に諮問しなければならない。

○ 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律 (昭和四十九年法律第一百号) (抄)

(異議の申出)

第十五条 前条第三項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内に、防衛省令で定める手続に従い、防衛大臣に対して異議を申し出ることができる。

2 防衛大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から三十日以内に改めて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(増額請求の訴え)

第十七条 第十五条第二項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

○ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）（抄）

（行政不服審査法による申立て）
第七十一条 この法律に基づく処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。

○ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）（抄）

目次

第一章～第三章 (略)

第四章 審査請求

第五章～第七章 (略)

附則

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～十 (略)

十一 資格認定審査請求 第十四条第一項、第十七条第四項及び第百六条第一項の規定による抑留資格認定に関する審査請求をいう。

十二 懲戒審査請求 第二百二十五条の規定による懲戒処分に関する審査請求をいう。

十三～十八 (略)

第四章 審査請求

(行政不服審査法による不服申立ての制限)

第百八十条 この法律の規定による処分については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てをすることができない。